裁判官　真野毅
裁判官　小谷勝重
裁判官　斎藤悠輔
裁判官　藤田八郎
裁判官　岩松三郎
裁判官　河村又介

裁判官沢田竹治郎は退官につき署名捺印することができない。

裁判長裁判官　霜山精一

昭和二四年(れ)第一〇二八号

被告人　柳元泰

弁護人岩垣利助の上告趣意

第一、原審判決は法律の適用に誤がある。即ち

(イ)　被告人が昭和二十一年五月末頃、高山線細江駅において同駅予備助役山腰末太郎を脅迫し公務の執行を妨害した行為は刑法第九十五条の公務執行妨害罪の成立ありとせられたが是れは刑法で処罰すべきでなく鉄道営業法は特別法であります、一行為が二つの法規に該当する場合は特別法を適用すべきものと存じます、刑法は一般法であり鉄道営業法第三十八条を適用すべきは当然の法則であります、従って原判決は法律の適用を誤つておるものと思料致します。

(詳細は昭和二十三年十二月十日附第二審に提出の弁論要旨参照ありたし)

(ロ)　被告人が柏木亦蔵から金弐万五千円を喝取した件は該金員は被告人が柏木亦蔵から受領する正当な権利を有しており其の権利を実行する為めに多少脅し文句を並べた結果柏木が畏怖心を起して金弐万五千円を提供した事実は其の権利実行の為め恐喝手段を実行したものでありまして恐喝罪は構成致しませぬ。

然るに原審が刑法第二百四十九条第一項に該当すると為したのは法律の適用を誤つておると思料致します。

(二審に提出の弁論要旨御参照ありたし)

第二、被告人につき左記情状あるにもかかわらず、原審が実刑を科したのは法令違反あるものと思料する。即ち

(一)　被告人は前に禁錮以上の刑に処せられたことがない。

(二)　被告の本件犯罪の動機は詐欺を除く他の犯罪全部被告の酷酊の結果によるものであります。

(三)　詐欺の点を除く他の事実に付きましては全部の被害者に被害弁償をし見舞金を送り且全被害者に対して謝罪し今では

全被害者は被告の為に寛大な裁判を希望しておるのであります。

(四) 詐欺により食糧の配給を受けていた点は誠に明瞭であつて申訳ありませんが、本件に依つて受けた配給食糧等は闇売買したものでなく、大半は人夫の食糧不足を補つたり、又配給証明を持参せないで頼つて来る人夫に給与したり又後日他で働いていた人夫が取りに来たときは之に其の者の配給を渡しており自家消費の分は極く少量であります、人夫に対する不足食糧と云うのは、目下被告は同村の硅石山の採掘を請負つておりますが、其の使用人夫の食糧を補つたのであります。

本件の人夫三十二名に対しては同村々長の証明書の通りこれ等の人夫は他で食糧の配給は受けておらねと認められますから、二重配給を受けたものではありません。

(五) 被告の改悛は著しいものがあります、保釈の恩典に浴してからは別人の如く酒をつつしみ、少しも乱暴したこともなく其の職業に精励しております。

以上(一)乃至(五)の事実は原記録上明白な事実であります、これ等の情状は原判決に当り刑法第二十五条の情状として斟酌すべきものであるのに控訴判決に於て之を顧慮せず実刑を科したのは刑事訴訟法第四百九条後段に該当するものと思料する。

第三、原審に於て弁護人は本件被告人には刑の執行を猶予せらるべき情状ありと昭和二十三年十二月十日付弁論要旨と題する書面に基き述べたにかかわらず此の点に付て何等の説明なくして実刑を言渡した原判決は明かに刑事訴訟法第三百六十条第二項の視定に違反しておると思料する。

以上の理由により原判決の破毀を求むる為め上告に及んだ次第であります。

以上

昭和二八年(あ)第六二四号

決定

本籍　埼玉県大里郡深谷町大字深谷二七三番地

住居　浦和市大字上木崎一一八番地　古物商外交

青木金一　大正九年七月二九日生

右の者に対する収賄被告事件について昭和二七年一〇月二八日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人青木金一の弁護人長谷川勉及び沢荘一の上告趣意第一点について

所論は訴訟法違反の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。そして刑訴三二八条にいう証拠は被告人、証人その他の者の供述の証明力を攻撃する資料に止まり、同法三二一条乃至三二四条の規定で証拠能力が認められていないものであつて、犯罪事実を認定するための刑訴三三五条の証拠の標目として掲記すべきものではないから、第一審判決が所論小北由蔵の供述調書を証拠の標目中にかかげたのは失当たるを免れないこと所論のとおりである。しかしながら本件において所論供述調書を除いてもその余の挙示の証拠で判示事実は優に認定することができるから、かような場合には刑訴四二四条

昭和二九年七月七日決定　昭和二八年(あ)第六二四号

昭和二九年七月七日決定　昭和二八年(あ)第六二四号

を適用すべき事由となすに足りないこと当裁判所の判例とするところである。されば第一審判決を維持した原判決の判断も結局において正当であつて論旨は採用できない。

同第二点同第三点は何れも刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年七月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判官　霜山精一

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二八年(あ)第六二四号

被告人　青木金一

弁護人長谷川勉、同澤荘一の上告趣意

第一点　原判決は法令違反の第一審判決を認容し以て憲法第三十一條に違反している。

第一審判決書によると判示事實に對する証據の一、として

一、大阪地方檢察廳檢事及び檢察事務官作成に係る昭和二十六年四月二十四日附小北由藏の第一回供述調書の記載

が擧示されている。

しかし乍ら右小北由藏の檢事調書は第一審第二回公判に於て檢察官より「刑事訴訟法第三百二十八條の規定により」裁判所に提出せられたものであることは記錄上明かである（記錄第三十五丁）。本件記錄上刑事訴訟法第三百二十八條により提出されるに至つた經過は明かになつていないが、右小北の檢事調書が公判廷における証人小北由藏の証言の証明力を爭うために提出せられたことは明かである。

然るに第一審裁判所は判示事實に對する証據の標目に右小北の檢事調書を擧示している以上、之を採つて直接罪証に供したと解するを相當とする。右に對し原審は「同記載（右小北の檢事調書の記載）は右罪証たる証言記載（証人小北の第一審公廷における供述記載）中の除外部分の証明力を爭うためにのみ原判決が援用したものであつて、これを直接に罪証に供したものではないと解するを相當とする」と謂つているけれども、これは曲解と云わざるを得ない。直接の罪証たる他の証據と同列に擧示してある以上、證據能力も亦同格と考えているとき判斷するのが相當であつて原判決の如く判斷することはできない。その証左として、原判決は右引用部分の前で「而して右趣旨（賄賂の趣旨）が原判示の様であり、同証人（小北証人）が原審公廷において述べるようでないことは所論檢事及び檢察事務官作成の小北由藏の第一回供述調書の

記載によつて推斷せられるから……」と謂つて、賄賂の趣旨を右小北の檢事調書から推斷し、原審自ら、小北の檢事調書を直接罪證に供しているのであつて、自ら語るに落ちたりと言わなければならない。

若し右弁護人の見解にして容認せられるならば、刑事訴訟法第三百二十八條によつて提出せられた書面又は供述は之を罪となるべき事實認定の證據とすることは許されないとすること判例學說の一致した見解であるから（東高第一刑判決、昭二五、四、二八、特報十六号七三―七四頁。名古屋高裁第四刑、昭二五、一二、五、特報十四号一〇五頁。横井氏・逐條解說Ⅲ一二六頁。瀧川・平場・中武・刑事訴訟法四七二頁。團藤教授も同樣）、之を採つて直接の罪證とした第一審判決、此の違法を認容した原判決は何れも刑事訴訟法第三百三十五條第一項に違反し、延いて憲法第三十一條に違反しているから破棄せらるべきである。

猶仮りに右の論旨は結局法令の適用の誤ないし訴訟手續違反の主張に歸し、上告適法の理由とならないとするも、之を破棄しなければ著しく正義に反すると思料せられるので職權の發動を求める。

第二点　原判決及び第一審判決には判決に影響を及ぼすべき重大な事實の誤認があるから、職權により破棄を求める。

先ず第一に本件は「職務に關し」なされたものではない。被告人は以下に述べる樣に資材割當について何等獨自の權限を有せず、又それを左右し得る地位にも居なかつたのである。この点につき証人熊崎正夫は「資材割當等につき青木には何等獨自の權限はありません」（同人の証人調書、第二項）と謂い、証人森田武司は「青木は係長を輔佐して各縣の申請を纏め、それを係長の考えている樣に起按するのでありますから、青木が府縣の割當をすることも、又割當量を左右することも出來ません」と述べている（同人の証人調書第二項）ところによつて明瞭である。のみならず資材割當は團体や業者に直接に割當てるものでなく都道府縣に割當てるものである（森田武司の證人調書第一項、小北由藏の証人調書第二項）から、從つて被告人と業者たる小北由藏や立石克己との間には何ら職務上に於ける關係は存しないのである（證人小北由

藏の証人調書第九項）。

被告人は單に課長の下で資材割當の事務補助をなす者にすぎず、從つて右割當について實務上（？）便宜の取扱をなし得ず且つ被告人と業者との間に何ら直接職務上の關係がない以上、兩者の間に於ける金錢授受は「職務に關し」なされたものということはできない。

第二に本件の金錢授受は友情、義俠による純然たる消費貸借であつて、職務に關する不法な報酬ではない。

而して其の消費貸借は被告人と立石克己との間に成立したものであつて、原判決及び第一審判決判示の樣に、立石を介し被告人と小北田藏との間の金錢授受ではないのである。證人立石克己、同小北由藏の各證言を綜合すれば『本件二十万円の金は昭和二十五年頃、立石が青木からの「姉が仕事をするというのだが資金がなくて困つているから金を用立てゝくれ」との依頼に應じ、立石は青木に同情したが、自分に金がなかつたので、これを友人の小北由藏に話してその承諾を得、立石が其の責任において、同人より金を借り、そして立石が青木に之を貸したものであり、立石は自分も經濟的に困つた經驗があるので、借りてその依頼に應じた譯で、證文もとらず、利息期限等について何らの定めをしなかつただけである』という事實が認められるのである。小北證人は『青木に個人的に同情して金を貸したので、割當に對する謝禮とか將來の便宜とかのことは全然考えませんでした。立石に金を渡した時「相手は月給取りだから金は月賦でも何でもよいから返すように云つてくれ」と立石によく話しました』（同人の證人調書第六項、第七項）と證言し、立石證人も「私としてはこの金は贈賄とか收賄とかいう性質のものでないことは斷言してよいと思います。本件は貸借條件がルーズなため、私は何度も取調を受けましたが、結局青木に同情して貸しただけでその他の意味はありません」と斷言しているところによつてこの間の消息は明かにせられるのである。

第一審判決は判示事實に對する證據として、敢て小北、立石、熊崎、森田等の法廷における証言をとらずして、これら

の者の法廷外における供述の書面を採用し、又小北證人の法廷における證言を採り乍ら、本件金錢授受の趣旨の点に關する部分の證言を除外しているけれども、事實認定は事實審の專權とはいゝ條、右の採證の仕方は恣意に過ぎ何人をも納得せしめる合理性ありとは言い難いのである。小北證人の證言から趣旨の点に關する部分を除くならば、殘るものは金二十万円の授受の事實のみであり、他に趣旨を說明する證據として、被告人の檢事調書以外に、

一、小北由藏の檢事調書

一、立石克己の供述書

あるのみである。而も右小北の檢事調書は第一点に於て指摘せる如く、有罪認定の資となし得ないのであるから、結局立石の供述書のみとなるが、右供述書（記錄十八丁―二十九丁）における賄賂性に關する供述は極めて曖昧であるのみならず、法廷において立石證人は逆に明瞭に之を否定せること前述の如くである。

從つて第一審に現われたあらゆる證據を彼此檢討して素直に事實を見直すならば、被告人の自白調書（搜査官に對するもの、公判廷では否認する）を除いては遂に判示事實は歸納し得べくもなく、職務に關する賄賂收受とは逆の事實が立證せられていると言わなければならない。

よつて第一審判決、之を是認した原判決は判決に影響を及ぼすべき重大なる事實誤認をしていること明かであるから、宜しく職權を以て破棄あらんことを求める次第である。

第三点　原判決は刑の量定が甚だしく不當であるから職權の發動を求める。

原第一審裁判所は本件につき、被告人を懲役六月の實刑に處し、原審も亦之を相當なりとして是認したのであるが、本弁護人等は前述の如く被告人の無罪を確信するも、若し不幸にして有罪の認定を受けるならば、情狀酌量の余地ある事案として再度の審按を得たき次第である。

(一)　本件の動機。

被告人は當時月收八千円で家族三人を扶養し、自分の生活が苦しいところへ、義姉の家族五名と實姉の家族四名の面倒を見てやらなければならぬ環境にあつたので、自分の負擔を輕くしたいために實姉、義姉兩名に紡織機械を購入してやつて何とか自活の道を講じさせたいと思つていた矢先、義姉から右機械の購入資金として二十万円の融通方申入があつた（被告人の二五、一二、九附警察調書、證人青木たけの證人調書）其の借用方を立石に依頼するに至つたもので、動機たる眞摯且つ同情すべきものというべきである。

(二)　本件二十万円は全部立石に返濟されている事實。

本件の金の出所は全部立石であると信じていた被告人は、これが小北由藏より出たものであることを知り且つ又家内の實家から金五万円を借用してこれを權利金として紡織機械を借りてやつたので、二十万円は不要に歸したため、本件二十万円はそつくりそのまゝ昭和二十五年十一月中に立石克己に返濟されて居り（證人立石の證人調書第四項、第九項、同人の供述書、被告人の法廷における供述）被告人は何等の利得をしていないのみならず、そこに被告人の良心的態度が看取せられる。若し立石が直に小北に返濟して居れば、本件は何ら問題となるべき性質のものではなかつたのである。當時立石は仕事に逐われていたので、度々上京する小北にその時返金しようと思い、金を小北に返さずに、唯その旨を手紙で知らせておくという様なルーズなことをした（立石の證人調書第四項）ために問題化した不運なる事案なのである。

(三)　被告人の性格、勤務について。

被告人は明朗さには欠けていたが、責任感が極めて強く、重厚な性質で不言實行型の人物であり、又金錢に對しては普通の人より堅い位である。

其の勤務ぶりについては、仕事熱心で複雑多岐な統制資材配分事務をよく克服し、課員十四、五名中一番よく働き、その實績は大いに見るべきものがあつたので、熊崎課長も大いに囑目していた位であつた（熊崎正夫の證人調書第三項、同人の證明書第三項、森田武司の證人調書第五項）。

(四) 被告人の前科なき事實。

(五) 改悛の情顯著——再犯の虞絶對になきこと。

被告人は、官吏として金錢貸借に愼重を欠いて、上司、立石、小北等に心配をかけたことを詫び、今後は再びかゝる過誤を犯さざることを誓い居るものである（被告人の公判廷における最終陳述、同人の昭和二五、一二、九附警察調書の末尾、同人作成の供述書末尾等）。

現在被告人は古物商として眞面目に生活し、その上同人は大正九年生れの未だ將來のある年齢なのであるから、今日實刑を受けて前科者となるならば、更生の機を得ること極めて困難となり、却つて再び罪を犯すに至ること前例に照らし火を睹るより明かである。

以上縷述の諸事情に淸鑑を垂れられ、被告人に對し執行猶豫の恩典を賜わる樣、職權の發動を促す次第である。

以上

昭和二九年(し)第三二号

決定

野村茂こと

被告人　宋点鳳

国本又は栗本こと

同　李鐘球

右両名弁護人　梅山実明

右被告人等に対する窃盗被告事件について、右弁護人のした保釈請求につき、名古屋地方裁判所一宮支部のした被告人両名の保釈を許す決定に対し、検察官から抗告の申立があり、これについて昭和二九年五月二〇日名古屋高等裁判所がした原決定取消、保釈請求却下の決定に対し、右弁護人から特別抗告の申立があつたので、当裁判所はつぎのとおり決定する。

主文

本件特別抗告を棄却する。

理由

弁護人梅山実明の特別抗告申立理由は、原決定の憲法七六条三項違反をいうけれども、保釈を許す決定に対する抗告事件において、抗告裁判所が、右決定が違法であるかどうかにとどまらず、それが不当であるかどうかをも審査しうるものであることはいうまでもない。従つて、その審査の結果、保釈を許す決定が不当であると判断したからといつて、ただそれだけの理由でその決定をした裁判所の良心と独立を侵すものであるといえないことは、勿論である。されば、所論違憲論はその前提を欠くものであつて、採用できない。

昭和二九年七月七日決定　昭和二九年(し)第三二号

一

昭和二九年七月七日決定　昭和二九年(し)第三二号

よつて刑訴四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年七月七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　真野毅

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　入江俊郎

昭和二九年(し)第三二号

特別抗告の申立

被告人　宋点鳳

国本又は栗本こと

野村茂こと

同　李鐘球

右の者等に対する各窃盗被告事件に付、昭和二十九年五月二十日名古屋高等裁判所に於て為された保釈決定の取消決定に対し左記理由に基き特別抗告の申立を致します。

理由

第一点　原決定には憲法第七十六条第三項に違背あるものと信ずる。

憲法第七十六条第三項には、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と規定せられている。

翻つて本件に就きみるに、原審は昭和二十九年四月三十日名古屋地方裁判所一宮支部の為した被告人等に対する保釈決定は職権保釈並に不当に長期を理由とする保釈就れの観点からするも相当でないとして該決定を取消す旨判示せられたのであるが、刑事訴訟法第九十条に規定せられている職権保釈の規定に依れば、裁判所は適当と認めるときは職権で保釈を許すことができるとあり此の場合単に適当であるときはと規定せられていない点大いなる相違あるものと謂はねばならない。

即ち、単に適当であるときはと規定せられている時にはその適当か否かは客観的判断であり客観的に妥当な判断で以て

批判されねばならぬところであるが前記職権保釈の規定の如く適当と認めるときはと規定せられている時にはその認定は一に決定裁判所の裁判官の良心に、その職権に委ねられていると解しなければならない。

而してその場合適当でないと認めながら保釈決定した如き場合が違法に該当すると謂はねばならない。

結局刑訴法第九十条の規定はその判断の基準は裁判官の良心に而してその裁判官の世界観、人世観に委ねられているものとみるべきでそれ故にこそ職権保釈の名称も由来すると思料せられる。

従つて、原審が一宮支部が適当と認めて許可した保釈決定を適当でないとして取消したのは許可決定した裁判官の良心と独立を侵し延いてはその職権を侵害するものであると謂はねばならず上記憲法第七十六条の裁判官独立の原則を蹂躙するものであると信ずる。

以上

昭和弐拾九年五月弐拾四日

右弁護人　梅山実明

最高裁判所御中

昭和二九年(さ)第二号

判決

本籍　鹿児島県日置郡市来町浩町一九二六番地

住居　尼崎市西本町七丁目三二〇番地

無職

出口菊枝

大正二年一月一〇日生

右に対する覚せい剤取締法違反、賍物牙保被告事件について、昭和二九年三月五日神戸地方裁判所尼崎支部の言渡した確決定判に対し検事総長佐藤藤佐から非常上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決が本件につき刑法二五条二項を適用した部分を破棄する。

理由

検事総長の非常上告理由について。

原審裁判所である神戸地方裁判所尼崎支部は、昭和二九年三月五日本件被告人が(一)同二八年五月二五、六日頃、覚せい剤を不法に譲渡し、(二)同年九月二九日覚せい剤を不法に所持し、(三)同年同月一五日賍物の牙保を為した犯罪事実を認定した上、相当法条並びに刑法二五条二項等を適用して、被告人を懲役一年二月及び罰金一千円に処し且つ、右懲役及び罰金につき三年間その執行を猶予する旨の判決を言渡したこと、並びに、同判決において被告人は昭和二七年二月二二日同裁判所支部で覚せい剤取締法違反で懲役八月但し三年間執行猶予の判決を受け、該判決は同年三月八日確定しているが、昭和二七年政

令一一八号により懲役六月執行猶予二年三月に減軽及び短縮されたものである旨を認定判示しその認定が誤りでないこと及び、右原判決は、昭和二九年三月二〇日確定したものであることは、いずれも、所論のごとく一件記録に徴し明白である。

そして、刑法二五条二項によれば、前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を猶予された者が、一年以下の懲役又は禁錮の言渡を受け、情状特に憫諒すべきものあるときは、裁判確定の日から一年以上五年以下の期間再びその執行を猶予することができるものであるが、一年以上の懲役若しくは禁錮又は罰金の言渡を受けたときは、その執行を猶予することはできないものである。しかるに、原判決が前示のごとき執行猶予中の前科あることを認め且つ被告人を懲役一年二月及び罰金一千円に処しながら、刑法二五条二項を適用し右懲役及び罰金の双方の執行を猶予する旨の判決を言渡したことは、明らかに右刑法の条項に違反したものであつて破棄を免れないものといわなければならない。但し、原判決は、被告人のため不利益でないから、刑訴四五八条一号本文の規定に従いその違反した部分のみを破棄すべきものとし、裁判官の全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官　安平政吉出席

昭和二九年七月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　藤　悠　輔

裁判官　岩　松　三　郎

裁判官　入　江　俊　郎

検事総長佐藤藤佐の非常上告申立

右者に対する覚せい剤取締法違反並びに賍物牙保被告事件につき昭和二十九年三月五日神戸地方裁判所尼崎支部の言渡した有罪判決は左記の理由により、その審判が法令に違反するものと思料されるので別冊訴訟記録を添え刑事訴訟法第四五四条によつて非常上告を申立てる。

被告人　出口菊枝

理由

右者覚せい剤取締法違反並びに賍物牙保被告事件につき昭和二十九年三月五日神戸地方裁判所尼崎支部は、原判決摘示第一、「フエニルメチル、アミノプロパン塩酸塩及カフエイン」を含有する覚せい剤アンプルの譲渡及び所持の事実並びに、

第二、カメラ一個についての賍物牙保の事実を認定し、これに対し、覚せい剤譲渡の点は

覚せい剤取締法第四一条第一項第四号第一七条、

同所持の点は

同法第四一条第一項第二号第一四条、

賍物牙保の点は

刑法第二五六条第二項、罰金等臨時措置法第二条第三条を適用し以上は刑法第四五条第四七条、同第二五六条第二項、罰金等臨時措置法第二条第三条刑法第一八条第一九条第二一条第二五条第二項、第二五条ノ二、に該るものとして、被告人を

懲役壱年弐月及び罰金壱千円に処する。但し懲役及び罰金について参年間その執行を猶予すべく、右執行猶予期間中被告人を保護観察に付する旨の判決言渡を為し、該判決は同月二十日確定するに至つた事実は一件記録に徴し明白である。

然るに右確定判決を検討するに、同被告人は曩に昭和二十七年二月二十二日神戸地方裁判所尼崎支部において、別件覚せい剤取締法違反被告事件の為め懲役八月、三年間右刑の執行を猶予する旨の言渡を受け該判決は同年三月八日確定したが、昭和二十七年法律第一一八号に依り懲役六月、執行猶予二年三月に減刑及短縮されるに至つた事実は原判決の前科事実として認定するところに徴し一点の疑いなきところである。

果して然らば、本件被告人の如く禁錮以上の刑に処せられ刑の執行猶予中の者に対し、原審裁判所が一年二月の懲役を言渡しながらこれに対し再度の刑執行猶予を言渡すが如きは、刑法第二五条第二項の規定趣旨に違反した措置と謂わなければならない。

尤も原判決は或いは本件被告人に対しては特に再度刑の執行猶予に付するの趣旨であつたと解すべきものとするも、若し然りとすれば宣告刑は少くとも一年以下の自由刑に止まらなければならないことは刑法第二五条第二項の正文に照らし疑いのないところである。

以上いずれの見地よりするも原審裁判所が被告人は懲役刑の執行猶予中にある者なることを認定しながら、現刑として懲役一年二月を宣告し再度右刑の執行を猶予する旨の言渡を為した点は刑法第二五条第二項の規定趣旨に違反し、審判が法令に違反したものというの外なきにより、原判決に破棄し、更に相当の裁判を求めるため、ここに本件非常上告を申立てる次第である。

以　上

昭和二七年(あ)第四九一〇号

判　決

本籍並びに住居　長野県上伊那郡箕輪村大字福与二七一番地

農　城倉久夫　昭和三年四月二日生

右の者に対する食糧管理法違反被告事件について昭和二六年一二月六日東京高等裁判所が言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

被告人本人並びに弁護人鍛治利一の各上告趣意は末尾添付別紙記載のとおりである。

弁護人鍛治利一の上告趣意第一点について。

所論は、原判決が被告人を食糧管理法違反として処罰したのは、憲法二二条に違反するというのである。しかし、原判決は「原審において取調べた証拠によれば被告人が食糧管理法施行規則第四十七条第一項第三号所定の旅行者として本件精米を携行したものでないことは明白である。」と判示しているから、所論違憲論は原審の認定に副わない主張であつて、其の前提を欠いている。なお原判決が仮定に立脚して判断したことを違憲なりとする主張は昭和二六年(あ)第三九六九号、同二八

年五月八日第二小法廷判決に徴し採用に値しない。また、食糧管理法施行規則四七条一項三号、食糧管理法九条、三一条も憲法二二条に違反した無効の法規であるとの主張は昭和二五年(あ)第一九号、同年一一月二二日大法廷判決（判例集四巻一一号二三八九頁）の趣旨に徴し採るを得ない。

同第二点について。

所論は、原判決は憲法三七条三項に違反するというが、その実質は単なる訴訟法違反の主張にすぎないから、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（昭和二五年(あ)第二一五三号　同二八年四月一日大法廷判決、判例集七巻四号七一三頁参照）。

被告人本人の上告趣意（上告申立書を含む）について。

所論はいずれも刑訴四〇五条の適法な上告理由に当らない。（上告趣意一は単なる量刑不当の主張であり、同二、三、四はいずれも原審で主張もされなかつた事項を主張するものであるのみならず、被告人は第一審の公判において最終に陳述する機会を与えられており、被告人は右公判において被告人の司法警察員に対しなした供述が任意になされたものであることを認めている。同五は被告人が原審において国選弁護人を附されているから、その立論の前提たる事実を欠くものである。なお、弁護人の上告趣意第二点に対する説明参照）。

また、記録を精査しても本件につき刑訴四一一条を適用すべきものと認められない。

よつて刑訴四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二九年七月一三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第四九一〇号

被告人本人の上告申立

被告人　城　倉　久　夫

昭和二十五年（よ）第八二号食糧管理法違反被告事件に付昭和弐拾五年十一月二十五日長野地方裁判所伊那支部に於て懲役六月（執行猶予三年）罰金壱万円に処せられ不服につき控訴を申立てて受理せられ昭和二十六年一月十一日控訴趣意書並弁護人選任の請求を致しましたが弁護人決定の通知が無く今日に至りましたが公判期日召喚状は前後四回に及んで来て居ります第一回九月十一日、第二回九月二十五日、第三回十一月十三日、第四回十二月六日に指定されましたが第一、二回を除くの外「但し必ずしも出頭に及ばない」と有りました。又弁護人の選任決定は十二月九日迄不知で居りました処十二月九日弁護人として東京都新宿区大京町一二弁護人植月浅雄なる人より控訴棄却の判決の有つた書信が到着致しましたが被告人は弁護人の決定が無いから公判に出廷しなかつたものであります右述の様な理由に依つて上告を申立てます。

以　上

（昭和二七年あ第四九一〇号

被告人の上告趣意

昭和二十六年十二月九日控訴棄却の判決がありましたが、被告人は弁護人の指定の通知がないから法廷に出廷せずに居りました所控訴棄却の判決がありましたので上告致しました。

一、刑量が甚しく不当である事

二、第一審裁判に於て最終陳述の時間を与えなかつた事

三、被告人は逮捕前に何等理由を告げられる事なくして約四時間警察署に拘留された事

四、被告人は警察官に取調を受ける前に本人の意志に反して自白を強要されて、其の後に於て調書の作製が行われ取調中に於ても同様に自白を強要された事

五、被告は第二審に於て弁護人の選任を受ける事なく裁判が行われた事

以上

被告人　城倉久夫

昭和二七年(あ)第四九一〇号

弁護人鍛治利一の上告趣意

右に係る食糧管理法違反被告事件について左の通り上告の趣意を開陳する。

被告人　城　倉　久　夫

第一点

原判決は憲法第二十三条違反の裁判である。

原判決は「原審において取調べた証拠によれば食糧管理法施行規則第四十七条第一項第三号所定の旅行者として本件精米を携行したものとするも右証拠によれば被告人が右食糧管理法施行規則第四十七条第一項第三号所定の一旅行証明書を持参していなかつたことは明かであるから所謂法定の除外事由ある場合に該当しないものと言はなければならない」と判示して控訴を棄却し、被告人を食糧管理法違反として処罰したものである。

しかし憲法第二十二条により何人も居住、移転及び職業選択の自由を保障されているのであつて、これは国内交通の自由を包含するから、何人も自由に旅行することができるのは当然であり、何人と雖一日に三度の食事をしなければ生命を保つことができないのであるから旅行をするにはその間に食事をするに必要な主食を持参しなければならない。これを禁止することは旅行中の食事を不能ならしむることとなるから、旅行の自由を事実上否定することとなり憲法第二十二条の保障する基本的人権を奪うもので、憲法違反と云はねばならない。

本件は被告人の父母の間に東京で離婚訴訟が起り、母はまずしくて弁護士の代理人を依頼することができないため被告人が母に代り訴訟に関する連絡に行くため米を携行したものであつて（記録二〇丁、二一丁）自己の食糧とする為めなの

である。従つて此の目的のために精米を携行したのは適法であり、これが否定されるのであれば旅行は不能となる。従つて単に旅行証明書を持参しなかつたとの一事によつてこれを犯罪とし懲役刑を科する旨の食糧管理法施行規則第四十七条第一項第三号食糧管理法第九条第三十一条は旅行証明書を持参しないことを以て直ちに犯罪なりとし、其の携行が旅行のための必要に出でたか否かを問はないとした点において憲法第二十二条に違反し無効の法規である。然るに原審が、旅行者として携行したものであるとしても旅行証明書を持参していない限り、法定の除外事実ある場合に該当しないから有罪であるとしたのは憲法第二十二条に違反するものであり原判決は破棄を免かれないと信ずる。

第二点

憲法第三十七条第三項は、刑事被告人はいかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人がこれを依頼することができないときは国でこれを附する。と規定している。

これが被告人に対し充分な防禦を為すことを得しめるためである。刑事訴訟では原告側は常に法律専門家である検察官により攻撃して来るのであるから、被告人にも法律専門家の援助が与へられなければ到底満足な防禦はできないからである。

故に国選弁護人を選任したときは裁判所はこれを被告人に通知して、弁護人と連絡し又相談することができるようにしなければならない。そうでないと被告人は国選弁護人が選任されたかどうか、又何人が選任されたかを知ることができず、従つて防禦に困難を来し憲法第三七条第三項の保障は有名無実となつてしまふのである。然るに本件において原審は国選弁護人を選任したに拘はらず、これを被告人に通知せず為めに被告人の防禦を困難ならしめたものであつて、かかる手続に基いて言渡された原判決は憲法第三七条第三項に違反する裁判なりと云ふべく破棄せらるべきものと信ずる。

以　上

昭和二八年(あ)第四一九九号

判　決

本　籍　福岡県朝倉郡大福村大字田中二〇七番地
住　居　福岡市上今川橋通り三四番地　草場伊三郎方（現在　福岡刑務所在所）
日雇人夫
江頭徹こと
江　藤　徹
大正一一年七月二九日生

本　籍　熊本県天草郡一町田村大字河浦一七五二番地
住　居　福岡市大名町一丁目八八番地　大名アパート、自由労働組合事務所内
日雇人夫
平　田　秩
昭和三年一月二四日生

右被告人江藤徹に対する爆発物取締罰則違反、激発物破裂被告事件について昭和二八年六月二九日、同平田秩に対する爆発物取締罰則違反被告事件について昭和二八年八月一〇日それぞれ福岡高等裁判所の言渡した各判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

昭和二九年七月一三日判決　昭和二八年(あ)第四一九九号

当審における被告人江藤徹に対する未決勾留日数中二百日を同被告人の本刑に算入する。

当審における訴訟費用は被告人両名の負担とする。

理　由

各被告人及び各弁護人の上告趣旨はいずれも末尾添附別紙記載のとおりでありこれに対する当裁判所の判断は次ぎの如くである。

被告人江藤徹の上告趣旨一乃至四は捜査手続について違憲を主張するだけで原判決に対する攻撃ではないから上告適法の理由とならない。所論五の第一回公判についての主張は被告人に関しない訴訟手続についての単なる手続法違反の主張であつて不適法のものである。

第三回公判における所論の点については原判決が正当に判示して居るとおり裁判所法第七一条に基く適法の処置である。なお被告人退廷中に尋問されたのは相被告人平田関係の証人の証言であり、その証言途中被告人は入廷を許可されて居るのみならず各弁護人は在廷し弁護人被告人とも異議を述べず、それぞれ反対尋問をして居る。かかる場合違憲でないことは当裁判所昭和二四年(れ)第七三一号同二五年三月一五日大法廷判決、昭和二七年(あ)第四八一二号同二九年二月二五日第一小法廷判決に徴し明である。第五回公判については記録を調べても所論の様な事実は認められない。その他の論旨は違憲をいうが実質は単なる刑訴法違反の主張又は事実誤認の主張で刑訴第四〇五条所定の上告理由に該らない。

被告人平田秋の上告趣旨は違憲をいうが実質は原審の採証を争い、事実誤認の主張に過ぎず上告適法の理由とならない。

被告人江藤徹の弁護人松井佐の上告趣旨も事実誤認の主張に過ぎず上告適法の理由とならない。

同被告人弁護人諫山博の論旨第一点は事実誤認の主張で上告適法の理由とならず、掲記の判例は事実が異るので適切でない。同第二点の理由のないことは被告人江藤の上告趣旨について説明した処により明である。同第三点は量刑不当の主張で上告適法の理由とならない。

被告人両名弁護人鍛冶千鶴子の上告趣旨は結局事実誤認の主張に帰する。

なお記録を調べても刑訴第四一一条を適用すべき場合とは思えない。

よつて刑訴第四〇八条、第一八一条、刑法第二一条に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二九年七月一三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

被告人の上告趣意

一、本件は一貫して日本国憲法に違反して不法に行はれた判決であり米日反動ファシズムの陰謀であります。厳正な憲法擁護と公正十分な審理のもと原審を破棄され直に無罪を判決される事を強く要請致します。

「日本共産党員なるところ社会不安を醸成し以て治安を攪乱せんことを企図し昭和二十七年三月十五日午後七時三十二分頃福岡市住吉宮前警察派出所を爆発させ相薗巡査外三名を殺害しようとした……」と言う言いがかりの起訴状によつて何等の証拠もなく不当に起訴され第一審裁判所は此の様な違法な公訴を不当に受理されたばかりでなく一方的ファショ裁判によつて七年の極刑を宣告され原審ではこれらを基礎にして原審破棄四年の有罪判決がなされました。

これが如何に違憲違法でありでたらめな判決であり何一つの証拠も又根拠もないでつち上げ事件であるかは明白なのであります。その一として当時この事件のでつち上げに一役買つて奔走した一連の商業新聞から見てもその事が言えます。即ち三月十六日西日本新聞夕刊フクニチ毎日朝日などの新聞は一せいに鳴物入りで「日共九州始の武力行使」「もと日本共産党福岡南部郡委員長を逮捕」「十中八九までは江藤が真犯人」と大見い出しで大々的な宣伝をし、それから毎日の様に私が真犯人であり、日本共産党が武力を行使したかの如くまことしやかな宣伝を続けて来、この様なマスコミニケイションによつてでつち上を合理化して来ましたが、これ等の新聞は公判の審理が進み真実が明るみにされるにしたがつて、こぞつて全くなりをひそめてしまいましたが、十二回九ケ月の公判を経十二月二十六日判決の前日当日には遂に「住吉事件には決め手なし」「判決は何んとも判断出来ぬ」と報導しなければならなくなり夕刊フクニチ記者クラブでは無罪の

意見が圧倒したと云つて居ります。これが日本共産党の破壊行為を反動権力の一翼を担つて徹底的にデマ宣伝をやつた商業新聞すら判決前後に認めなければならなかつた無罪の事実であります。然るに第一審も原審も何等の証拠もなく私が日本共産党員であると云う事を唯一つの証拠に有罪判決をうつたのであります。

これは日本共産党を非合法化し破壊活動防止法その他の悪法を正当化する陰謀であり米日反動ファシズムの戦争挑発行為であり、憲法諸法令まで無視して一方的な判決を下した裁判のファショ化を明らかにするものであります。これは、私一人だけに加えられた迫害屈辱だけでなく平和と独立の先頭に斗う国民の真の代表政党である日本共産党に加えられた弾圧であり労働者農民を始め国民の自由をふみにじるファシズムの実体であります。この事はかつて米日ファシズムによつて引き起された下山・三鷹・松川事件の大陰謀を始め全国至る所に起されたでつち上げ事件近くは九州の一連の爆発事件のでつち上げと同一のものであり、又朝鮮休戦の直前アメリカ帝国主義者によつて惨殺されたローゼンバーグ夫妻事件に連なるものであります。

これは米日反動が強いのではなく彼等は彼等の慾望を満すため、戦争と極東侵略の野望を達しようとして残されたただ一つの最後の手段であります。だから彼等は明治十七年に出され正式な刑法でもない大政官布告令の爆発物取り締罰則違反なる死にかけた古証文を六法全書の片隅から引つぱり出してまで長期にぶち込もうとして居るのです。

この半世紀以上死んで居た古証文を復活させたものが治安維持法ならぬ破壊活動防止法であります。これこそ東条軍国主義を復活した事を明らかにバクロして居ります。

この様にして国内的にはデッチ上げによつて弾圧諸法規の改悪をやり軍国主義復活に必死になり、一方アメリカ帝国主義の司令通りに日本を極東侵略の足場不沈母艦にしたてゝ居るのが吉田内閣であります。彼等はアメリカ国防省の計画である日本の陸軍三五万海軍四〇万トン空軍四〇〇〇機を完成しようとやつきになりM・S・Aの援助を受け国家予算三

千億を使つて居ります。彼等は吾が国が自然の風水害の前に荒しまわされ、九州の様に一千名以上の死者行方不明が出十万町歩の田畑が砂原と化し農民がそのため餓死しようと近畿中部地方の様な尨大な被害を受け様と二〇〇億の災害予算でお茶をにごしまるで国土の破滅や国民の苦脳は眼中にないのであります。現に私の村は筑後川堤防は八百米が決壊し全村濁流にのまれ家の流失死者が続出し全耕地が土砂にうもれ耕作が全く不能になつて居り、これに対する政府の援助はほとんどやられて居なくそのため栄養失調が続出し堤防は仮堤防でしのぎ少しでも水量が増せばいつ決壊するともわからぬ危険にさらされて居ります。復興資金は一銭も与えられず耕作に全く望みを失なつた農民はその日を食いつなぐため極度に条件の悪るい日雇で稼ぎ中には村を逃げ出し、病人が続出すると云う悲惨な状況が操りひろげられて居ります。この様な状態なのに吉田政府は復興資金の変りに多数の私服、武装警官を罹災地におくり復興資金や生活補助を要求して斗う農民に棍棒とピストルで回答して居り此の斗いに献身的に斗う日本共産党に暴力だ破壊だとデマつて居ります。そして明日からの生活の行方も知らぬ私の家族や村の全農民の切々なる要請にも拘ず数回の保釈要求は不法に却下されて居ります。

これが売国吉田反動政府の災害復興政策であります。これこそ国土の破壊者であり国民生活の破壊者であり戦争と植民地政策の米日ファシズムの実体であります。私がひれつな罪名にでつち上げられ不当な逮捕から起訴有罪判決を受け二年近い不当な長期拘留を強制されて居る本質であります。したがつて米日帝国主義者の一方的意志で行われるこの裁判に対する斗いはファシズムに反対し平和と独立自由のために吉田政府を打倒し再軍備反対の統一国民政府樹立を目ざす反米反吉田の広汎な国民統一戦線の一環をなすものであります。私はこのような立場からアメリカ帝国主義者と吉田政府を平和と自由に対する犯罪者として国土と国民生活の破壊者憲法の破壊者として国民的審判に訴えます。同時に裁判官が如何なる権力にも風評にもひるまずまどわされず憲法を厳守され直に公正な無罪判決をされる様強く要請致すものであります。

公訴第一審、原審は当時の国内外の諸情勢労働運動の諸情勢、その中にあつての日本共産党の方針が犯罪事実の証拠に

なつて居り吾が党弾圧の意図が明白になつて居りますので、次にその点から述べる事にします。

二、事件当時の国内外の諸情勢について

1　米日反動の結んだ両条約日米行政協定の破棄と破防法粉砕の斗は全国民全世界の人々の斗いとなつて広汎な力が結果されて斗はれた。

私は昭和二十七年三月十五日丁度二十三年前日本共産党及び進歩的労働者が時の田中大将反動内閣の弾圧で全国一千名以上の大検挙が行われ後日中国侵略の野望を果すに至つたこの血の大弾圧のこの日夜八時頃突然電車の中から警官の暴力によつて引きずり降され住吉交番所爆発事件なるものにでつち上げられ投獄されたのでありますが、何故この様なひれつな弾圧を当日受けなければならなかつたのでしようか。

当時吉田政府はアメリカ帝国主義の極東侵略の足場としての地がためである、サンフランスコ単独講和安全保障の両条約を国民の反対を押し切つて結んだ後翌年三月には両条約を具体的に合法化して国民をアメリカ帝国主義者の奴隷につなぎとめる日米行政協定が結ばれました。これ等の条約は軍事施設七百余ヶ所演習場二十二飛行場二十九をアメリカに提供する事日本の工場をアメリカの軍需工場に切り変える事を約束し治外法権を結んだ。こうして日本歴史上最大の屈辱売国条約が結ばれた。この売国条約行政協定に反対する斗は労働者農民を中心に中小企業家・学生文化人知識人など広汎な愛国的斗いとなつて進められストライキ・デモ・集会署名となつて斗はれ、ソ同盟新中国を含む全面講和を結べの斗はかつてない広汎な斗いに高まり全面講和の署名は全国で実に六〇〇万の署名が集められました。この両条に反対する斗は国内ばかりでなく平和の城砦ソ同盟・新中国・東欧民主々義諸国を始めインド・ビルマ・インドネシアなどアヂヤ・アラブ諸国がこぞつて反対し、反対投票不参加などで斗つた、条約に参加した諸国の平和愛好人民の斗も含めて十数億の人々がこの戦争と売国条約に反対して斗つたのであります。

それにも拘ず米日反動は両条約行政協定を強行した一方さらに日本の国民に弾圧を強化し自由を奪うため諸種の弾圧法規を制定して来ました。その最大にして最悪の法規が破壊活動防止法であり、これがかつて日本国民の一さいの自由を奪い軍国主義の背骨となつて侵略戦争と国民の破滅と不幸のどん底にたたき落したその道具治安維持法その治安維持法にも劣らぬ破壊活動防止法であります。これが軍国主義復活えの弾圧の道具となつた事は今日アメリカの司令のもと売国吉田の気狂いじみた再軍備が明らかに実証しました。この弾圧法規はウォール街の支配者がアメリカの労働者に下した弾圧法規タフトハートレ法の日本版であります。これが労働者を低賃金と労働強化で押え自由に首切るための道具であり農民を低い米価と高い税金と肥料でしぼり中小企業が税金と融資難でぶつつぶれても文句言はせず知識人・文化人の自由を奪い戦争と奴レイのための鎖であり道具であります。したがつてこの破防法粉砕の斗は自由と平和独立えの斗いであり労働者農民の同盟を中心に広汎な国民の破防法粉砕えの斗は両条約の破棄の斗いと共にかつてない激烈さで広汎な国民の統一戦線の結成が強化されました。総評傘下の労働者は四月から三次にわたる延一千万の歴史的ゼネストで斗はれ農民との同盟を強め圧倒的な国民の支持を受けた。五月一日メーデには十万の労働者が人民広場に結集しピストルとサイルイガスの弾圧下で斗つた、これ等の斗には八千万の世界労連を始め数億の世界の人々から声援が送られました。この斗は米日反動を大きく動揺させ八月遂に吉田内閣の解散に至りました。日本共産党は終始この斗の先頭に立ち反再軍備反吉田国民戦線統一国民政府樹立の先頭に斗い続けて来たのであります。この様な国内外の諸情勢と斗は福岡に於ては最も大きく斗はれました。

三、福岡に於ける両条約行政協定の具体化と破壊防止法の押しつけと労働者の斗い住吉事件は如何にしてでつち上げられたか

i　福岡の諸情勢について

福岡に於ける売国両条約の具体化其地化それに伴う労働者国民えの弾圧は特に朝鮮侵略の前進基地としての基地化と共に最も気狂いじみたものであります。板付雁の巣芦屋筑城会根の飛行場福岡市平尾名島の高射砲陣地古賀町久留米の演習地の他九州に於ける軍地施設は莫大な数であります。さらに陸海上保安隊の施設又演習場が各所に設けられて居ります。芦屋の落下傘工場八幡製鉄の大砲、鉄カブト用の鉄鋼、日本ゴムでの軍靴、長崎造船での輸送船黒崎化成大牟田の化学工場の爆薬製造などがやられて居りこのために北九州の石炭がほり出され北九州、南九州の火力や水力発電所の電気が莫大にしかも極く安くつかわれて居ります。筑後平野で作られた農民の米は安い米価で出され米軍保安隊が養われるために使われて居り朝鮮に送り出されて居ります。労働者はそのため安い賃金と職階制賃金でこきつかわれ農民は低い米価と高い肥料と税金で苦しみ中小企業はぶつつぶれて居りそのためこれに反対する労働者農民の斗はげしく斗はれました。

2　市役所従業員組合は斗いの火蓋を切つた。

国家予算の二千億から三千億にのぼる莫大な軍備費は地方財政の重要財原である平コウ交附金の大巾削減と市予算自体の大巾軍備予算のため地方財政は極度に破壊されその負担を労働者に転嫁し二月には五〇〇名五〇%の首切りを発表して来ました。そのため労働者は再軍備予算を地方財政にまわせ・首切反対の要求で斗い一せいしか斗争などを含むストライキを始め係長まで坐り込みをやつて斗われ国際ホテル労働者の斗いを始め各労組との斗一共同斗争を強め斗はれた。

3　国際観光ホテル労組は反封建反吉田・反軍備の斗いに立ち総評傘下の労働者始め他民主団体が共斗に立つた。

国際観光ホテルでは山田社長によつてダンサーボーイの従業員が最も苛酷に使れ最も封建的な圧迫を受けて居た。彼等は一日十四時間から十六時間働かされ一ヶ月三千円そこ〳〵の給料でアメリカの兵隊にサービスさせられた。そして疲労サため少しでもアメリカ兵の機嫌をそこなうとサービスが悪るいと云つて山田にどなられかつてに首を切られた。又アメキを始め係長まで坐り込みをやつて斗われ国際ホテル労働者の斗いを始め各労組との斗一共同斗争を強め斗はれた。

3　国際観光ホテル労組は反封建反吉田・反軍備の斗いに立ち総評傘下の労働者始め他民主団体が共斗に立つた。

国際観光ホテルでは山田社長によつてダンサーボーイの従業員が最も苛酷に使れ最も封建的な圧迫を受けて居た。彼等は一日十四時間から十六時間働かされ一ヶ月三千円そこ〳〵の給料でアメリカの兵隊にサービスさせられた。そして疲労サため少しでもアメリカ兵の機嫌をそこなうとサービスが悪るいと云つて山田にどなられかつてに首を切られた。又アメのカダンー兵はリボーイを人間あつかいにしないばかりか彼等は五百円サツを出して「今のは千円サツだつたぞ」と脅迫

し釣銭を多額にまき上げた。この様な封建的圧迫と酷使に絶えかねた労働者は遂に組合を結成して待遇改善を要求して斗つた。山田社長はこれ等の要求を一ッだに受け入れる所か組合に解散を命ぢこれに応じないために全員に解雇をかん告して来た。山田のこの様な横暴な処置に憤激した労働者は首切り反対と待遇改善を要求して三月五日よりストライキに入つた福岡の各労組はこの斗を支援し三月五日総評傘下の労働者の大会には遠く日炭高松炭礦労組からまで応援に数百名の労働者がかけつけ二千名の集会と大デモが起されました。こうして斗は要求貫徹と反封建反軍備斗いと結合され進められ他労組民主団体の共斗統一斗争は強く進められ、三月十五日に計画された文化祭を目ざしいよ〳〵広汎な斗いに結集されました。西鉄昭和鉄工県庁の賃金斗争を始め市民・企業組合朝鮮民戦などそれ〴〵の要求をかゝげて国際ホテルの斗を中心に三・一五をめざして大きく斗はれ私の所属した職安自由労働組合は就労・賃金要求の斗いの中でこれらの中心勢力として斗いに起つて居りました。

4　福岡職業安定所日雇労働者の実情と福岡市警荒木等の特高的弾圧

(イ)　就労斗争と警官の弾圧

当時私が働いて居た福岡職業安定所日雇労働者の実情は米日反動の植民地奴レイ政策のシワヨセであり最も苛酷な場所である。米日独占資本家共が彼等の最大限の利潤を得るため戦争と侵略の謀略の第一の犠牲にされて居るのが全国で一千万以上の失業者半失業者である。殊に福岡に於ける失業者の数は全国的にも東京に次ぐ二番目失業者の多い所とも云われて居り、職業安定所に正式に登録された数だけでも数万と云う莫大な数であるこの中からわずか二千から三千名の者が市の失業対策予算で働いて居るのである。この就労登録は毎月毎日増加したが、市役所の失対予算はそれに応じて増額するどころか逆に軍備予算の犠牲にされて削減された。そのため就労登録者は窓口でつき返され、既就労登録者の就労率は五割から六割でありその他は毎日のアブレで脳まされた。当時一月二月の就労だけ見ても一月が十七日、十八日、二月が十

九日、二十日間と云う実情でそのため労働者はひどい生活に押しつけられ、三人、四人の家族がもろとも数日も食えなかつたり、又二、三日食はず働きに出て仕事中にぶつ倒れた婦人労働者もあつた。たくさんの人々が労働強化と栄養失調のため病気で倒れ結核患者が出て居ります。この様な悲惨な情況の中で労働者の就労要求は毎日必死に斗われ、当局との交渉はしつようにやられました。所が当局はこれを予算がないの理由で之を受け入れないばかりか一方私服警官武装警官が不当な干渉と弾圧を行つて来た。彼等は特に活動的労働者、共産党員を常に目をつけ住所氏名から身本、本人の性格まで全部調べ彼等のブラックリストに上げ尾行し逮捕投獄の限りをつくした。労働者の憤激と固結はそのたびに強くなりました。

(ロ) カード（就労手帳）の取り上げ、差別賃金（職階賃金）による労働強化の強制

彼等は逐に二月にはすでに就労して居る人達の就労カード取り上げる事を企図しそのため身本調書を口実に警察と一しよになつて重な労働者の身本を調査し特高警察的な取り調べをやつた後三百名あまりの莫大な労働者のカードを取り上げ解雇欲告をやつて来ました、餓死の道を与えられた。これ等の労働者は必死になつて働かせろカードよこせで斗い連日のアブレ交渉斗いと共に、この斗は最も激しく斗はれ安定所で追い帰された労働者は職安課長の自宅などにも陳情に行つた。この斗いに私服と武装警官が容赦なく棍棒の回答をして来た。こうして斗は二月から三月にかけ斗はれて来ましたが此の頃労働者の労働強化を強いるための能率給の賃金が市役所より押しつけられて来た、労働者の安い賃金は、最高二百五十円最低百七十円の十円差の十階級と云う苛酷な制度であり、これは毎月十一日に更新されそのたびに労働者の賃金は十円下げられるか又は上げられた。この十円下げられるのが怖しいため労働者は現場監督の目色と成績帳のムチに追いまわされ必死になつて働いた。それ以来あちらこちらで負傷者が続出し福岡市六本松支所の現場では二月下旬土砂のラクバンしてくるのもわからぬ様に働いて居て二人の婦人労働者がその下じきになり惨死しました。この様な酷使によつて公園

や都市の美化の美名のもとに高射砲陣地・軍用道路が作られて行つた。この頃から職階賃金を粉砕せろの斗いは各職場の主任や監督市役所に対して強く斗はれました。

(ハ) 現場監督の暴力行為とその事によつて私が緊急逮捕を受けるに至つた事情について

こうして三月十一日賃金改正の日は各職場で一斉に斗いが起り当時私の行つていた平尾練塀の作業現場でも不満をもつた労働者が十数名現場事務所に押しかけ主任に差別賃金の不当を要求したのですがこの時私達が事務所に入ると同時に待ち受けて居つた様に斎藤と云う現場監督が「お前達は何しにこんな所に来たのか」と言つて先頭に居た私に油桶でなぐりつけて来ました。「何んをするんだ話せばわかる事だ」と止めましたが斎藤はそれにもきかず続け様にむちやくちやになぐつて来ました。事ム所に居た他の監督連中はそれを止め様とも為せず他の労働者を追いはらおうとかかつて来ました。そのため私の顔面はたちまちはれ上がつてしまいました。この狂暴な監督共の暴力ざたを知つた労働者は翌日から激しい怒りと憤激が高まり差別賃金撤廃と暴力監督の追放せろと要求して強固に斗はれました。ところがこの事実を知つた市警察は「翌日早速ヂープで現場に乗りつけ私を逮捕しようとして来ましたが、この事件の真実性と労働者の激しい抗議の前に遂に彼等は此の事で私を逮捕する事は出来なかつたのであります。ところがこの事で後日三月十五日練塀で暴力行為をやつたと云う事で緊急逮捕を受けたのであります。そして翌日住吉事件の発生についてました。この様な中で就労賃金斗争を中心に斗いはげしい勢いで高まり福岡の国際ホテルの斗を中心にした全労働者の斗いとの統一斗争の中で三・一五の文化祭を目ざして大きく前進しました。

5 三・一五文化祭と武装警官の弾圧による十名の検挙と住吉事件の発生について

全福岡の労働者・農民市民、朝鮮民戦の大きな統一斗争に福岡の権力は足もとから揺れましたが、これに怖れた福岡市警では荒木渉外主任を先頭に弾圧と兆発分裂に必死になつて来ました。彼等は三月五日の大会デモには武装警官数百名を

操り出し、国際ホテルには山田の派遣した暴力団と共になつて武装警官が毎日の様に干渉と弾圧にのり出し、荒木は常にこの陣頭指揮をやつた。だがこれ等の弾圧にも兆発もことごとく労働者のゆるぎない団結の前にはねかえされた。彼等はさらに気狂いじみた干渉と弾圧をやつて来総評傘下の組合の主な所には弱い組合と見たら荒木が直接にのり込んで行つて「三・一五は共産党のものだから参加するな、もし参加するとどんな目に逢うか知らないぞ」と脅迫と売収をやつて不法ひれつな組合運動の干渉と切りくづしをやりました。又スパイを組合内部にもぐり込ませ内部から兆発ぶちこわしをやりました、それにも拘ず三・一五えの斗は前進し切りくずしと兆発はことごとく失敗した。そこで荒木は当日文化祭の場所をねらつて弾圧する事を計画し、会場を市役所に拒否させ（市役所管カツの太郎劇場をかりる事になつて居た）会場前の道路上に集つた労働者を一挙に弾圧しようとしました。この事を知つた労働者はこの兆発に乗らず労働者が国際ホテル前にピケットラインを張りに行つてしまつたので、荒木は「しまつたもう少し長くおつたら……逃がしてしまつた」と口惜がつた。これはそこに居た労働者に聞かれバクロされた。こうして三・一五の当日は私服・武装警官は勿論あらゆる色合のスパイ兆発者を総動員して弾圧にのり出したのであります。そして国際ホテル前で棍棒とピストルをもつて集まつた労働者になぐりかかり、あらかじめブラックストにのせて居た活動分子にチョークで印をつけておいて十名の愛国者を逮捕し、一方自から住吉交番所に爆発事件を引き起してたま〳〵十数分後に通りかかつた電車の中から私を引きずりおろしでつち上げて投獄したのであります。そして翌日から大々的なデマ宣伝と党と労働者えの本格的な嵐の弾圧で荒れまわつたのであります。

この様にして米日反動ファシズムの労働者と国民えの弾圧は四月から弾圧法規破防法をふりまわし五月一日には人民広場のメーデーに集つた十万の労働者にピストルとサイルイガスをもつておそい殺人と暴力の限りをつくすにまで至つたのであります。

四、不法な逮捕から起訴に至るまで

憲法を無視した暴力団としての警察官検察官のファショの実体・住吉事件の陰謀とそれにかこつけた労働者えの不法弾圧こそ裁判官は厳に裁くべきだと思います。

1　逮捕状なしの暴力による不法逮捕

先に述べた様に職安自由労働組合は賃金値上げ職階賃金撤廃アブレなくせろ、戦争予算をやめ失対予算を増加せよとの要求で斗うと共に国際ホテル中心とした斗いの統一斗争の中心勢力として斗つて居たそのため共産党員及び組合の活動家は大衆の結集と統一に日夜はげしい献身的斗を続けて来た。そして二月下旬組合の斗争委員会で組合員の慰安と団結を目的とした、組合員大衆の素人演芸会を計画決定し三月十六日大郎劇場で行う事にして居た。当時組合の斗争委員をやつて居た私はそのための任務もかかえきれぬ程もち、三月十二、三、四日間は婦人労組員二名と共に特に博多港方面の組合及び会社に演芸会の資金めと会えの招請にまわり十五日は自由労組春日原支部に演芸会の打ち合せに行く事になり当日大濠公園の作業終了後四時過ぎ現場を出て春日原支部組合書記長伊藤長二郎氏を自宅の筑紫都竹下に訪ねました。伊藤氏宅に着いたのは五時半を過ぎて居た。そこで伊藤氏と春日原支部の労働者の演芸出場状況、大衆のかんしん、組合の斗いの諸状況等を聞き伊藤氏宅を出たのが七時過ぎて居りました。それから大名町組合事務所に帰りこの状況を報告するため東領、東住吉を経て博多駅前に出（市電の回数が多い本線を利用するため博多駅前に出たもの）博多駅前に出ると同時に城南線廻り吉塚行き電車が来たので天神町で降りる事にして早速その電車に乗りましたが、それが箱崎町を経て住吉宮前電停を発車したと思つたら間もなくその電車が急に途中で停車したのでおかしいなアーと思つて居ると前のドアーが開きいきなり、私服と武装警官がのりこんで来てしばらく何かさがす様にして車内をぐる〳〵見まわして居りましたがそれが私の顔を見るなりいきなり堺と云う巡査部長が「おい！江藤おりてこい」とどなり私の腕をつかんで降ろそうとするの

で「何んですか何んかあつたんですか」とつかまれた腕をふりはなそうとすると「何んでも良いからおりろ」と云い二、三人かかつて来ましたので「逮捕するのだつたら逮捕状をもつてこい」と云うと「そんなものはないぐづ〳〵云わずにおりてこい」とさらに四、五人よつてつかまえ私の隣に乗つて居た二人の青年に堺巡査が「これもだ〳〵」と云つて捕えさせそこで三人共不法に電車から引づり降されてしまいました。「何んでこんな無茶な逮捕のやり方をやるのだすぐはなせ」と要求しますが堺部長以下私の再参の正当な要求には全く取り合いません又二人の青年も不意の出来事に驚き泣きさけぶ様に「どうしたんですか何もしないのにはなして下さい」と悲想な声えでさかんに訴えて居りました。だが十人位いの警官はその様な訴えなど耳もかさず暴力的に引づる様にして附近の交番所住吉交番所にぶちこんでしまいました。それから二人の青年は別室につれられて行き三、四十分間も取り調べを受けて居りましたが間もなく帰されました。不意に暴力による逮捕を受け驚き、ひめいを上げて居た青年達は釈放され大喜びで感声を上げて出て行きました。ところが私には何一つ尋ねるどころかまわりに武装警官が四、五人取りまいて動こうともしませんので「俺も帰せ何んのためにこんな所に引つぱり込んだのだ」と要求しますがそれには全く取り合はせず間もなくトラックにほう り込まれて市警の三階の一室に閉じ込められてしまいました。

2　不法な拘禁と取り調べ

一室に閉じ込められ成清巡査などが「今日はどこに行つて居たか」「国際ホテルには行かなかつたのか」ととぼけた質問をやつて居りましたがそれに答える必要もありませんので「それより何んのためにこんな所につれこんで来たすぐ帰せ」と要求しても全く取り合うともせずそうしてしばらくしますと荒木警部補と市警鑑色課の大坪等二、三人が何か消毒器見たいなやつをもつて這入つて来ましたがそれからいきなり荒木が逮捕状も身体検査状もなしに私の身体を検査をやろうとしますので「何をするんですかかつてに人の身体を検査するのは止めてくれ」と拒否しましたがそれにもかまわず私の着服、ポケツト下着まで全部検査をやりました。それからこんどは大坪が消毒器見たいなものから何か取り出してそれを私の身体にぬりつけ様としますのでたまりかねて「でたらめするな」と拒否しようとするとこんどは荒木など四、五人の警官がよつてたかつて私を押えつけ私の服から頭の毛手の先まで躰中薬をぬりまわしてしまいました。後でわかつたのですがこれが火薬の反応鑑定だつたのであります。この様な暴力的な念入りな鑑定にも拘ずこの時は何等の反応も見い出せなかつたのであります。それから再び荒木に「どうしてこんな乱暴を働き出鱈目な事までやるのだ人権ジユーリンも甚だしい、何故逮捕したのか明らかにして下さい」「理由のないのだからすぐ帰せ」と要求しますと荒木はそこで始めて逮捕の理由を云いました。「お前は三月十一日平尾練塀の作業現場で監督と喧嘩したろうそれで緊急逮捕をしたのだ」と全く見え過ぎた出鱈目を云いますので「十一日の問題にもう成清巡査等が来て調べが済み監督が暴力をふるつた事がはつきりして居る筈だ、そんな出鱈目な緊急逮捕があるかすぐ帰して下さい」と要求しましたがそれを受け入れ様ともせずそれから私に無理矢理手錠をかけそれを椅子にしばりつけました。そしてこの晩はそのまゝにされたのです。

3　暴力による国警の鑑定、新聞記者の暴力とデマ宣伝

翌朝十六日三時頃になつて山根検事署名の逮捕状・身体検査状が始めて出され国警鑑色課の谷厳などが荒木などと共にやつて来ましたが、先に市警鑑色課の大坪などがやつた鑑定の方法よりもつと数段厳重にやられました。逮捕状・身体検査状については全く不当であるし荒木の緊急逮捕の理由と比らべても又出鱈目でありますので異議を申立て拒否したのですがそれにも拘ず前にやつた時よりもひどく荒木など四、五人暴力で押えつけ、私の着服は上から下まで全部薬品をぬりつけ頭の毛の先から手の先まで又口の中まで薬をぬりこみ、指の爪は全部きれいに刈り取つてしまいました。この様な厳重な鑑定にも拘ずやはり何んの反応もつかめなかつたのです。それから彼等は一時間もしてから私の着衣とタオルを荒木が「出せ」と云つて持ち出して行きましたが、その後その着衣とタオルに硝煙がついて居たとつくり立てさわぎ出したの

であります。

このでつち上げに一役買つた新聞記者は私の閉め込まれて居る室のまわりを往き来してデマ宣伝の材料をさがして居りましたがその日十時を過ぎた頃十数名の記者が荒木の許可を得たと言つてカメラをもつてどや〳〵と這入つて来ました。そこで又やつらのデマ宣伝の材料にされてはと思い、そのまゝ机の上に顔を伏せて写真を撮らせまいとして居りますとしばらくして私のうしろからものすごい酒のにおいをさせた酔ばらいが、私の頭の髪をいきなりわしづかみにつかんで「オーイこら江藤頭を上げろ」と云つてむちやくちやにひつぱり上げ様としますので頭の痛さと憤りに「誰だこんな所に酔つぱらつて来て暴力をふるうやつは」とどなつて頭を上げた所、待つて居たカメラが一せいにシャッターを切りました。そして側について居た四、五人の警官にどうしてこんな乱暴を許して居るのだと抗議したら警官は知らんふりをしてあざ笑い暗に彼等の暴力行為を支援して居ります。この様な事によつて彼等の写真におさまつた私の顔は怖ろしい顔に変形して〝暴力団なる〟やつらのゴロツキ新聞の大々的なデマ宣伝の好材料となつたのであります。これが当時「日共の破壊活動〟武力行使」「江藤が真犯人」とデマりアジストの片棒を担ぎデマとでつち上げに大きな力をなしたブルジョア新聞のみにくい一端であり、実体であります。こうして私に直接酔つぱらつて暴力をふるつたのは後で夕刊フクニチの中村タイヂと云う事がわかりましたが新聞社ではこれを配置転換し左せんと云う事でお茶をにごして居ります。

4　脅迫、甘言拷問による不法な取り調べ

翌日十六日朝になつて監房に入れられましたが板張りの独居に毛布一枚だけ与えられました。三月中旬と云えばまだ寒く体の痛いのと寒いのに夜は全くねむれません。その日からタバコ・話・歌・新聞・本一さいが禁止され外部との面会も一さい禁止され、毎日たえ切れぬ苦痛が続きこうした精神的な拷問の一方他方で取り調べをやると云う手法なのです。取調べは一室に閉お込め二、三人の刑事が調べるのですが、その調べ室の外では他の一般の被告、容疑者などが怒声や往復

ビンタの怖しい音の中で調べられて居り、その音が私の所にも聞こえよがしに聞えて来「お前も何も言わぬとあんなになるぞ」と言わんばかりである。取調べは色々手を変え品を変えてやられたが、或る時は「タバコすえや」「飯でも食わんか」と特別料理を御馳走する事もあつた。又「外は桜の花が満開ぞ一寸ぐらい何にか言つてんやい言つて早く出た方が得だぞ」と甘言を言つて来、荒木などに「江藤お前一人で頑張つてお前の事は知らんと云つて居るぞ、国際ホテルの逮捕された者には愛国者を救い出せとやつて居るがね、家族にも共産党にも見すてられてしまい一人だ頑張つてもしようがないぢやないか」と最も私の弱いと思う所をついてくる。こうして取調は何日も何日も続けられましたがその主な訊問は事件に関する問題よりも党の方針政策・組織などについて聞いて来た。これを見てもこの事件の本質がわかるのであります。

この様な取り調べは二十日余十数回にわたりやられましたが、彼等はこの様な拷問・脅迫の取り調べをやる一方取調室以外に居ける取調べは最もひれつにやられました。

5　取調室以外で行われた不法な証拠作りと強盗的家宅捜査

すでに述べた様に私は外部との面接は一さい厳重に禁止になつて居りましたが不思議な事にその間に二回の面会が許されました。第一回は組合の委員長外二名、第二回目は共産党の大久保君外一名です。面会の知せがあり、こんな厳重な拘禁をして居り一斉面接禁止なつて居るのに実におかしく不思議に思いましたが、何しろ十日間もぶち込まれた切りで夜もろくに〳〵ねむれず肉体的にも精神的にもひどい苦痛を感じて居る当時外の人と逢える事がこれほど嬉しい事はなく警戒をしながらもそのまゝ組合の委員長達に逢つて色々話しましたが、これが実は彼等の一つのわなであつた事を後で知り驚きました。面会の立ち会いには特高の石毛巡査でしたが彼は「知らん間でもなかけん特別に面会を許した、ゆつくり話せ」と云つて話しさせその話を詳細もらさず聞き取つて事件のでつち上げの証拠をつかみ出そうとしたのです。私はもと〳〵

住吉事件に何んの関係もない私達の間の話から、此の事件に関する唯一つさえつかみ取れなかつた事は勿論の事ですが、所がその談話の中で私が「寒くてたまらんので毛布を一枚入れて下さい、私の毛布が竹下の伊藤宅にあるので」と頼んだ事から伊藤氏の自宅はその事で、それから二、三日して共同謀議と云う云いがかりをつけられ家宅捜査を受けました。その日伊藤氏宅は二才四才になる女の子が二人寝かしてあつて皆働に外に出て居り外から鍵がかけられてあつたそうですがその様な留守中を襲い鍵をぶちこわして侵入し、タンスの中からタタミの下部屋の隅から隅までひつかきまわしてしまつて居ります（原審第三回公判伊藤氏証言）全く強盗も顔負けの実情であります。二回目の大久保君達の面会ではこんどは立ち合いの警察がつかず一室に私達を入れてそこで自由に私達に話しをさせ、それを隣の部屋、前の部屋から盗み聞きすると云う手法です。数名の特高達がそれをやつたのですがここでも私達のその自由の会話の中から彼等の望む話をつかむ事が出来ず失財した。彼等はこんどはそれから二、三日して大久保君と共に来た坂本君の家を家宅捜査しさらに何んの効果もなかつた彼等はそれから、同氏宅は二、三回にわたり、ひどい捜査を受け、そう云う事が原因で同夫妻は家主に追い出されると云う悲劇にまで逢つて居ります。大久保君には毎日尾行がつきいつでも何かあつたら言いがかりをつけて逮捕しようとして居りましたが後日暴力行為なる言いがかりで逮捕投獄されました。又篠原と云う組合の小母さんは私に弁当の差入れしたためその事で二、三日して大がかりの家宅捜査を受けそのため同女宅では離婚問題の悲劇を引き起すに至りました。その他こうして共産党員組合の活動家私の知人など二十数戸が理由なしに家宅捜査で荒しまわされました。

これほど人権をジューリンし憲法法律を無視した行為があるか。これがファシズムの実体であります。

6　住吉事件にかこつけた党・組合えの弾圧

さらに住吉事件にかこつけた党と労組に対する弾圧は一層露骨に気狂いじみてやられました。

三月二十五日政令三二五違反で私の職場の党員活動家が四名逮捕されましたが之れは住吉事件の証拠をでつち上げる事

がそのねらいでありました。四人の者は政令三二五違反で逮捕されながら訊問は住吉事件と党の組織問題に集中してやられて来た。この中には子供も三人もかかえた婦人も一ヶ月近く拘留されひどい取調べを受けた。一方職場にはスパイ兆発者を送りこみでつち上げに奔走し、そしてとう〳〵谷口と云うスパイを使つて平田君が私と同一職場であり同日同じ仕事場に働いたと云う事だけを基礎に私や爆発事件に関係があると言いがかりをつけ四名中平田君一名を追起訴しました。又この中で井堀君には私達が練塀の作業現場よりダイナマイトを持ち出して来たと云う様に調書を取りでつち上げ様としましたがこの事実は第一審第三回公判で井堀君に真想がバクロされ検察官側を慌てさせました。

尚此の日の公判では谷口が警察につながりをもち此の事件のでつち上げに一役買つて居つた事実がバクロされました。即ち谷口は常に警察に出入して居り、この日公判証言終了後も警察に迎えられ一しよに警察署に帰る途中「今日の証言は良くやつた」と警察におほめの言葉を頂いて居る事実が当日公判傍聴に来て居つた或る商人によつて公判廷で証言されました。この様にして谷口のひれつなスパイ行為が明るみにバクロされましたが、この様な事実を知つた職安の労働者は皆憤激し「谷口にあやまらせよ」「職場から追い出せ」と要求して谷口に迫りましたが、この様にしてみにくい事実が明るみ出てたまりかね慌てた警察は、こんどはこの事で之を指導し暴力行為を行い住吉事件の罪証を湮滅しようとしたと云う言いがかりで生駒君等三名を逮捕しその内二名が十ヶ月八ヶ月の刑を受けました。

こうして一つ一つでつち上げの事実が明るみに出住吉事件の失敗がいよ〳〵はつきりして来たので彼等はこんどは新な兆発とでつち上げを計画して来ました。これが党内に送り込まれた、スパイ兆発者草野の荒木警部補殺害計画なる陰謀であります。彼等は草野と朝鮮人一名を使いこの計画を遂行させそれによつて一挙に党を弾圧し、住吉事件の失敗をバンカイしでつち上げを合理化しようと計画して居たのであります。党はこの草野などの陰謀をいちはやくつかんだので直ちにこれを査問し事実が明らかになりましたので彼を早速党から除名した。ところがこれに慌てた警察側ではこの事が明るみに

ある事を怖れて逆に暴力行為と言つて大久保君等五名を次から次に逮捕し投獄したのであります。この様に住吉事件に関連させかこつけた党と組合えの狂暴な弾圧がやられ、この様な中で私は何んの証拠もなく共産党員と云う事だけで四月五日不法に福田検事によつて起訴されたのであります。そしてそれから十数日して私と同一職場であり共産党員であると云う事だけで平田君が追起訴されました。

以上1・2・3・4・5・6の各項の事実が日本国憲法に保障した、基本的人権、思想良心の自由・集会結社言論出版その他一切の表現の自由、等の憲法第十一、十八、十九、二十一、二十八、の各条項に違反する事は明らかであり、又何人も現行犯として逮捕される場合を除いては権限を有する司法官が発し且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ逮捕されない（憲法三十三条）に違反し又何人も正当な理由がなければ拘禁されず……（同三十四条）何人もその住居書類及所持品について侵入捜索及び押収は……正当な令状がなければ侵されない（同三五条、一、二項）に違反し又、公務員による拷問及び残虐な刑罰は絶対にこれを禁ずる（三六条）にそれ〴〵明らかに違反するものであります。

7　でつち上げに一役買つた刑務所の所遇公判妨害憲法違反について

起訴後私の身柄は福岡刑務所藤崎拘置所に移されたが、こゝでは公然と憲法監獄法に違反して不当に被告拘束と圧迫が行はれ最初から吾々を罪人同然のあつかいであります。刑務所長は被告である私を拘置所から受刑者の収容される刑務所本監に移監し、理由を聞くと「君は罪名が罪名で騒発事件だし拘置所は木造で板塀だから危険である」と云うとんでもない言いがかりであります。こうして私拘置所移監の要請も不当に却下されそのまゝ受刑者と同じ獄舎の石牢に半年間も拘禁されました。又公判に出廷して帰るたびにフンドシまで取られまつ裸にさせられて身体検査がやられ、通信の検閲は三人も四人もかかつて之をやり仙台拘置所の松川事件の被告から送られて来た人権民報など二ヶ月も三ヶ月も不当に押えられ許可にならず憲法に保障された通信の秘密保持は公然とふみにぢられ、自由公平な公開公判の原則が不当に圧迫され妨

害されて居ります。給食は三年前の一人当り一日廿七円の副食費が今日までその儘実施されて居り特に水害のため物価暴騰にも拘ずその儘実施される給食は毎食同じどぶ〳〵の栄養のない小便じるをすわされて居りそのため栄養失調が出て居ります。これ等の待遇の改善を要求しても法規に反して所長等なか〳〵面接してくれず、一かけらの要求も改善されようとしません。この様にして一斉の自由が奪れ身心共に疲労が重み公正な裁判の妨害がやられて居ります。近い長期な拘留の中でファショ的圧迫を身辺に受けて来た実情であります。

これが憲法に諸法令に違反して居る事は明白な事実であります。

五、裁判は公正裁判の原則を無視し憲法に違反した暗黒裁判であります

1　第一審に於ける武装警官下に於ける違憲違法な公判審理と不当な判決について

この様にして一さいの自由を奪つた不当な拘束の中で他方ファショ的公判審理が行はれたのであります。第一審の公判では五十名にのぼる武装警官が公判のたびに裁判所内外に待期し法廷内には私服警官十数名が傍聴席の一角を占領して頑張り傍聴者はわずかに六十名に制限され、服装検査までやられ様としました。この様な自由な公開裁判の原則をふみにぢつた中で弁護人被告人の発言や弁護は極度に制限し冒頭陳述はその機会を十分に与えられません。傍聴席から少しでも不満の声又拍手や笑声話し声でもしようものならたちまち暴力的に法廷外につまみ出されると云う全く窒息する様な圧制下の裁判であります。

共同被告人の平田君は第一回公判で当日三十分前にその召換通知を受け何らの公判の準備も出来ないまゝに法廷に立たされ弁護権が奪はれて居ります、これは刑事訴訟法第三三条にも違反します。

第三回目の公判では民主的自由公開裁判のため武装警官の退去私服警官の退去傍聴者を制限したり服装・身体検査をしない事、弁護人被告人の弁護権発言を制約しない事を裁判長に要請しましたが裁判長は之れを不当に受け入れられません

ので、被告に与えられた当然な法的な権利としてさらに要請しました所が裁判長は命に従はないと云う一方的理由で私に退廷を命ぜられ警護の看守に暴力的に退廷させられました。

又第五回の公判では自由法曹の弁護士・主任弁護士が出席されないまゝしかも平田君との分離で公判審をやろうとされるので同弁護人が来られた上統一して公判をやられる様に平田君が要請しましたが之を裁判長は理由もなく受理されず命に従はぬと一方的に平田君を退廷させました。之を見かねた傍聴者が抗議したらたちまち退席させられてしまいました。この様な一方的なファショ裁判が第一回から第十三回最終回まで一貫して行われたのであります。これは明らかな憲法違反でありしたがつてこの様な審理で一方的にやられた裁判の結果何等の証拠も根拠もなしに私が七年平田君が三年の有罪判決を受けるに至つたのであります。この事は後日最高裁判判で免訴の判決があり又当時ぞく〳〵免訴の判決を受けて居た政令三二五違反が有罪であると判決した高原裁判長のファシヨ的な判決のやりかたから見ても容易に判断出来るのであります。

2　第二審は権力と風評にまどわされ裁判の自主権をなくしたものである。

第二審では第一審の如く公然たる暴行行動にまで出られる事はないにしても、ここでも私服警官が常に十数名傍聴席に頑張り、警護の看守がついて居る裁判所内の被告人控室まで張り込み干渉し、証人伊藤氏等の家のまわりには常に張り込み尾行でおびやかすなどの不法行為を行い、検察官は原審第三回公判廷に於て証人伊藤氏の公開公判の原則に従つて正しい証言をやり検察官自身十分な反対訊問の条件があつたにも拘ず公判終了後も本人を呼びつけて「嘘を言つたのではないか疑証罪にかけるぞ」などと脅白し証言を無効にするか又はこの事をきつかけに弾圧の糸口にするかが企図されて居りました。以上の様な不法行為を裁判長に異議申立をしましたが理由もなく不当に之を却下されました。

原審が第一審の一方的な審理を認められてか再び審理を再開された事は一応憲法に応じ得た事としましても、審理が進

められるにしたがつて、公判廷でことごとくでつち上げの事実が明るみに出有罪の証拠がなくなつて来ると見るや途中で審理を打ち切つて不十分な審理のまゝ何等の有罪の実証がないにも拘ず、量刑不当と云う事で原審を破棄され四年の有罪判決をうたれた事は明らかに不当であり、原則的には第一審の共産党のテロ・暴力なる判断を認められた事であり、この点では第一審と何等変るものではない違憲であります。

又四条1・2・3・4・5・6項五条1項（本趣意書）に述べた憲法違反の具体的事実を正当な調査十分な審理もなくその違憲を認められず取り上げられなかつた事はそれ自体明らかな憲法違反でありかくして裁判の自主権をなくし権力と風評に重きをおき不当な有罪判決に至つたものであります。

さらに原審が刑訴六十条一項二・三号に該当すると云う理由で不当に保釈を却下し又七月十五日大水害のため一たん勾留執行の停止を決定して検察官の異議申立が出たと云う事で再び之れを取り消された事は裁判の権イを無くし検察官の意見にのみ偏んして居る不法から来たものであります。尚刑訴第八十九条・九十九条によれば私の場合当然保釈が許される事になりこの点からも違法であります。

六、原審の有罪判決の証拠となつたものに対する反論

原審に於ける有罪判決としての法的証拠なるものは裁判官の一方的判断と誤認によるものであり一つとして証拠として実証されるものはありません。

次にその理由とされた主な問題に就いて明らかにします。

1　被告人が住吉前電停で爆発現場から走つて来電車に逃走したと云う事について

原審判決謄本によれば「被告人が爆発事件突発後十分経つか経たないうちに右爆発の現場たる……住吉派出所附近群集の中から走り出て来て折り柄市内電車住吉宮前停車所に停車中の電車に急ぎ乗り込み間もなく右電車で……堺部長が連行

しようとした際その挙動が不審であり且つその身体から一種異様な臭気が感じられた」と云うのでありますが此の事が何んの根拠もない事であるかが次の事から明らかであります。

(イ) 此の事は主に福岡市警警備渉外勤務の堺・金堀・大久保・篠原の各証人の証言をそれ〳〵綴り合せて虚構されたものでありまます。第一彼等は最初から此の事件と共産党を結びつけてでつち上げる計画であつたしもし現場附近かもしくは少しでも結びつけられる条件にある共産党員であればいつでも誰れでもそれを逮捕し事件と結びつけてでつち上げ様としたものです。この事は後で述べる事によつて極めて明らかになつて来ますがその一つとして彼等が共に過去にその様な兆発と弾圧の数多い経験者である事、共産党と労働組合の専門の係であり、労働者のストライキデモ・集会に当つては常にその弾圧の先頭に立つて居り又彼等はそのためになにかあつたらいつでも党員や進歩的労働者を逮捕するためこれ等の人々の写真・経歴・党歴・性格・任務・身内関係総べてを調べ上げ彼等の弾圧リストにのせ常に携行し、そして尾行と不当審問・職務訊問などを行い、又兆発・デッチでよく逮捕・投獄して来たものです。この事は彼等の第一審公判廷に於ける証言でも「江藤が共産党員で活動して居る事を二・三年前から知つて居り各種の大会や斗争の現場でよく見かけた」と共に各人が証言して居る事からも実証出来ます。殊に彼等が当時自由労働組合の斗争の弾圧に国際ホテルの弾圧にそして三・一五の文化祭に対する弾圧にはげしくやつて来て居つた事はすでに述べた通りであります。この様な中で彼等の兆発・デッチ上げ弾圧の手にかかつたのが私であつたわけです。これは明らかにかつて天皇制軍国主義時代の特高警察にも劣らぬ者であります。したがつて彼等の証言が総て真実性のない事は明らかです。然るにこの様な証人の証言をむしろ重要な最大なものとして採用された原審は法律上の誤認は勿論かつてのファショ暗黒裁判に通ずる何ものでもありません。これが言論結社・思想良心の自由を保障した日本国憲法に違反して居る事は明らかであります。

(ロ) 第二に彼等四人の証言は当時同一の場所同一の条件（夜七時半過ぎの暗がりに自動車のトラックの上から）にありな

がら各人の証言は相互に全部違つて居り且つ矛盾して居ります。堺巡査は第一審第二回公判廷で「挙動不審の者が二三人前方から走つて来て不定位置に留つて居た電車に慌てゝ飛び乗つたのを見たので不審に思いその電車を停めて見たら江藤が乗つて居てその挙動がおかしかつたので連行した」と言つて居り篠原巡査は第四回公判で「電車を停めてのり込む迄は何も知らなかつたが電車を停めてのり込んで車内を見たら江藤が労働者風の青年の二・三人の側に乗つて居るのを見た」と言つて居り大久保巡査は「堺部長がか誰れかが知らんが江藤だやないかと云う声を耳にした」又金堀巡査は「先の自動車だつたので詳しい事情はわからない、江藤が二・三年前から共産党の活動をやつて居る事は知つて居る」電車の停車位置について堺巡査は電車は不定位置に停車して居た、大久保は、「電車は発車中であつた」篠原は「不定位置であつたと聞いて居る」とこの様にお互に全く違つた矛盾した証言をして居ります。そして彼等の証言が共通して同一なのは私が共産党員であると云う事を前から知つて居ると云う事であります。

(ハ) この最も重要な証人である堺証人の証言が第一審と第二審では異つて居ります。彼は第一審では「挙動不審の者が電車に二三人とびのつたのでおかしいと思い電車を止めて乗り込み車内を見たら江藤と二三人の労働者風の青年が居て挙動がおかしかつたので連行した」と言つて居り即ちここでは江藤と云う者を電車の中で始めて知り認めて居るのですが、原審第四回公判では「電車の前から二人酔つぱらいが乗り後方乗口より江藤らしい者が乗つた」と変えて居り、こゝでは電車に乗る前に〝江藤らしい者を見た〟と変つて居ります。この点の証言の相違は重要な問題であり後者が如何に真実性のないものであるかは後で述べる事からも明らかであります。

又第一審・第二審に於ける証言がこの様な重要な点について異なると云事こそ此の堺証人の証言の真実性がなく虚偽の証言である事を立証して居ります。

(ニ) 次に此の日堺証人の証言にもある様に「私と共に電車に乗つて挙動がおかしかつたから」との理由で私と共に暴力的

に電車から引づり降され連行された二人の青年が当日住吉交番所でさん〳〵取調べを受けた後三・四十分もして釈放されて以来この二人の青年が全く立ち消えとなつてしまつたのです。弁ゴ人被告人は堺証人等が証言して居る様に果して私がその青年達と共に住吉から電車に乗つたのか又挙動がおかしかつたのか、それとも青年達だけでもその日果して酔ばらつて前から電車に乗つたのか、又逮捕の実情はどうであつたのかについて最も重要な証人として請求したのでありますが裁判長もその必要性を認めて証人として呼び出する様に受理されたのにも拘ず、第一審でも原審でも検察官・警察官は不思議な事に住所不明と云う事でこれを拒んで居ります。これは当日彼等が此の事件の容疑者として逮捕し三・四十分も取り調べをやつた後釈放した実情から見て住所不明などと云う理由は全く成立しないのであり、したがつて此の青年達を弁ゴ人・被告人の請求に応ずれば此の場の実情がバクロする事を怖れて敢えて拒んだものと考えられます。この点から見ても此の場に於ける真実性がない事になります。

(ホ) 原審謄本では車掌岡部建吉が第一審第二審ともに終始変らぬ証言により(1)項右の証拠が成立する様に云われて居りますが彼の証言の終始変らぬものとは「住吉電停より前から誰か酔つぱらいが二・三人その頃後方から旧軍服を着た男が一人乗つた」と云つて居る事であります、これで〝江藤〟が住吉電停より乗車したと云う事には全くなり得ないのであります、ましてや私の当日の服装は当日鑑定を受けた黒のジャンバーを着て居つた事であるしその事から見ても車掌の云う旧軍服を着て居つたのが私でない事も明らかであります。

(ヘ) 此の点をさらに決定的に判然とするものは原審第四回公判現場の検証に当り堺証人の証言で当日私が群衆の中から飛び出して来て不定位置に止つて居つた電車に飛びのつたと云う停車乗車位置を検証則定したのですがその位置は停車場より七四、三米爆発地交番所の方に依つて居り、交番所から電車停車位置まではわずかに十九米であり、電車が発車して警官がそれを止めるまでの距離はわずか六米と云う事になつて居ります。所が之は第一審原審での岡部車掌の変らぬ証言で

は電車は当日決つた停車位置に停車し決つた停車場から定時に発車して居ると証言し尚発車した電車が六十米走つた所で警官に止められた事になつて居ります。したがつて堺証人の証言の電車の停車乗車位置は実際の停車位置と実に七四・三米相違して居り、一たん発車してそれを止めた位置までは五十四米も相違して居ります。車掌及現場検証の際の運転手の証言では運転の誤りで電車の停車位置を違えても一米も違う事はない事、事件当時の停車位置と（二七年三月十五日）現場検証当時（二八年六月）との停車位置は変つて居ないと云う事から見て、堺証人の証言が甚だしく誤つて居る事は明らかであります、これはこの様な甚だしい誤から見ても単なる錯覚や謬見から来たとは考えられません。こゝに堺証人の証言が全体として真実性のないものであり、私の行動の不審性を印象づけ様として企図した事による虚偽の証言であると判断されます。

(ト) 此の事実を原審では「数十米停車乗車位置が違つて居る事は爆発現場に向け運転進行中のトラックの上から見たのであるから必ずしも正確を期し難く……」と云つてこの様な甚だしい誤り虚偽の証言をおゝいかくされて居りますが、この点全く納得しがたきものであります。或いは五米前後の相違はあり得ると許しても、七四・三米とは想像にも及ばぬ甚しい相違であり、しかも電車の大きさ・及びその停車場に停車して居たか否かと云う交通機関としての電車の重要且つ大きな対象物からして右の様な条件の中であつたため（判示）正確でなかつたと許して居る原審の判断は全くナンセンスであり、まして同じ様な諸条件の中にあつて五・六十米も離てた位置から「江藤らしいものが電車に乗るのを見た」と云う堺証人の証言を一方的に採用されて居りますがこれは前者と比較して見て如何に矛盾して居るかが判然として居ります同一条件の中では後者の方が如何に誤りやすく判断し難くより最もあやしげなものであり、したがつて証拠になり得ないかは三才の童児すら容易にわかる問題でありまして賢明な裁判官が此の点判断出来ぬ筈はないのであります。こゝに原審が見えすぎた実状を敢えて曲げられ犯証をこぢつけ転嫁されたかが実証されます。

(チ) 爆発事件突発から犯人が乗車するまでの時間として、第一審で福田検事はその論告の中で「爆発事件突発後七・八分経過した頃現場の方からあやしい者が走つて来た」と云つて居り原審では「十分経つか経たない頃右爆発現場より急ぎ足で停車中の電車に乗り込んだ」と云つて居りますがこの点は正確には、相蘭巡査の証言爆発発生七時三十二分、岡部車掌の電車の発車時刻七時四十五分か六分とあり、したがつてこの間十三・四分となるのであります。これを敢えて七・八分十分経つか経たない内にと云われるのは計算の誤謬から来たとは考えられず、事件発生から乗車までの時間を短く表現してより犯人に近いものとして印象づける事にあると考料されますしその様な意味からも実際に事件突発から十三・四分も経過した頃事件の現場から、しかも群衆の中から逃げる様に走つて来て電車に乗り込んだと云う事が犯人としてあり得べからざる行動と思はれます。事実この点を暗に認められて居るのが原審でも十分経つか経たない内にとか検察官の七・八分とか云う敢えて単縮された表現に出て来て居ります。

(リ) したがつて以上の様な条件と時間の経過の中で原審が強いて判断される様にもし私が住吉電停から乗車したと仮定されても（事実は全く違いますが）これが決して不自然であるとか事件と関連性があるとかと判断される事は全く考えられない事であります。

(ヌ) 最後に私の当日の行動・私の行先及電車の乗車位置（博多駅前電停）は第一回公判廷私の供述第三回公判伊藤氏の証言で極めて明白にされて居る事であるし、したがつて以上述べた点を綜合しますと(1)の理由は根底から理由にならない事は明らかであります。

尚原審で私が始めてアリバイを立証した事は第一に起訴の理由も全くなく且つ犯罪を構成する様な証拠すら一つもなくしたがつて公正な裁判下であれば当然無罪である事を確信して居つた事、第二にすでに述べた様に殊に本論第四条１２３４５６項の如き狂暴な弾圧下にあつて私が当時一言でも例え私に有利と思われる事でも常に怖しいし彼等の弾圧と逮捕と

家宅捜査の条件を与えるだけであり、したがつて当時私は総て一さいを黙秘する事が自己と党と大衆を守る最大の方法であつたし私に与えられた唯一つの自由であつた事であります。

2 第二に「被告の着衣及びタオルから職務上三・四日毎日ダイナマイト爆発作業に従事していた福岡市技術員三戸良一の着衣と略々同一程度の火薬の痕跡即ち亜硝酸イオンの検出が認められたと云う原審の理由について

(イ) 塚本博士の鑑定検出調書及公判廷の証言では右の様な反応は見られず唯着衣の肩の部分から計り知れぬ黄硫が一点（針でついたくらい）発見された。又この様な事はマッチをすつたぐらいでも附着する事があると云う意の証言がなされて居る同博士の検証は国警鑑色課の谷・井尾氏の上衣タオルの他ズボンまでやられて居る事から同博士の鑑定がより正確と云えます。

(ロ) 次にこの鑑定検出の信憑性についてですが特に福岡市警大坪氏や国警鑑色課の谷氏等の鑑定は最も不合理であり非合法に行われたのであります即ち彼等は正式な逮捕状も身体検査状もなしに警官の暴力の力をかりむちやくちやな鑑定をやつて居ります。（前記四ノ２３項）第一回目三月十五日夜逮捕を受けた直後福岡市警鑑色課の大坪氏より強制且つ半暴力的にしかも極めて入念に約一時間位いを要し当日着て居つた私の被服は上下全部さらに頭の髪から手の先・顔面と薬品鑑定をやられ翌十六日二時には国警鑑色課谷氏等によつてこんどは前日の大坪氏等の鑑定よりもさらに数段厳重・入念にやられ着服は勿論全部の頭の髪から手の先まで・指の爪は全部完全に刈り取り・口の中・鼻の穴まで顔面全部と隅から隅まで薬品をぬりつけられ鑑定を受けたのでありますがそれにも拘ず彼等は何等の証拠も化学反応もここでは発見して居ないのであります。そしてその後すでに二回にわたるカンテイ済みの上衣とタオルを私から持ち出して行つてそれを鑑定した結果硝煙が附着して居つたと云い出して居るのであります。之れは爆発事件直後に大坪・谷の両氏によつて二回にわたつて行われた鑑定から何等の反応もなく私の所から後で持ち出したタオルに・上衣からイオン反応が生じたなどとは全く考え

られぬ事であり、化学をする者としてあるまじき暴力的鑑定も考え合せ全く信憑性のないものであります。此の点塚本博士の鑑定こそ最も信憑性のあるものとして採用さるべきであります。

(ロ) 右の様な極めて非合理的な行為によつて鑑定をやつた、国警の谷氏は第一審第五回公判では「イオンは空気中水中にも存在し、したがつて洗濯した後などにもこの様な反応(亜硝酸イオン反応)が生じ得る場合もある」と証言して居る。

谷氏の証言に基きますと、私達は極めて同反応が生じる条件の中に常にあつたと云う事であります、即ち私はその仕事の関係からダイナマイトのハツパ作業現場で作業して居り、したがつてその様な条件下では同反応が常に仕事用に着て居る私の着衣からもし生じたとしても何等不思議な事でもなければ奇な事でもなく極自然な状態なのであります。尚私がハツパ作業をやつて居る現場で良く仕事をして居る事は現場主任現場監督の田村・三戸・齊藤の諸氏がそれぞれ公判廷で証言して居り又福岡公共職安所長の日雇労務者照会にも証拠として明らかな通りであります。(尚之の職安所長就労照会には当時二月六日二十三日の二回となつて居るが三月十一日が漏れて居る事が指適されます。この日は、私が此の事件に関係して居る云うと動機を作ろうとして緊急逮捕を暴力行為と云う事で受けた原因になつた、練塀現場の齊藤監督に殴られた日であるだけに極めて明らかな事であり、したがつて公文書自体の中にこの様な大きな誤を起して居る事が指適されます。)

(ニ) 原審謄本では「私の着衣と直接毎日ダイナマイトの爆発作業をして居る三戸氏の着衣の鑑定の結果亜硝酸イオン反応なる同一の化学反応が検出された事から私が直接火薬を使用したと判断される」と云つて居りますが亜硝酸イオン反応は黒色火薬が使用されて居り、三戸氏が使用して居る火薬は黒色火薬でなくダイナマイトである事から私と三戸氏の化学反応が同一だから私が直接火薬を使用したと云う所論は全く成立しないものであります。

(ホ) 又爆発物として使用されたものは黒色火薬と云う事ですが、(起訴第一審・原審ともこの様に主張)黒色火薬は爆発

力・破壊力には極めて弱くほとんど破壊力などはもたないと云う事であり、したがつて同火薬の用度は、小銃・ピストル・火砲等の弾を発射させるための激発用として薬キョ等に使用されて居り、建造物・岩石などの破壊にはダイナマイトか黄色火薬が使用されて居ると云う事であります。この点からも爆発物として黒色火薬の充塡したものを使用し交番所の一部破壊したと云う所論は成立せずしたがつて証拠にはなり得ません。

以上結論しますと私の着衣に亜硝酸イオン反応の検出が出たと云う事自体も全くその信憑性がなく又もしこの様な反応があつたと仮定しましてもその事によつて当日私が直接黒色火薬を爆発させたと云う事は全く証明出来るものでなくこの事をして犯罪の証拠の一部にすると云う事が出来ないのは明白であります。

これは私を犯人たらしめるために種々な口実をつけ虚構されたものにすぎません。

従つて第1第2を有罪判決の主な証拠としてされて居る事は何等根拠のない事が明らかになりました。この様な事実・真実を無視され有罪判決の資料とされた事は甚だしい偏見であり一方的判断であり、憲法諸法令に違反するものであります。

3 党の政策と方針について

原審の第三の理由として日本共産党の政策方針が破壊行為を敢えて官憲等に対する暴力殺人をも敢えてやる事が押収の資料から認められるとありますが、押収された資料・五全協方針・新綱領(当面の要求)に一言一句もこの様な破壊行為テロ行為を是認し又方針になつて居る部分はありません。否日本共産党は個人的破壊テロ・行為は、階級的犯罪行為として厳に否定して居る事であります。然るにそれを敢えて吾が党が破壊テロ・殺人をもやると判断され有罪の証拠にされた所に此の事件の本質階級的裁判の本質があり、でつち上げの理由があるのであります。

日本共産党の方針政策それに基く党員の諸行動こそ真に建設的であり輝しい日本の独立と平和の実現えの方針であり行

動であります。

私はこゝに押収された物件中新綱領（当面の要求）を引用し此の点を明白に致します。この新綱領こそ真に吾が党の姿であります。

新綱領には、

第一に日本人は何故苦しめられているかを明らかにして日本の繁栄の道は戦争にではなく平和にある事を示しています

日本の国民が歴史はじまつて以来かつてなかつたほどの苦しみに陥ちいつているのはアメリカ帝国主義者の隷属のもとにわが国がおかれ自由と独立を失い基本的人権を失い工業農業商業文化等全生活がアメリカ占領者によつて管理されているからであります。アメリカ帝国主義者は日本国民を極度に搾取しその上アメリカのアヂアにおける支配権を確立するために日本は幹部級の軍人発達した産業・兵士をつつるだけの人口をもつている、軍事基地として丁度適当であると考えメンタの同盟者として中国・ソ同盟・朝鮮・その他のアヂア諸国に対する新しい侵略戦争に引き入れようとしています。

こうした理由から単独講和が宣伝され侵略的な両条約行政協定が結ばれたのであります。しかし日本が必要とするのは中国とソ同盟を始めとする平和愛好諸国との平和と協力の道である他国との平和と協力の道の上に自由の工業と農業の自由な発展の道の上に自由な内外貿易の道の土にのみ日本はその自由と独立を回復しその経済の興隆と文化の繁栄をなしとげるのである。占領のない日本は他国との協力によつてその経済の興隆のため必要なすべてのものである。即ちその製品を売るための市場工業のための原料・食糧その他を獲得することが出来る。

第二に吉田政府はアメリカ占領者の圧制的略奪的な本質をかくすためのツイタテである。吉田政府はアメリカ占領制度の精神的政治的支柱である。吉田自由党政府は天皇旧反動軍閥・特権官僚・寄生地主独占資本家つまり日本国民を搾取しこの搾取を激励する反動勢力の利益を代表するものであります。

日本の現状の特徴はこの反動勢力の利害がアメリカ占領者の利益に反しないばかりか逆に合致するところにあります。だからこそ吉田政府はアメリカ当局のツイタテと支柱になることに賛成しているのであります。

吉田一味の反動勢力は占領制度が日本国民を服従させる都合のよい手段であると考えています。それ故に何よりも先ず吉田自由党政府を打倒しそのかわりに新しい国民政府を樹立しなければならない、これが日本を民主的に変革する政府となりこれが平和の政府となりこれが日本のすべての民主的な解放的勢力の利益を代表する連立政府である。

第三に日本共産党は反動的自由党政府にかわる新しい民族解放民主政府が国の対外及び対内政策においてつぎのような変革と改革を実現してこれを立法化する事を要求し変革及び改革すべき政策を明示しています。

第四に労働者と農民の生活を根本的に改善しまた日本を奴隷の状態から解放し国民を窮乏の状態から救うためには反動勢力に対し国民の真剣な革命的闘争を組織しなければならない。すなわち反動的吉田政府を打倒し新しい民族解放民主政府のために道を開きそうして占領制度をなくする条件をつくらねばならない。それ以外に行く道はない。この解放闘争の力は日本人口の圧倒的多数を占める労働者と農民の同盟である。この同盟こそ破りがたい国民の力である。反動勢力と闘うために協力を必要とすることをみとめる階級は労働者と農民だけではない占領制度および吉田政府の反動的な政策によつて苦しめられている中小企業家とまた多くの企業や大商人もこれに参加する社会的地位にかかわらず日本の進歩的な全勢力がこれに参加しまた大なり小なり進歩的な政党と知識人の全部が参加する。これらすべてが自由と独立の日本を熱望し経済政治・文化の自主性をもつ日本を熱望しているからである。これは民主日本の自由と繁栄のために闘つているいつさいの進歩的な勢力の民族解放民主統一戦線となる。日本共産党はこのような戦線の強化と発展を緊急な任務とする。日本共産党はこの民族解放民主統一戦線をすみやかに強化発展させることをすべての進歩的な人々と、とくに労働者と農民に訴える。

以上

日本共産党の新綱領はこう訴えています、この綱領のどこに破壊・暴力テロがあるか、この綱領こそがもつとも建設的な進歩的な政党のもつ国民の綱領ではないですか、この綱領の正しさはすでに国民の力となつて闘はれつゝある事を見ても実証出来ます。これは吾が党が三十一年の歴史をもち一貫したマルクス・レーニン・スターリン・毛沢東の思想に導かれ国民とのかたい結合の中でその激しい闘いの中から生れた唯一つの正しい政策であり方針であります。

この様な党の真の姿を体で知つた労働者はどの様な権力検事や警察の脅迫やファッショ化の公判廷でも共産党や私をけつして破壊をやるとかテロをやると一言も云はないし又考えても居ないのである。だから福田検事が目をつけこれなら大丈夫として自信をもつて私や共産党の暴力を証拠づけ様として証人に呼び出した職場の寺山・吉川・藤本・村上の諸氏までことごとく「江藤さんは暴力をふるう様な人ではない、私達のためには献身的になんでもやつてくれる良い人だ早く職場に帰つて来て欲しい」などと述べて居り、私を殴つた斎藤すら組合員のためには献身的に働いて居り特におばさん達に非常に喜ばれて居たと認め述べて居ります。これは最も意識の底いか又は職場で敵視すらして居る大衆の真実の党や私に対する見方である。この様にして検察官警察官の企図した党の暴力テロなるでつち上げは公判廷で明らかにされました。

以上原審に於ける本件有罪判決の理由とされた主な問題について最も具体的に真実をもつて述べました、刑事訴訟法三一八条には事実の認定は証拠によるとなつて居る事が無視されて居り又この様な結果日本共産党の合法政党として保障された憲法すら否定された事になつて居ります。

七、最後に裁判官の厳正なる憲法擁護と公正判決を誠心こめ強く要請いたします。

戦争と植民地のための国民弾圧と相い次ぐ兆発でつち上げ事件として当時九州では住吉事件をはじめ各所に相次ぐ爆発事件がでつち上げられそのたびに嵐の弾圧が行われましたがそれにも拘ず労働者階級と農民の同盟を中心にした国民統一戦線の闘は強く広汎に斗はれた、即ち当時破防法反対のゼネストから秋期越冬斗争として電産・炭労の歴史的ゼネストを

中心に反戦反軍備・独立・平和の斗は強大になり十一月末に開かれた反戦平和の大会（福岡に於て）数万の大衆が結集され十二月始福岡市議会は遂に板付始め基地取りのけ要求を決議すると云う画期的な斗いに発展した。この様な中で、二十八年二月には博多税務所爆発事件が無罪を勝ち取り、九月には田川炭坑に於ける爆発事件が無罪を勝ち取り、大分管生派出所爆発事件はその真犯人を追究して斗いを進めファシストの元凶が明るみに出ようとして居ります。

この様にして真実は次々に明るみに出され歴史の歯車は正しく回転して居ります。この歴史の歯車を逆転させる事は出来ません。私は住吉事件のみが暗みにほゝむられる事を信んじないしかならず無罪の判決がやられる事を確信して居ります。今日裁判官の中にもこの様な中で勇気をもつて真実を裁き無罪の判決がどし〳〵下されて居り民主的な裁判官も現れて来て居ります。

裁判長・裁判官が如何なる権力にも悪い因習にもひるまず、米日反動政府によつて公然と平和憲法が踏みにじられ破壊され改悪され様として居る今日、厳正な憲法擁護のもと公正なる審理の上直ちに無罪判決をされる事を強く要請し、私の上告趣意書を終ります。

以　上

昭和二八年(あ)第四一九九号

被告人の上告趣意

一、本件は不法なタイホより判決が行れるまでまつたく日本国憲法に違反して行れたものであり米・日反動ファシズムの作り上げた陰謀であります。公正な審理の上原審を破棄され、直に無罪を判決される様強く要請します。

タイホは、一九五二年三月二八日失業対策事業就労中、政令三二五号違反（平和と独立紙）として行れ、日本共産党員であることより起訴されたもので、各地に於て免訴が判決として出てゐた当時であり違憲の論議が全国的に広まつてゐた。そこに第一起訴状の政令三二五号が出され、これはすでに第一審に於ては福岡地方裁判所高原裁判長によつて有罪の判決が云い渡されたが第二審では免訴を云渡されたものであります。

警察取調べは第二起訴状がいかにデタラメな方法で作り上げられたかを知る事実があります。

三月十五日住吉宮前派出所を誰れかの手によつてバクハされたのか、新聞やラジオは、日本共産党員江藤徹をタイホ、犯人は共産党員と思わせるもつとも恐しい宣伝が行れて来ました。しかし事実は、何一つとして証拠がないのに、計画的にタイホしたことが一つ一つ明らかになつて行つた。ネリベイ町の作業現場でダイナマイトを使用してゐることからその現場のソウサはもちろんだが組合幹部の家宅ソウサ、日雇人夫の家宅ソウサ、そのソウサと聞いたら江藤君の知人から他の党員の友人のところまで行れたのであります。

しかしその様に行れたソウサにしても江藤君の犯人であると云う証拠が何一つ上らなかつた。それより十三日して組合事ム室の家宅ソウサが行れてゐる。その時私に日警察の組合事ム室に平和と独立紙が某幹部の机の中に入れられて、その無関係であるべきタイホ状が江藤君と同一番代で常に働くときも一緒であつたことからタイホ状は私たちに向けて出さ

被告人　平田　秩

れて来たのであります。政令のタイホが計画的であつたことは、江藤君のタイホを真実の犯人であるかのごとく見せるため私たちをタイホして住吉宮前のバクハを六本松にまで行おうとしたと云うまつたくのデタラメが作り上げられたことであります。新聞は、日共九州初めて武力斗争と宣伝した三月十五日がまつたくコンキョのない宣伝であつた為判決当時は住吉事件キメ手なしの報導したことでも事件について如何に共産党とむすびつけようとして裁判がやられてゐたかを考へられるのであります。

そのことが六本松における私の不審尋問に共産党の暴力行為がくつゝけられ、真実をまげる作り事の証言で警察の取調べにおいても見出せない、しかも誰れ一人見たことのないダイナマイトを私の破れた上衣ポケットにホカンしてゐた事になつてゐるのであります。

この様にして私を犯人として作り上げ共産党を住吉バクハの政党であるかのごとく国民の頭の中に植つけることによつて一きよに私たちの政党を非合法化し戦争え国民をかり立てようとしてやられた陰謀事件であることは、誰れの目によつても明らかであります。

二、警察の取調べにおいて四十五日間の警察留置中、数日間ではあつたがその時私が聞いた言葉は、

君は何でもない、大者は誰れか、それを云え、云つたら出してやる、言わないからぢようにくまれるんだ、大久保か、誰れか。

この様にして地区あるいわ上部機関の幹部の名を出しては云わせようとやつきになつてタバコをのませたり、おこつたり、すかしたりの連日でありました。

最後には、君が云わんから刑ム所行きだ、云つたら出してやるんだつたがと云つた言葉からしても事件のやり口が調べによつて明らかであります。

三、私がタイホされる以前組合活動をやつてゐた頃二月一日のカード切替の時は組合幹部が交渉してゐるところに警官（私服）がやつて来て私たちの肩をタタキおい、今度のタイホは君たちだと常に云つてゐたのであります。

三月になつてから市役所え団体交渉に行つた帰り路約二百米ぐらい歩いてから不信尋問を行れ何の理由と云う理由もなく唯私がサンダルをハイテゐたと云う事によつて派出所の中に押込められポケットの中から全部の所持品をケンサされ、自転車を盗んだおぼえもないのに自転車盗棒と呼ばれたのであつたが幸い私の調べに大勢の人達が立合いまつたくわからない理クツをつけ様としてタイホしようとした警察のやり方が出来なかつたのであります。この様に日夜私服は事ある度に私たちのあとをつけねらいタイホしようとしてゐた時住吉のバクハッ事件が引おこされ私たちがまつたく不当な犯人に作り上げられてしまつた事であります。

その作り上げについてでありますが、谷口証言、井堀証言をもつともその理由としてゐるがそれがいかなるものであるか。第一審によつても明らかにされてゐますが谷口は、証言台で答えた事がその日の午後くつがえされると云ううそつきであつたことを知つて下さい。警察に立寄つたか聞かれて寄つてないと云うがその場でギャクテンしてしまつたりしてゐることです。もう一つ大事なことは私が六本松で不信尋問された時立合つた警官は私の身体よりダイナマイトを発見出来なかつた事を見ても私は所持してなかつたことは明らかでありますが谷口はミズ色の上衣左ポケットに持つてゐたと云つてゐることです。だが私のミズ色上衣がそれほど重要な証ヨ品でありながらそれを押シュウした警察は出さなかつたのです。なぜか、私もよく知らなかつたが物を入れても外から自由に見える様にうすい服でありダイナマイトのごとき物を入れて道をうろつく様な服でないことです。

しかもそれは、保カンする危ケンこそあれ、何の役にも立たないボロボロの作業衣でした。そこにまつたくこの事件のなぞが残されてゐます。私が持つてゐたと口では云つてのけることが出来ても計画立てられたすぢ道はそのまゝいつわり

を押とおすことの出来ない真実があることであります。私は公正な裁判を要請致します理由は第一審、第二審に於ても尚私たちにまつたく不公平な理由で判決が云渡されて来たことであります。

もしこのことが許されるとすれば何の理由もない者に対して証言だけで、しかもそれがコンキョのない証言によつて有罪の判決が下されると云うことであります。日本の法廷に於てすでにそれが実施されてゐることであります。日本の法廷は私は真実を守り公正な判決を下されるであろうことを真ずるものであります。

私は以上のことから直ちに無罪の判決をされる様御願しておきます。以上を私の上告趣意書として終ります。

以　上

昭和二八年(あ)第四一九九号

弁護人松井佐の上告趣意

被告人江藤徹

原判決は確たる証拠に基づかづして有罪と断定したものとして到底破毀を免がれない。

即ち原審第一、二審の判決を精読するも全く想像に依り情況証拠を用ひて江藤が真犯人なりと想定したもので裁判の原則は疑はしきは罰せずといふにあることは縷説を俟たざる所。一体江藤は如何なる爆発物を容疑の場所に、右手か左手の兎れで投爆したといふのであらうか。神か真犯人ならざる限り之を真に知る者なきに拘らず江藤なりと盲断したるは全く証憑なきにこじつけたものと謂はざるを得ず到底破毀を免がれないものと思料します。

本件の爆発現象の真相も既に原審当時には故意か他意か存知せざるも確知し得ない状況であるが此の程度では何等公共の平和を乱し身体、財産を傷害損壊する力が果してあつたかどうかも、何を真犯人がどの程度の大きさと物量を以て如何なる手段で使用したものか科学的に立証してゐないので全く想定するに止まり確証なきに之ありと盲断したもので之亦破毀差戻しすき案件なりと主張します。

以　上

弁護人諫山博の上告趣意

第一点　原判決は事実の認定を誤り、さらに最高裁判所の判旨している採証の法則に違反し、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと思われる。事実誤認を主張する根拠は、第一審における諫山弁護人、被告人の弁論の要旨、第二審における各弁護人及び被告人の控訴趣意書、ならびに当審における被告人の上告趣意書に詳述しているから、以上の各書類を全面的に援用する。さらにこれを、別の角度から検討すると、第二審において被告人に有罪の責を負わせた根拠は、

イ、被告人が爆発現場附近の群集の中から事件後十分経つか経たないうちに走り出てきた。

ロ、電車の中で逮捕されるとき挙動不審であつた。

ハ、逮捕されるとき身体から一種異様な臭気が感じられた。

ニ、着衣タオルから火薬の痕跡即ち亜硝酸イオンが検出された。

ホ、球根栽培法には日本共産党が場合によつては警官に対する暴力行為を是認する方針が書いてあり、被告人は共産党員である。以上五つの事実を結びつけて、原判決は住吉宮前派出所に爆弾を投げたのは被告人だというのである。

この事件では、被告人が犯人であるということを認定する直接の証拠はない。被告人が爆弾を投げているのをみたか、被告人の家から手制爆弾が発見されたというような事実はない。原判決があげているのは、いずれも間接的な証拠であるから、事実の認定にはよほど慎重でなければならない。「疑わしきは被告人の利益に、」という刑事訴訟法の原則、或は「真実の高度の蓋然性」「通常人なら誰でも疑を差しはさまない程度に真実らしいとの確信」がなければ有罪の言渡しができないという最高裁判例の立場は、このような事件でこそ、最もよく尊重されなければならない。(昭和二三、八、

五第一小法廷判決）ところが、原判決の掲げている間接証拠をいくら結びつけてみても、被告人が爆弾を投げた犯人らしいという高度の蓋然性はないし通常人なら誰でも疑を差しはさまない程度の真実らしさというものもない。間接事実自体が大部分、日本共産党員をなによりの眼の仇にしている警察官（特に警備課員）のあいまいな証言をもとにして認定されていること、判決文のなかにわざ〳〵球根栽培法まで引つぱつてきていること、事件が選りに選つて三月十五日、（福岡市においては、当日国際観光ホテルの争議が最大の高まりをみせていた）に行われていることなどは、却つてこの事件が、日本共産党を弾圧し、国際ホテル争議の高まりをおさえつけようとして仕組まれた事件ではなかつたろうかという市井の素直なつぶやきの方を、首肯させるものをもつている。弁護人側の反論の詳細な根拠は、弁護の要旨、控訴趣意書、被告人の上告趣意書に譲るとして、この事件をみる場合に、以上のような立場を忘れないでみてもらいたい。そうすると、結果的に正義人道に反する事実誤認（刑訴法第四一一条第三号）最高裁判所の判例に相反した判断（刑訴法第四〇五条二号）があることが明白になろう。

第二点　原判決が、被告人を退廷させて裁判を進行した第一審裁判所の指揮を是認したのは、憲法第三二条、同第三七条一項二項違反である。憲法では、被告人に公平な裁判所の裁判を受ける権利及び証人に対する反対審問権が保障されている。

この権利は権利の行使が公共の福祉に反する場合のほかは、法律によつても、まして裁判長の法廷指揮権、法廷警察権をもつてしても、制限してはならない（憲法第十一条、十二条）。ところが第一審裁判所は、警察官の退廷を要求した被告人に対して、暴力的に退廷を強制し、その間証人審問を続けて裁判を進めた。そして原判決は、第一審裁判所のこの処置を是認している。被告人が警察官の退廷を要求した行為自体は正しい。休日でもないのに警察官が共産党員の裁かれている法廷に出てくるのは、一傍聴者として来ているのではない。どのような発言がなされるか、或はどのような顔ぶれが

傍聴に来るかを調査に来ているものとしか考えられない。月給をもらいながら法廷に遊びに来るはずはないからである。そうすると、警察官の公判出席は、傍聴に名を借りた思想調査であるから、被告人がその退廷を要求するのは当然である。この当然の要求をした被告人を、第一審裁判官は不逞の輩あつかいにし、刑務所役人に命じて、無理やりに法廷外に引き出し、拘置所に帰したまゝ証人調べを進行した。被告人を退廷させることは、問題であるが、それより以上に重大なのは、被告人から裁判を受ける権利（憲法第三二条）、証人に対する反対尋問権（憲法第三七条二項）を、奪い去つてしまうことである。

そしてこのことによつて、裁判所はいかなる公共の利益を維持できるというのであろうか。こういう措置によつて引き出される結果は、裁判への不信を一般化し、空虚な裁判所の威力を誇示することによつて、逆に、被告人を心服させるという正しい意味の裁判の権威を、自ら失墜するばかりである。いずれにしても、第一審裁判所の処置及びこれを支持した第二審裁判所の判決は憲法第三二条同第三七条一項二項に違反しているので、原判決は破棄さるべきである。

第三点　原判決の刑の量定は過重であるから、刑訴法第四一一条二号により、原判決は破棄さるべきである。上告理由第一により、被告人は無罪であることを確信するが、仮りに有罪の場合を仮定しても、原判決の刑の量定は不当に重いので、破棄しなければ正義に反するものと思われる。よつて仮定的に量刑過重の主張をする。

以　上

被告人　江藤徹

同　平田秩

弁護人鍛冶千鶴子の上告趣意

第一点　被告人江藤徹に対する原判決は、判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があつて、著しく正義に反するから、破棄されなければならない。

原判決が、住吉宮前派出所爆破が被告江藤によつて行われたものであるとみとめる根拠は左の二点である。

(1)　被告江藤が爆発事件突破後、約十分たつかたゝない頃、右爆発の現場たる派出所附近群集の中から走り出て来て、市内電車住吉宮前停留所に停車中の電車に、急ぎ足で乗り込んだこと、並びにその車中で堺部長に連行されようとした際、その挙動が不審で且つその身体から一種異様な臭気が感じられたこと。

(2)　被告江藤の着衣及び所携のタオルから、職務上三、四日毎にダイナマイト爆発作業に従事していた福岡市技術吏員三戸良一の着衣と略ゝ同一程度の亜硝酸イオンの検出がみとめられたこと。

(イ)　そこで先づ(1)について考察する。原判決もいうように車掌岡本健次郎の証言は終始変らない。それによると、住吉宮前停留所では男二人、女一人、子供一人の外に旧軍服に似た服を着た男が乗車したことになつている。しかしながら、そこで乗つた男と、まもなく警官によつて降ろされた男が同一人であるかどうかは分らないとも述べている。

(第二審第五回公判廷に於ける証言)

従つて住吉宮前停留所で乗つた男と、警官によつて降ろされた男を結びつけるものは、被告江藤を車中で逮捕した警官等の証言以外にはないことになる。被告江藤を直接逮捕したのは堺伊三太郎巡査部長であるが、同人の第一審第一

二回公判廷での証言によれば（記録一一九丁以下）停車中の電車にとび乗つた男があり、不審に思つて中に入つてその男をみると江藤であつたといつている。第一審第五回公判廷に於ける警察員鹿子島進の証言によれば、（記録三〇八丁以下）労働者風の男をみたとき、同乗していた堺部長の声であつたと思うが、「江藤だ」といつた、それで私は「あれが江藤ですか」というと、部長は「そうだ」といつて、江藤の挙動があやしいことや、同人が、共産党員であることから、私たちはトラックより降りて電車に乗つていた江藤を逮捕した旨述べている。堺巡査部長は、第二審での現場検証の際、右鹿子島の証言に符合するように、この点に関する供述を変更している。（記録九七二丁以下）

若し前記鹿子島の証言のように、住吉宮前停留所で電車にのつた挙動不審の江藤を逮捕するために警官が車中に乗りこんだのであるならば、江藤以外の他の乗客二名を逮捕連行したことはおかしい。それ故に、一審における堺証人と鹿子島証人の証言がくいちがい、且つ堺証人の証言自体が一審と二審とでくいちがつているのではなかろうか。「江藤のそばに近寄つたとき、マッチをすつたような臭気とでも申しますかちよつと口では表現しにくい臭いがし、それに同人が洋服のエリで顔をかくすようなかつこうをして人目をはゞかるようにみうけられたことなど、江藤らしくない態度がみられた」（記録九七二丁以下）ので、江藤を逮捕したと堺証人が云うけれども、第一審第八回公判廷での証人三戸良一の証言（記録四五六丁以下）にもあるように、ダイナマイトをかけるときは、約一米位の導火線を用い、導火線の中に入つている火薬は黒色で細いもので火をつけると煙が出る。そして、ダイナマイトを使用すれば強い臭ではないが臭いはする。その臭いは風がないときは一分間位くさい。とすれば、仮に江藤が爆発させても、爆発事件発生以来十数分後に、小走りにかけて来て電車に飛びのつたといわれる江藤の身体から、堺証人がのべるような臭気がする筈はありえない。しかも前記岡本健次郎証人は、第二審第五回公判廷において、「その男が乗車するとき、態度がおかしいと思つたか」という問に対し、「いいえ、普通の乗客と同じ態度でした」とのべている。又その

証言の前に、「乗るのを見たが、車内を歩いていくのは見なかつた」とも云つている。

なお警官等が証言するように、江藤が車内に於て旧軍服を着用し、黒のジャンバーを手に持つていたとしたならば、何ゆえに右上衣について爆発物の痕跡の検出がなされなかつたのか疑問を抱かざるを後ない。

結局のところ、確実にみとめうるのは、住吉宮前停留所から、乗車する者をみとめ、その人間をたずねるべく乗車したところ、かねて顔見知りの共産党員江藤徹が乗車していた、つまり、一審第五回公判廷（記録三〇八丁以下）での鹿子島証人の証言にあるように、「爆発事件のあつた現場附近に挙動不審の共産党員をみうければ、一応事件に関係はないかと思うのは当然です」ということで、江藤を逮捕したのが実情であろう。かくして(1)については、右のような疑いをさしはさむ余地が残されている。

(ロ) 次に(2)について考察する。

原審は第一審判決を破棄自判しているが、一審判決が採用した証拠を全部採用する限りに於て、その判決理由中で、無視している鑑定人塚元久雄の鑑定書、及び証言も亦、事実認定の資料としているものといわなければならない。しかるに右のものと、原審がおもに認定の基礎としている国警技官谷巖、同井尾正隆作成にかゝる物品検査報告書、及び右谷巖作成にかゝる試験経過報告書、並に第一審第五回公判廷における右井尾正隆、同第八回公判廷における三戸良一の各証言との間には、重大なくいちがいが存在する。

即ち、前者は、被告江藤の着衣及びタオルから、亜硝酸イオンの反応がなかつたといい、後者は之があつたとする。前者は、被告人の着衣に採量しがたい程度の微量の硫黄を検出したといい、後者は之をみとめていない。若し後者が科学的に信用しうるものとすれば、現場の爆破が、黒色火薬によりてなされたものであるとするのであるから、当然右硫黄の反応を検査した筈であり、それがみとめられなかつたのであるから、硫黄は前者の鑑定がなされるまで

の間に、如何なる原因からか附着したことになる。又硫黄の検出を、後者が行わなかつたとすれば、科学的に後者の検出及び証言自体が信用し難いものとなる。

鑑定人塚元久雄の一審第五回公判廷における証言（記録二九七丁以下）によれば、硫黄を発見したのは、四月に入つてからだと思う、黒色火薬が爆発する場合、ふつう亜硫酸ガスの状態で出る、硝石の存在の試験もしたが、硝石はなかつた。硫黄が最近附着したものかどうかとに角中にしみこんではいなかつたが、微量であるので化学的には、新旧は分らない。なお同鑑定人の前記鑑定書によれば、（記録四九三丁以下）「硫黄は黒色火薬として硝石及び炭素等と共に用いられるが、前記硝石はみとめられない故直接火薬なりと断定することはできない。いかなる原因によるかは不明なるも硫黄の存在をみとむ。」前記証言は又、硫黄はいろ〳〵なものに使用する、亜硝酸イオン、硫黄イオンは、汚水、便所の近くに堀つた井戸水、死体の遺棄された水等から出る場合がある、ともいつている。而して右鑑定人は、九州大学教授薬学博士で、裁判所の命令による鑑定の経験十七、八年である。（同前記証言）右鑑定人の鑑定書及その証言は、科学的に真に信用しうるものと云わなければならない。以上の事実は、心神耗弱乃至は心神喪失の如く、裁判所がその価値判断を加えうる事項と質を異にしているのであるから、いかなる理由によつても、右の事実以上のことを認定することは許されない。

なお、前記警察技官谷巖作成の試験、経過報告書（記録七六六丁以下）によれば、三、四日目毎にダイナマイトを爆破させている（記録四五六丁以下の三戸良一の証言）三戸良一の着衣からは、微弱な硝煙反応しか現れないし、人夫村上の着衣からも、同程度の反応が現れ、又倉庫番中原の着衣も亦、同様同程度の反応を示したことになつている。

更に、三戸良一の第一審第八回公判廷における証言によれば（記録四五六丁以下）同人がダイナマイトを爆破させる現場において、三月中旬頃、被告江藤が現場監督の斎藤と喧嘩したことがあることがみとめられる。してみるとこの現場にいた被告江藤の着衣から爆発に伴う何等かの痕跡が現れたとしてもふしぎはない。(2)も亦、被告江藤と本件爆発とを結びつける何等の根拠となり得ない。又(1)と(2)とが、二つ重なつたからと云つてその信憑性が高まるという議論も成り立つ余地がない。

第二点　被告人平田秩に対する原判決も亦、判決に影響を及ぼすべき重大なる事実誤認があつて著しく正義に反するから、破棄されなければならない。

㈠　原審における被告平田に対する爆発物所持という犯罪事実認定の根拠は、第一審公判廷における谷口寅夫、同中原耕整の供述と検察官作製の井堀宰臣の供述調書である。そこで之等証拠について考察する。

(1)　控訴趣意書でも指摘されているように、証人谷口の証言と、井堀の供述調書とは重大なくいちがいがある。

即ち谷口は被告平田が六本松の派出所を爆破させようといい、またポケットを叩いてマイトを持つているといつたと述べ、井堀は平田にマイトを見せられた（記録六九一丁以下）といつている。その日、三人は一諸に歩いていたのであるから、こんなくいちがいが生ずるはずがない。これについて原審判決は「被告人が右帰途、大濠池をはなれころ、井堀宰臣に対し、自己の右手にダイナマイトをのせて示した事実を、右谷口寅夫において気がつかなかつたとしても、当時すでに日没後であつたことと照し合せてその間何等の矛盾や不合理もない。」とのべているが、そのいうように日没後の暗がりであるのに、他方井堀が（前記記録六九一丁以下）「それは丸い玉をにぎりつぶしたような細長い白いもの……」等と詳細すぎる供述をしているのをどう解釈したらいいのであろうか。前述のように、谷口は被告平田がポケットを叩いてマイトを持つているといつたのを現にみているといつているのであるから、そのとき平田が右手にダイナマイトをのせて示したのであれば見ないということは考えられない。

(2) 井堀の検察官に対する前記供述調書によれば、判示認定現場附近に於て、被告平田等三名は、警察官の職務質問をうけ、所持品の検査をされ、それ〴〵所持品をポケットから出して見せている、若し被告平田が真にダイナマイトを所持していたとすれば、第一審判決が被告江藤に関する部分についてのべているように三月十五日当日は緊迫した社会情勢下にあつたのであるから警官による職務質問や所持品の検査は、いうまでもなく、このダイナマイトのような物を発見する目的で行われるものであるから、ダイナマイトのような大きな物を、警官がみのがすことは絶対にあり得ない。又、若し持つていたならば、これによつて被告平田は深刻な心理的衝撃をうけたにちがいないのに、その直後、谷口、井堀に対して、派出所爆破の計画を話し、且つポケットからダイナマイトを出して見せるなどという不用意大胆な所為に出られる筈がない。

以上から明かなように、谷口、井堀両名の供述は信を措き難いもので、だから、前にのべたようなくいちがつたものとなつたのだとみるべきである。これを要するに被告平田についても亦、合理的な疑をさしはさむ余地のないまでに立証されたとすることはできない。

第三点 以上、第一点、第二点の結論として原判決はいづれも重大な事実誤認を侵し、無罪を云渡すべきところ有罪の認定をなしているから、破棄さるべきものである。

以 上

昭和二九年(す)第二七一号

決 定

鹿児島県姶良郡加治木町反土川原荘

申立人 本田源次郎

被告人本田源次郎に対する横領被告事件につき当裁判所が昭和二九年六月八日なした上告棄却の決定に対し、申立人から非常上告の申立があつたが、かかる申立の許されないことは刑訴四五四条によつても明らかであり、最高裁判所のなした決定に対しては不服申立の許されないこともまたいうまでもないのであるから、当裁判所は裁判官全員一致の意見で左のとおり決定する。

本件申立を棄却する。

昭和二九年七月一三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 井上登

裁判官 島保

裁判官 河村又介

裁判官 小林俊三

裁判官 本村善太郎

昭和二九年七月一三日決定 昭和二九年(す)第二七一号

昭和二九年(す)第二七一号

非常上告

私儀、昭和廿九年六月八日最高裁に於て決定を受けました私に対する横領事件の判決についてその総べてを承服出来ませんので所定の手続を以て非常上告致します。

私は本横領事件につきましては全然無罪である事を主張致しその事実を証明致します。

本横領事件には刑法に規定されて居ります横領罪の条文中に該当すべき事実は全く無く従つて横領罪なる犯罪は成立すべきものでは無かつたのであります。

これはかゝる法的智識に暗かつた私を告発した警察官の不当な一方的見解に依る拘留処分から面会の制限、更には地裁に於ける証人申請の却下等刑訴法違反から起因する長期の未決拘留に適当な手段を考究する機会の与へられなかつた事が今日の結果を招来するに到つたのであります。

地裁に於て受けました判決は前述の真相の調査の不徹底な警察官の独断に依つてなされた告発に依り起訴された起訴内容に対して下されたものであり抗訴上告共にその起訴内容の罪状を真実の如く思惟せる弁護人の手続に依つて行はれた為共に却下の決定を受ける結果となつたのであります。

これは当時判決の不当を信じ乍らも適切に弁護人に対しその真相を理解せしめ得なかつた私の法智識の不備も原因の一部であつたとは云へ法の行使者であり市民の公僕である警察官の当然職権乱用と見られる不当な告発と留置中の面会制限又起訴後に於て公判中になされた私の重要な証人申請の却下と云ふ裁判手続に於ける違憲行為が絶対なる原因となつて居るのであります。

私は該起訴状の内容が全く事実に反したものであると云ふ事を証明する為に先ず起訴状に被害者となつている松葉賢蔵よ

り寄せられた覚書に依つて彼が被害者では無く又当然被害事実も全然無いと云ふ事実を明らかに致します。

添附せる松葉賢蔵の覚書は私の無罪を信じる本人の自由なる意志に依つて寄せられたものであります。

地裁に於て私は松葉賢蔵を証人として弁護人より申請致しましたがその必要を認めずとして却下されました。

不当な告発に対する私の唯一の証人としてこれに依つて潔白の証明される事を信じていた私に取つて此の却下処分は警察官と同様法廷に対しても不信を抱かしめるものであつたのであります。

私は本事件の原因となつた松葉賢蔵との金員の受渡関係について真実を申し述べ前述の私の主張が正当であると云ふ事を立証致したいと存じます。

昭和廿七年四月二十日頃松葉賢蔵が私に対し本人の所有になる土地家屋の売買契約に依る金員の融通を依頼して参りましたので別添契約書写し（本書松葉賢蔵所有）の通り契約致し金拾万円也本人に渡しました。

契約書面の小倉幸三なる者は当町に居住無きため本人の意向通りの内容にて私が本人の代理として該契約書を松葉賢蔵と取交し金員も私から松葉賢蔵に渡し、それと引替に必要な登記書類の一切を私が預つたのであります、私の此の代理行為は松葉賢蔵もこれを認め事実上私を債権者と見なしている事は本人の覚え書に依つて明らかであります。

契約書面の期日に到り金員の返還無きため契約面通り小倉幸三の依頼を受け松葉賢蔵より預り中の登記書類と小倉幸三より預り中の印鑑に依つて当町司法書士村田正雄にその手続きを依頼該物件の仮登記を行ひました。

此の事実の証明は法的に可能である事は御承知の通りであります。

其の後廿七年十一月初め頃松葉賢蔵は金五万四千円也を持参致し該契約面の期日を以後一ヶ月間延長して呉れる様と依頼して参りましたので法的には既に本人は該物件に対する権利を消滅していたのでありますが私は平常の本人との親交からそして参りましたので法的には既に本人は該物件に対する権利を消滅していたのでありますが私は平常の本人との親交からその立場を知り同情致して居りましたので小倉幸三の意向をたゞしその了解を得て松葉賢蔵の申し出を受けました、そして別

添領収書写しに依つてその金員を受取りました。

約束の猶予期間を経過するも松葉賢蔵よりその履行の申出無きため小倉幸三の依頼を受け昭和廿七年十二月末仮登記を本登記に直しました。

その手続は前述の仮登記の場合と同様であります。

この事実に依つて明白の事と存じますが違約せる場合の契約金の性質を法的に解釈するも当然その帰属権は小倉幸三に移転し松葉賢蔵は期限後その金員についての権利は消滅しているのであります。

更に松葉賢蔵の覚書に依つて本人もそれを充分認識している事実を御承知願ひます。

起訴状に於て松葉賢蔵より受取つた右金員を返却しなかつたためこれを横領罪と断定されて居りますがこれは受領せるその時より返還すべき性質のものでは無かつたと云ふ事実は、従つて当然乍ら松葉賢蔵より返還の請求を受けた事は一度も無かつたと云ふ松葉賢蔵の覚書に依つても明白である通り起訴状に於ける被害者は勿論被害事実も本事件には存在して居ないのであります。

前述の如く起訴状の罪状を真実の如く思考していた私の弁護人がその被害の弁済に依つて私の受ける判決を軽減すべき弁護の材料に供すべくその返還方を松葉賢蔵に申出でたる際も本人はその金員が返還されるべき性質のものでは無いとして拒否しているのであります、此の事実に依つて明らかな如く返還すべき義務の無い金員を請求すべき権利の無い者へ返還していないと云ふ問題が初述の刑訴法違反更に憲法違反と見なされる係官の不当な行為に依つて横領罪と云ふ犯罪を構成しているのであります。

当時の係警察官に何の意図する処のあつたと見られる事実も聞いて居りますが本非常上告の趣旨は私の無罪の立証される事だけでありますから既述の事実の審理のみで充分その目的の達成される事を確信しその告発をなした警察官の意図につい

ての法的立証資料は完全に集めては居りません。

その告発の表面的経過を申し上げれば昭和廿八年三月初め松葉賢蔵が先ず該警察官より私に対し金員を渡した事実を確認されて居ります。

そして昭和廿七年三月十日私を呼び出し松葉賢蔵より受取つた金員を返還せるや否やの質問をなし私がそれに対し否と答へた事実が横領容疑と認められその場から拘留処分を受けました。

私はかゝる不動産売買の代理行為を業とするものでは無く全くの同情から為した事で当時何等刑事問題に関連する法智識も無く無実を信じ乍らもそれを証明する手段方法を構じ得ないまゝ唯一途に法律が真実を調査審理して公正な裁決をなす事を信じ願い弁護人に一任して居りました。

しかし乍ら上告をさへ棄却されました現在一身の潔白を証明する最後の手段として残された此の機会を従来の如く唯待機している事は出来ませんので拘留以来不自由な環境で習得した種々の法智識に依り上告後の保釈中関係者の協力を得て私自身法的に無罪を証明出来る確信を得ましたので弁護人にも真相を充分理解さしめ本非常上告の手続を依頼致しました。

起訴状内容の事実無根を理由に私の無罪を主張しその原因を司法係官の違憲行為として審理を要求致す事はこれが真実の申立であるとは云へ現在迄当町に於て法がその精神通り正しく施行されている事を信じ現在猶その信頼を持つている私に取つては甚だ不本意な事ではありますがかゝる事件が私にかゝる本件のみである事を信じ且それを念願しつゝ申請致すものであります。

以上の申立に依り本件の真相を審議御賢察の上公正なる判決を要求致します。

右刑事訴訟法第四五四条により非常上告致します。

昭和廿九年六月廿四日

最高裁判所御中

鹿児島県姶良郡加治木町反土川原荘

本田源次郎

本事件に対する私儀意見書

私儀、小倉幸三代理人として本人の承だくを得て受領せる期限延期の契約金は改めて小倉幸三の了解を得本人との貸借関係に依つて私がこれを消費致して居りますが当然此の金員は小倉幸三に対し返還すべき義を持つているものであります。

現在迄その請求は受けて居りませんがこれは当時商業を営んでいた私がその資本に投じ本事件に依つて経営不能となつたので相当の損害を受けた事実を小倉幸三が承知している為とその好意に感謝して居ります、しかし若し此の金員に対し小倉幸三の請求がなされた場合本事件が現在のまゝであれば法は如何なる解釈を致すものでありませうか、たとへ小倉幸三とは貸借であるため民事問題として取扱はれるとは云へ私は一件の義務について三重の債務を一方は刑法に依り一方は民法に依り履行しなければならないと云ふ常識では判断出来ぬ結果も予想されるのではないでせうか、私が松葉賢蔵より独断にて金員を受け小倉幸三より代理行為の不法行使として金員の横領を告訴される場合以外に本件が刑事事件として取扱れる事はあり得ない事はかゝる問題に於ての常識であると云ふ事を現在では私も承知致して居ります。

法律の総べてがそうであるとは申し上げませんが刑法に於ける一般犯罪は社会秩序の維持をその根本の目的とする一般常識から成立しているものであると信じて居ります。

故意無き罪は之を罰せずと云ふ刑法の本質からその結果が犯罪事実を生んだ場合に於てさへ過失の場合その罰則を別項に依つて取扱つて居ります、まして意志も無く結果もない所謂犯罪構成要件の何一つも具備していない本事件に於て問題の過

程の一部を以て無理に之を条項に該当せしめた不当極まる本事件の結果が事実を明白に証明した現在私は私の主張が容れられる事を確信致すものでありますが法的に種々の裁判手続を十二分に知り得ず従つてそれを利用する事が出来なかつた私の落度も認めて居りますから現在迄私は勿論妻子の受けた物心両面の計り知れぬ打撃についても法律が規定する保証を受ける事のみで一切を忘れ去り従来通り良き市民として再起する決心で居りますが此の事件に依つて此の事件の真相を知る幾人かが法を行使する者の見解如何で自由に法の精神が変へられるが如き疑惑を抱かしめる事が懸念されますのでその意味に於ても神の名に於てなされる裁判がその総ての方法を尽す時必ず正しい者に公正な判決がなされると云ふ事実を示して戴く事が更に大なる期待であります。

長日月の未決拘留中に得た私の本事件に対する意見を以上添へて非常上告の審理裁判官の御賢察を願ふ次第であります。

昭和廿九年六月廿四日

鹿児島県姶良郡加治木町反土川原荘

本　田　源　次　郎

最高裁判所御中

昭和二七年(あ)第五一三四号

決　定

本　籍　長崎県島原市三五二番地

住　居　横須賀市大津一八一七番地（旧根岸練兵場）

無　職

丸　山　一　雄

大正八年三月三一日生

右占有離脱物横領被告事件について昭和二七年五月一三日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人田中泰岩の上告趣意第一点は事実誤認の主張であり、第二点は、記録を調べると所論予備的訴因の追加につき、第一審公判廷で裁判官より右請求のあつたことが告知され、之に対し弁護人より公訴事実の同一性がない旨の意見が述べられたが、裁判官は右追加を許可する旨決定がなされていることの公判調書の記載がある点より考えると、当時右追加請求に関する朗読がなされたことを推認するに十分であるし、仮りに朗読がなされなかつたとしても、前示の経過から見て、被告人側には右追加事実に関する防禦の機会は十分に与えられたものと認むべきであるから、結局判決に影響することの明らかな法令違反ありとはいえないのである。されば所論は単なる訴訟法違反を理由とする主張に帰し刑訴四〇五条の上告理由に当

昭和二九年七月一四日決定　昭和二七年(あ)第五一三四号

らない。また記録を調べても本件につき同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年七月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

弁護人田中泰岩の上告趣意

一、原審判決は「原判決物件が原判示所為当時日本国の所有であつたことは明白にこれを認めることが出来ると共に当時被告人にその旨の認識のあつたことはこれ推認し得る云云」と判示して、被告人の犯意不存在の主張を排斥して居る。

然し乍ら第一審挙示の証拠及び原審判決挙示の証拠中には「被告人にその旨の認識のあつたこと」を「推認し得る」に足るものは何一つとして存在しないのである。却而第一審第三回公判調書中には被告人の供述として「問　島崎証人は被告人が堀出したケーブル線は国有物だと云つて居るがどうか、答　よるか、答　小原台に施設してあつたものは終戦後兵器処理委員会から処理に来まして現在は処理が終了しております、第二に私の畑の附近に設置してあつたものは設置の時工事を失敗して仕事していなかつたと云ふ事を工事当時の事情を良く知つてゐる森貞泰男と云ふ人から聞いて居りましたので私は結局抛棄したものと思ひます、依つて私は国有物でないと主張するのであります、問　それでは拾つたものと思つたのか、答　はい、所有者が無いものだからそのつもりで居ました」「問　検察官に供述した通り相違ないか、答　その時も私は国有物だとは思つてはいませんでしたか云云」とあり、第一審第一回検証調書中には被告人の供述として「本件のケーブルは今上陛下が摂政宮であつた当時試設されたものでそれが使用に堪えないため当時抛棄されたものです」とあり、第一審第十四回公判調書中には被告人の供述として「無主物であると思つてやつたので窃盗になるとは思ひませんでした」とあるを以てすれば、被告人は本件ケーブルを以て無主物なりと信じて居たものである事を推認するに足るのである。従つて仮りに原審判決の判示したるが如く本件ケーブルが国有物であつた事が明白に認められるとしても、被告人はこれを認識しなかつたのであり、その認識しなかつた事が仮りに

被告人　丸山一雄

被告人の錯誤に基づくものであつたとしても、認識を欠く以上は犯意を欠くものとして無罪であるべきである。

原審判決は此の点に於て事実を誤認せるものである。

二、原審判決は第一審判決が本件被告人の所為を以て起訴状記載の公訴事実の通り窃盗罪と認定したるを破棄し、更めて占有離脱物横領罪の事実を認定したものである。然し乍ら起訴状には訴因として窃盗の公訴事実及罪名、罰条の記載があるのみであつて、占有離脱物横領の公訴事実及罪名、罰条の記載はない。成程第一審第十三回公判調書には「裁判官は弁護人に対し検察官より昭和二十六年一月三十一日付で訴因及罰条の予備的追加請求書が提出されて居る旨告げた事」及び「裁判官、検察官の訴因及罰条の追加請求を許可する旨決定を言渡した事」の記載はあるが、検察官が公判廷に於て右訴因及罰条の予備的追加請求を朗読し又は陳述した旨の記載は何処にもないのである。

然らば訴因及罰条の予備的請求記載の事実については公判廷に於て適法なる裁判の請求があつたとは言へないのであつて、原審裁判所が漫然此の事実を看過し訴因及罰条の予備的追加請求書記載の事実につき審理判断を為した事は審判の請求を受けない事件について審判を為したるの違法あるものである。

以上

昭和二七年(あ)第五五四〇号

決定

本籍　静岡県浜名郡長上村上石田二九七九番地

住居　同県島田市幸町二〇五〇番地の一　犬塚左享方

無職

犬塚右二

昭和五年六月八日生

右の者に対する窃盗被告事件について昭和二五年三月二三日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人小林賢治の上告趣意について。

記録によると、第一審判決が証拠に採用している鈴木佳男の盗難被害届には、被害の場所として「東京都品川区南品川五丁目六七番地松下電器株式会社真空工業所品川工場内倉庫事務所机の下」との記載があるが（記録六九丁）、第一審第二回公判において被告人は裁判官の質問に対して「松真寮の鈴木佳男方で茶色革製短靴一足外一点を窃取した」旨を供述しており（同一四三丁）、第一審判決は、被告人の当公廷に於ける自供の一部としてこの被告人の供述も証拠に採用しているのであるから、所論窃盗の場所については、鈴木佳男の盗難被害届の記載を措信しないで、被告人の右供述を採つて事実を認定

昭和二九年七月一四日決定　昭和二七年(あ)第五五四〇号

したものと認めることができる（なお、右盗難被害届に、被害者の住所は、東京都品川区南品川六丁目一五〇八番地松真寮内と記載されている）。されば、原判決が論旨摘示の説示をしたことは相当であると認められるから、所論は結局事実誤認と単なる訴訟法違反の主張にすぎないものといわねばならない（なお、右盗難被害届記載の犯罪の日時、被害者及び窃取した物件は被告人の自白と一致しているのであるから、補強証拠となりうること勿論である）。従つて所論はすべて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても本件につき同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年七月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

弁護人小林賢治の上告趣意

原判決は法令違反の点がある。

原判決の

控訴趣意書第二点の第二（記録一八四頁裏四行目以下）に對する判示を見ると『記録を調査すると鈴木佳男の盗難被害届には所論のような記載があるが、原審第二回公判調書の記載によれば被告人は同公判廷において鈴木佳男の茶色革製短靴一足外一点の品物は松眞寮の同人方で窃取したと供述しており、原判決はこの被告人の供述も證據としているのであるから原審は右窃盗の場所については鈴木佳男の盗難被害届の記載を採らず被告人の供述を採つて事實を認定したものである。故に原判決は何等事實を誤認したものではない』とあるが、被害者の盗難被害届には盗難場所が『東京都品川區南品川五丁目六七番地松下電器産業眞空工業所品川工場内倉庫事務所机の下』とあり、果して起訴事實の『東京都品川區南品川六丁目一、五〇八番地松眞寮』にて盗取した被告人の供述の犯罪事實と同一なりや疑しく、原審が第一審が右窃盗の場所については鈴木佳男の盗難被害届の記載を採らず被告人の右供述を證據に採つて事實を認定したものであり、之の事實の認定に當つて被告人が他に多くの犯罪事實あり被害者同一なりとも盗難場所異なり同一事實の認定疑はしいにもかかわらず、右事實認定の證據に被告人の法廷における供述のみ證據にして有罪の判斷をしたことは法律に違背するものであつて原判決は破毀さるべきものである。

以上

被告人　犬塚右二

昭和二七年(あ)第五六四九号

決　定

本　籍　静岡県浜名郡積志村下大瀬二七三八番地
住　居　同県浜松市旅籠町八五番地　電気器具商　鈴木義雄　明治三四年九月四日生

本籍並びに住居　同県浜松市植松町七八番地の二　農業　藤田亀太郎　大正八年七月六日生

本　籍　愛知県渥美郡田原町大字田原下八軒家三九
住　居　静岡県浜松市蜆塚町二区　小西さわゑ方　農業　山内重治　明治三四年一一月一八日生

本　籍　静岡県浜松市鴨江町一一八番地ノ一
住　居　同市富塚町九二〇番地

昭和二九年七月一四日決定　昭和二七年(あ)第五六四九号

一

会社員　乾　善吉　明治四三年五月一日生

右各窃盗及び被告人藤田に対する傷害被告事件について昭和二七年三月一八日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

弁護人鍛治利一、白石信明の上告趣意は、違憲をいう点もあるが、訴訟法違反（刑訴三二六条一項但書の「相当と認めるときに限り」というのは証拠とすることに同意のあつた書面又は供述が任意性を欠き又は証明力が著るしく低い等の事由があれば証拠能力を取得しないとするものであつて原審がこれを証拠として挙示したことが即ちこのような事由のないことを示しているのであり改めてその不存在を判示することを要するものではない。また破棄判決と事実の取調の要否については昭和二五年(あ)二九八一号同二六年一月一九日の当裁判所判決参照）、法令適用の誤り、事実誤認の主張に尽き、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年七月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二七年(あ)第五六四九号

被告人　鈴木義雄
同　藤田龜太郎
同　山内重治
同　乾善吉

弁護人鍛治利一、同白石信明の上告趣意

第一点

原判決は其の理由において

「被告人五名の弁護人鍛治利一の控訴趣意書第七点、被告人藤田の弁護人村松茂友の控訴趣意書（窃盗の点について）第二点について。原判決が判示第一の窃盗の事實の認定に援用した證據を綜合すれば、柳澤佐喜多は、昭和二十四年八月十三日濱松市旅籠町の被告人鈴木方に行き、同所で、綿糸五梱が出ることを被告人藤田から聞き、同被告人に自分にも賣らせて儲けさせてくれと頼み、同被告人から、明日被告人鈴木方からトラックが出て、濱名郡可美村若林の綿屋へ運ぶことになつており、被告人板垣も共に行くと聞いたので、翌十四日朝被告人鈴木方に赴き被告人板垣に会い、共に、可美村若林の共榮附近迄行くと既に被告人藤田、同山内が來ていて、柳澤が來るとのことで、被告人山内から上池川町の加藤忠一の家を知つているかと聞かれ「知つている」と答え、又被告人板垣が鈴木も來ていると言つており、暫くするとトラックが來てゴタゴタしていた際、柳澤は被告人乾とトラックの運轉台に乗り、被告人藤田が發車させたトラックに同乗して濱松市上池川町の加藤忠一方迄行つた事實を認められるのみで、柳澤佐喜多が被告人等の本件綿糸五梱の窃取の謀

議に關與し、本件綿糸を濱松市上池川町の加藤忠一方迄運搬することを豫め知つていた事實はこれを認めることができない。」

従つて第一審判決の判示第一の窃盗の事實認定は、所論のように柳澤佐喜多の地位を閑却したものではないと判示している。

しかし、本件綿糸五梱の取引について關係のない柳澤がどうして共榮附近まで出向いて同所へ差し掛つたトラック車させたうえこれに乘つて上池川町の加藤忠一方へ運ばせたかが問題なのである。

柳澤は藤田から共榮で綿糸の取引のあることを聞いて自分も仲間に入れて貰ひ儲けたいと考へて共榮へ出向いたものであつて、他の者は柳澤を知らず、また他の者を仲間に入れれば利益も分けることとなつて利益が減るから望まないことである。

然るに柳澤はどうにかしてこの取引の仲間に入つて自分の手で轉賣したいと思つて他の者の承諾を得ないで現場へ出向いてトラックを止め自分が買主だと云つてトラックを發車させ加藤忠一方へ現物を運んだので行き違ひを生じ本件のような問題となつたものである。

即ち柳澤佐喜多の第一審第四回公判における證言によれば

「問、此の問題とは何か、

答、私は當時左樣な關係から苦境に立つたので借財もあり藤田から鈴木に会つたらどうかとの話しもあつて私は約一週間位ひ前に鈴木と会つたのです。

その時には私は鈴木に人間は何んでも眞面目な仕事を遣らなければ駄目だと意見をされました。

然し私は藤田から斯樣な荷が入手すると謂う話を受けたので、私もそれを分けて貰ひ手數料を儲けさせて貰ひ度いと話したのです。

それから私は當日鈴木の處で取引があると聞いて居たので朝九時前後に鈴木の家の附近へ行つたのですが其處には自動車も人も誰も居なかつたので之れは駄目だと思つて歸らうとしたら丁度板垣が來たのです。

それで板垣は自動車は出たが行先は判つて居るから行つて見ないかと言つたので私は同人と一緒に高塚迄行つたのです。」

「問、板垣は鈴木義雄の家へ來たのか、

答、そうです。

問、その時來たのは板垣と誰か、

答、私と板垣丈です。

問、その際鈴木は家に居たか、

答、私は家は入らなかつたので知りません。

問、什うして家へ入らなかつたのか、

答、余り同人方へ行つた事もないし亦その附近に車もにかつた爲、家へは入り難かつたのです」

とあつて、柳澤は藤田との話の中で綿糸の取引があることを知り、仲間に入つて賣らして貰はうと思ひ出向いていたのであること、鈴木は素より外の者は柳澤を取引の仲間に入れることは承諾していないこと、柳澤は鈴木に直接会つて賴むこともしなかつたものであり、鈴木とは一面識に過ないので進んで取引の仲間に入れてくれと話をすることの出來ない狀況にあつたことが判る。

板垣は偶然に柳澤と会い柳澤に賴まれて共榮まで案内したに過ぎない。

然るに共榮の前で柳澤は綿糸を積んだトラックが徐行して來るのを見てこれを停車させて、自分が買主だと言つて共榮へ荷を入れずに濱松市内で取引するから荷を運んでくれと言つたため他の者との間に押問答となり、柳澤は遂にトラックを發車せしめ行き違ひを生じたものである。

これは柳澤佐喜多の原審にも

「問、證人は昭和二十四年八月十四日の午前に濱名郡可美村若林所在の共榮織物共同組合の前に行つたことがあるか、

答、あります。

問、それはどういうことで行つたのか、

答、それは綿糸の仲買のことで行つたのです。というのは藤田と私とは戰友でともに苦樂をわけあつた仲なのですが、藤田からげんまるの糸があるということを聞き、それをわけてもらいたいとたのんであつた所、その日共榮織物の所で取引をするということであつたので早速行つたわけです。

問、證人がそこに行つた時そこにはどんな人がいたかね、

答、藤田の他に山田さんと他に二人位おりました。

問、證人はそこで自動車がくるのを待つていたのか、

答、そうです。

問、自動車が共榮の前に來た時證人はどうしたのか、

答、自動車が徐行しながら來て共榮の前で止つたので私が出て行き運轉台から降りて來た荷主の人に私が買主だということをはなし、此處ではまずいから濱松へ荷をつけてくれるようにはなしましたところ、共榮に荷をつけるというのでそれでは困ると多少押問答をした結果、結局濱松へつけることになつて自動車（運轉台）に私も乘り濱松へ行つた

わけです。

問、その荷主というのは誰か、

答、この人です。

この時證人は、被告人席にいる乾善吉を指示した。

問、共榮につけられては困るというがそれはどういうわけなのか、

答、共榮も織屋ですし、當時糸は拂底していましたので共榮につけられては自分の商賣に差支えを生じるわけですから、それを私が買入れるということが他に知られてはまづいということもあつたわけです」

「問、共榮織物の所に自動車が來た時に證人がその自動車を停めて聲高く押問答をしたというが自動車を出すとき物をぬすむと云う風な空氣はなかつたか、

答、そういうことは全然ありませんでした。

問、その品物をとるという考へが誰かにあつたようなことはなかつたか、

答、そういうことはなかつたと思ひます。

それで乾氏が一緒に來たのでせう。私は乾氏が荷主と思つていましたから。

問、證人がいう荷主というのはこの荷の所有者のことか、それともこの荷を持つて來た人というのか、

答、在來の取引ではその荷を司つている人を荷主とみます。それは大きな会社などでは匿名で番頭などを使つて取引をすることがあるのでそうするわけです。

問、藤田はトラックにいつ乘つたのか、

答、知りません。上池川に着いて降りたところ藤田もあとから降りて來たのです。
問、藤田が俺がひきうけるから車を出せと言つて車を出させたことがあるか、
答、そういうことはありません。
問、證人は當時眼鏡をかけていたか、
答、當時眼をいためていましたしまた夏のことでもあつたので日光除けの眼鏡をかけておりました」
とある。
而して上告人藤田の第一審における供述には
「私は双方に手落があつて斯様な結果になつたものと思ひます。斯様な商をするに付てはちやんとした押さえがあつて遣つたことでして最初は斯様になるとは夢にも思はなかつたのです。
そして若し荷があれば一日でそれを捌ける自信はあつたのです」（第三回公判）
「問、加藤忠一の家へ荷を運んだのは誰か、
答、それは柳澤です。
問、何うして柳澤は其處へ運んだのか、
答、私には判りませんが柳澤は預先方面に賣り先があつたのではないかと思ひますし亦同人の家もその方面にあるのです。
問、何時何處で柳澤はそう云つたのか、
答、私は最初自動車で若林へ行き、その時自動車から降りて通行人に共榮の所在を聞いてから荷の來るのを待つてゐたのです。

すると其處へ柳澤と板垣とが來て、柳澤は荷は上池川の方へ持つて行つて賣ひ度いと云つたのです。
その爲私はその荷を私が何うしても買はなければならないと謂うことになつてゐなかつた爲その点は柳澤に任せたのです。
問、然し被告人も一応はその荷を買うことになつてゐたのではないか、
答、そうです。
私が買うと謂う譯ではありませんが私が仲へ入つて賣つて賣る様になつて居たのです。
問、何うして加藤忠一の處へ荷を運んだのか、
答、柳澤にも賣らして遣ると謂う事を鈴木義雄から私も聞いて居たので同人が持つて行くからと謂うので任せたのです。
問、すると加藤忠一の處へ誰が運んだのか、
答、柳澤です。
問、被告人は何うしたか、
答、私も一緒に行きました。
柳澤に全部任せることについては鈴木から確答を得て居ない事でしたのでその荷を全部柳澤に渡すことも出來ないので私もその届先を確めてそれから鈴木にその事を電話したのです。
亦柳澤としてはその品物が思う様な物でなかつた爲一応買主の方へ問合せた上でないと引取るか何うか判らないと謂う事でその爲に加藤忠一宅へ一時預ける様になつたのです」（第五回公判）
あつて、トラックが共榮の附近まで來ると柳澤が出て來てこれを停車させ押問答の末トラックを濱松市内へ向けて發車

させたものであることが判る。

又上告人乾善吉も

「問、そのトラックを上池川へ行けと云つて命令したのは誰か、

答、柳澤です。

その時柳澤は色眼鏡を掛けてゐて私が何うするのかと聞いたら共榮へ着けると警察が張つてゐて危いから行先を変へたと言ひました」（第八回公判）

と述べて居る次第で、

松下靜の第四回公判に於ける證言にも

「答、私もその時にはもう經濟警察ではないと謂うことが判つたので此の自動車を出す出さないは運轉手の責任にあるのだから出すことは出來ないと言つたのです。それでも藤田は責任は俺が持つから出せと言ひ一、二回出したり止めたりして居たのです。その時に柳澤は運轉台に乗り込みました。

それから自動車が走り出してから乾さんが何處へ行くのかと言ひ乍ら助手台へ飛び乗りました。

すると柳澤は追分町へ行くとか言つてそれからは柳澤の案内で追分町の或る家へ上り其處へ荷を降ろして歸つたのです」

とあり同人は司法巡査內山須美夫作成の參考人供述調書に於ても

「九、その時に先程の背の小さい男が（乾のこと）があわててお前どこへ行くんだ

と言つて追掛けて車に飛び乗り又運轉台に乗りました。

その時もう一人見知らぬ男が（柳澤のこと）乗りました。私は

一体何處へ持つて行くのだ

と言ふとその見知らぬ四十五、六歳のが此處へ行けと言つて東海道へ出て森田の踏切を通りロータリーを眞すぐに行き坂を下り廣い通り（六間道路）へ出て左へ行き、坂を登り交番のすぐ上の二階建の黒塀の家の前に停車を命ぜられ

そして荷物全部を降ろし」

た旨記載されてある。

故にトラックを發車せしめて加藤忠一方へ荷物を運んだのは柳澤佐喜多のしたところであり、上告人等の豫期しないことであり、前以つて打合せた事實も無い。從つて上告人等がこれについて窃盗の刑責を負ふべき理はない。

上告人乾は共榮で取引することになつているので共榮へ荷物を入れようとしていたが柳澤がこれを妨害しトラックを濱松市內へ向けて發車さしたものであつて、このことは、原審においても

中島一二が

「問、乾としては車を停められたのは意外だといふ風だつたか、

答、そのようでした。車が出て行くにも抵抗するのを私は現に見ておりました。

問、併し、乾は再び車が發車した時車に乗つて行つたようだが、

答、そうです。車が出る直前に齊藤君は十さんと話して居、乾は發車させようとするのに抵抗していたのを目撃しました。發車する時乾は何と言つたかはよくわからなかつたのですが、乗つて行くとか何とか言つてとび乗つたのですが、私としてはその乾の行動をあつせん人としての責任上とびのつて行つたと見ましたし感じたわけです」

齊藤久男が

「問、乾もその時とめた人間たちと押問答をしていたというが、

答、そのとおりです
問、乾は共榮の事務所に荷をはこびこむつもりだつたのでそうやつて押問答をしていたのか、
答、そうだと思います。
問、乾にははじめからその人たちが車の行先をかえさせるだらうことを知つていたような様子はなかつたか、
答、私は共榮へ持つて行くということしか聞いていませんでしたし乾もそう云つていました」（五四五丁）
「問、乾は證人にあとに殘つた方がよいと言つたというが如何、
答、そういうこともあつたかも知れません。私は道路の横の所ではなしていたのですが、車が出るからといふことを聞いたように思ひます。私としては乾がとび乗つて行つたのでまあ大丈夫だらうと思つていました」（五四七丁）
「問、證人としては本件の綿糸をぬすまれたとは思わなかつたか、
答、私は別にぬすまれたとは思ひませんでした。何かの手違ひが起きたのだらう、併し公になると困るなと思い、本宮に任せろと言はれ、たのんだのも入れるべき所に入れなかつたので苦情をつけられると困るのでたのんだわけです」（五五七丁）
と證言している。
故にトラックの綿糸が共榮に持ち込まれていたならば問題は起らなかつたのである。
然るに柳澤は自分もこの取引の仲間に入れて貰ひ該綿糸を他へ轉賣して儲けを得ようと考へて、共榮附近へ出向き綿糸を積んだトラックの來たのを見て、これを停車させ自分が買主だと主張して荷物を共榮に運び入れるのを阻止しトラックを發車させて加藤忠一方へ運ばせたものである。
乾は賣主の仲介人として該綿糸を共榮へ運び取引をしようとしたが柳澤が出て來てトラックを止め自分が買主だ、取引

は濱松市内でするのだと共榮へ運び込ませないところから柳澤と押問答をしたが、トラックが發車したので荷物の行先を確かめる爲め賣主の仲介人である責任上、右トラックに飛び乗つたものでありトラックの發車には何の責任もない。
又藤田は柳澤から仲間に入れてくれと云はれたけれども自分一存で返答の出來ることではないし、既に手金八万円を賣主に渡して賣買は決まつているのだから柳澤から仲間に入れてくれと云はれても同人を入れればそれだけ儲けが少なくなるわけなので承諾はしなかつた。然るに柳澤はトラックを止め自分が買主だから濱松市内へ運べと言ひトラックを發車させたので自分も飛び乗つて行つたに過ぎない。右綿糸はもと〳〵乾の仲介により買受けることになつたのであるから、荷主側の人である乾が乘車しているので轉賣先より代金を受取つて荷物と引換へに支拂へばよいわけで、柳澤が強引に事を止め自分が買主だと濱松市内へ向けトラックを發車させたため荷物の行先を見届けて取引が円滑に行はれるように同行したものである。
上告人鈴木義雄に至つては柳澤の右行動は素より知らないし、品物を約束通り共榮へ運んで來ると信じて共榮の事務所に待つていた次第であるから、トラックを共榮前で停車させることや、そのトラックを加藤忠一方へ行かせることについては全然關知しないのである。
柳澤が上告人等と意思を通して右の行爲に出たものとすれば本件綿糸五梱を積んだトラックを發車せしめたことに責任があるけれども柳澤とは何等意思の連絡はなく、柳澤は自分が該綿糸の取引に加はり儲けようとして、その共榮へ運び入れることを妨害し、トラックを發車せしめたのであるから上告人等がこれについては何の責任をも負ふわけがない。
原判決も「柳澤佐喜多が被告人等の本件綿糸五梱の窃取の謀議に關與し、本件綿糸を濱松市上池川町の加藤忠一方迄運搬することを豫め知つていた事實はこれを認めることができないと判示しているのであるから、柳澤が上告人等と關係のなかつたことは否定し得ない。

取引に關係がないし上告人等は柳澤をこの取引に入れた事實もないのに柳澤が共榮の前まで出張つてトラックを止め該綿糸を共榮に運ぶことを阻止し、該トラックを發車させたことこそ問題なのであつて、該トラックを發車させたことがこれに積んであつた本件綿糸五梱の窃取であるならば其の行爲者は柳澤であり、上告人等ではない。

蓋し窃盜罪は他人の財物を窃取することによつて成立する罪であり、窃取とは他人の管理に屬する財物を奪取することである。本件においては上告人等は本件綿糸をトラックにて運搬し共榮事務所へ運び込まうとしたのであつて、これは取引の約定に從つたものである。然るに途中で柳澤佐喜多がこれを阻止したうえトラックを濱松市へ向けて發車せしめ加藤忠一方に到つたのであるから上告人等には奪取の意思もまた奪取行爲もない。

されば藤田は荷物が加藤忠一方へ降ろされると直ぐ鈴木へ顚末を電話で連絡しているし乾も中島一二、に連絡している。而して鈴木は、このことを中島、齊藤等に知らせるべく家を出たところ齋藤が本宮等と共に來るのに出合ひ二梱は買受けて三梱は返すことになつたのであつて、これは第一審第二回公判において鈴木が供述しているし、中島一二、杉山正雄、齊藤久男、本宮末吉の第一、二審證言によつても明かであつて、取引は双方の話合るによつて解決しているのである。

然るに原審が該トラックの發車を以つて上告人等の本件綿糸を奪取する行爲であるとし、窃盜罪の成立を認めたのは刑法第二三五条の適用を誤つたものであり破棄を免かれない。

第二点

第一審判決は本宮末吉の司法巡査に對する供述調書を證據として第一事實を有罪としたのであるが、原判決はこれに對し

「刑事訴訟法第三百二十六条によれば所論のように當事者が證據とすることに同意した書面であつても、その書面が作成

されたときの情況を考慮し、相當と認めるときに限り證據とすることができるものであるけれども、裁判所が相當と認めて證據に援用することができるものとした理由は、判文上これを明示するを要するものではない」と判示した。

しかし憲法第三七条第二項は「刑事被告人はすべての證人に對して審問する機會を充分に與へられ、又、公費で自己のために强制的手續により證人を求める權利を有する。」旨を規定している。故に何人も訊問の機會を充分に與へられなかつた他人の供述を證據として有罪とされないこと憲法の保障するところである。

而して刑事訴訟法第三二六条に

「その書面が作成され又は供述のされたときの情況を考慮し相當と認めるときに限り、第三二一条乃至前条の規定にかかわらず、これを證據とすることができる」と規定したのは、被告人に反對訊問の機會の與へられなかつた供述を證據にする場合の条件を示したものであつて、この条件の存在することはこれを證據に採つた判決において明かとされなければならない。然らずとせんか、どんな狀況が存在したのでこれを證據とすることができるかの法律は、「その書面が作成され又は供述のなされたときの情況を考慮し相當と認めるときに限り」證據とすることができると、この要件の存在することを要求しているのであるから、それが證據にできるのは、この要件を充たしている場合に限るのであり從つてこの要件を充たしていることは具体的に判示しなければ證據上の理由を備へないものと云はねばならない。

これは刑事訴訟法第三二六条の解釋に關するのみでなく憲法三七条第二項がその法意に從つて實現されているかどうかの問題である。故に原判決は刑事訴訟法第三二六条に違反るのみならず憲法第三七条第二項の適用を誤つた判決であつて破棄を免かれない。

第三点

原判決は其理由において「被告人藤田は昭和二十四年十月十五日午後十二時頃濱松市神立町浦神明の祭の歸途市内植松町附近の菓子屋において、當時同市佐藤町に居住していた加賀美紫朗と行き合い同人が醉余被告人藤田に因縁をつけてその場で毆り更に右被告人の頭部を所持していた肥後守で斬りつけたので被告人藤田は直ちに同市植松町七十八番地の二の自宅にかけこみ鋭利な兇器を持出し、右被告人宅迄追いすがつて來て引き返さうとした加賀美の背後から右兇器を以て、同人の背部を横一文字で斬りつけ、因て同人の背胸部に長さ約三十五糎深さ約十糎の全治約三ヶ月を要する切創を負はしめたものである」と判示した。

しかし判示に引用してある證據によつても將又第一、二審を通して明かにされたところによつても、當時上告人藤田は參宮の歸途市内植松町附近の菓子屋のあたりにおいて加賀美から因緣を付けられ毆打された揚句小刀で頭を切られたこと、藤田と加賀美とはそれまで一面識もなかつたこと、加賀美は非常に酒癖の惡い人であること、藤田は相手にならず終始加賀美より逃れようとしていたこと、が明白となつているけれども判示の「被告人藤田は直ちに同市植松町七十八番地の二の自宅にかけこみ鋭利な兇器を持出し、右被告人宅迄追いすがつて來て引き返さうとした加賀美の背後から、右兇器を以て、同人の背部を横一文字で斬りつけ、因て同人の背胸部に……切創を負はしめた」事實を示すものはない。

上告人藤田の供述は、第一審において追起訴狀に對し、

「殺人未遂とは以ての外で私の方が被害者であり私は加賀美と口論する様な原因は何もないのです」と又

「問、被告人から何か言う事があるか、

「答、私はその夜お宮へ參詣してから子供の菓子を買つて歸へらうと思つて木本と謂う菓子屋へ行つたのです。

すると其處には人が二十人位ひ人が居て皆んな西の方を見てゐるので私もその方を見ると仲屋と謂う家の戸の傍で

長谷川の息子と戸澤が酒に醉つて二人で何かゴタゴタ遣つて居りました。

それから私が菓子屋へ入るか入らない中に加賀美が私の處へ來て私に對してあでもないこうでもないと云ひ、その中に戸澤と長谷川の二人が來て加賀美を宥めて居りましたがその時加賀美は私を毆つたのです。

然し私はお祭の事でもあるし人達の知人ではあるからと思つてその儘歸つたのです。

そして消防小屋の處迄加賀美は私の後を隨けて來ていきなり後から切つたのです。

私は吃驚して後ろを振向くと同時に頭を切られて相當傷がひどいと思ひ應急手當をしてそれから醫者へ行つたと思ひます。

然しそれは切られてからの後の事はうろ憶えで判然した事は判らないのです」

「問、被告人は加賀美に頭を切られてから自宅の玄關へ入つたのか、

答、入りました。

問、血止の手當をしたのは玄關でしたのか、

答、そうです。

玄關の土間でしたのです。

問、上へ上つて手當をしたのではないか、

答、上へは全然上りません。

上へ上る余裕は全然なかつたのです。

問、その時着物を着た儘手當をしたのか、

答、其の事も判然記憶はありませんが唯醫者へは猿又一つで行きました。

問、醫者へはシャツを着て行かなかつたか、
答、着て行きません。
問、頭から出る血を洗つたか、
答、洗ひません。
醫者へ行つてから洗つて貰つた記憶です。
問、家で洗はなかつたのか、
答、その時は出血多量のため洗うとか謂う事を考へる余裕はなつかたのです。
問、何んな手當をその時したのか、
答、良く覺えて居りませんが血止めを付けて貰つてそれから眼へ血が入つて見えないので手拭で鉢卷した事丈い覺えて居ります」
と述べて居る。
藤田が加賀美から切られた傷は頭頂部に長さ十糎のもので（四一五丁診斷書）
望月ちえ子が
「その時贊天堂では藤田龜が頭を縫つて貰つて居り私もそれを見ましたがその爲其處の醫者は夫の傷を手當する事が出來ないと謂うことでしたので亦飯倉病院へ連れて行つたのです」
と證言してゐる通り相當の重傷であつて出血多量にて血が眼へ流れ込んで見へなくなる位であつた爲、氣分ももうろうとなり早く傷の手當をしなければ大變であると考へるばかりであつて家へ逃げ込んでから再び喧嘩に飛び出すようなことは考へられない。

上告人藤田は加賀美紫朗を避けて逃れるようにしていたが、肥後守で頭を斬られたため家へ歸り妻を呼んで血止めをして貰ひ贊天堂醫院へ行き治療をして貰つたものであり、加賀美の負傷は毫も關知しない。故に上告人藤田の行動を其の儘述べているのであつて、これによれば上告人が加害者でないこと明かである。
然らば他の證據はどうかと見るに
加賀美紫朗の證言によると
「問、その夜何んな事があつたのか、
答、私は酒を飲んで醉拂い因念を付けて傷付けた爲切られたのです。
問、それは十月十日夜か、
答、そうです。
問、その日はどうして覺えてゐるのか、
答、病院へ私が入院した日ですから。
問、時間は何うか、
答、夜十二時少し前です。
問、何處で因念を付けたのか、
答、それは植松町のお祭りでしたがその時の事は良く判りません。
問、何處で酒を飲んだのか、
答、植松町の長谷川と謂う家ですが名前は知りません。
問、何うして因念を付けたか、

答えず

問、何うか、

答、自分でも良く判らないのです。

問、藤田は何處其處に居たのか、

答えず

問、長谷川の喧嘩の相手と藤田との關係はどうか、

答、それも良く判りません。

問、因念を付けてから何うしたか、

答、相手は判りませんが毆つたと思います。

問、誰が誰を毆つたのか、

答、私が毆つたのですが相手は誰だか判りません。

問、何うして毆つたのか、

答、私は酒癖が悪いので時々判らなくなる事があるのです。

問、何で毆つたのか、

答、小刀です。

問、何の様に小刀で毆つたのか、

答、小刀で相手を切つたのです。

問、切つたのかそれ共小刀で毆つたのか、

答、小刀を持つて振り廻したのです。

問、それで毆つたのかそれ共切つたのか、

答、手で毆りそれから小刀を振り廻したのです。

問、證人は何うして左様な事をしたのか、

答えず

問、それで相手の何處を切つたのか、

答、何處だか覺えがありません。

問、後からになつても判らないのか、

答、後になつて判りました。

問、何處を切つたのか、

答、頭を切つたと謂う事でした。然しその後私は同人と会ひませんから何處を切つたのか判りません。

問、頭を切つたと謂う事は何うして知つたか、

答、警察の人に云はれて判りました。

問、切つてから何うしたか、

答、藤田が逃げる後を隨いて行つたと思います。

問、藤田の家の前と謂う事は何うして判つたのか、

答、後になつて聞きました。

問、誰から聞いたのか、

答、警察の人が私の處へ調書を取りに來た際の様子で判りました。
問、それから何うしたか、
答、後へ戻りました。
問、何うして後へ戻つたのか、
答、相手の姿が見えなくなつて何處へ入つたか判らなくなつたので後へ戻りました。
問、何うして其處迄證人は行つたのか、
答、別に意味はありません。
問、何故その家の近所迄行つたのか、
答、相手が逃げて行つたのでそれを追掛ける様にして行つたのです」
とあつて加賀美は酒癖が悪く同夜も酩酊のうえ藤田に因縁を付け毆つた上、藤田が逃げるのを追つて小刀を振り廻し頭を斬り付け猶も逃げるのを追つていたこと明かであり、當夜は祭りで宮參りの人出が多く加賀美は同行の長谷川や戸澤とも み合つて誰かれのきらいなく因縁を付けていたのであるから誰との喧嘩で傷を受けたか判らないのである。
加賀美自身も
「問、證人はその時藤田が日本刀を持つて居たのを判然見たか、
答、私がその時後を振り向いた拍子に切られたのでしてそれで長い物ではないかと想像したのです」
と云つているに過ぎず、藤田に切られたかどうかも判らないし、切られたのは長い物だと想像したに過ぎず日本刀で切られたとの證據はない。
もともと藤田方には日本刀はないのであり、藤田の家は家宅捜索を受け附近も捜索されたが日本刀は出て來なかつたの

である。
加賀美の供述は同人の反感を利用して誘導した結果に外ならず、このことは加賀美の原審證言に
「問、藤田に切られた記憶は、
答、誰が切つたか全然記憶がありません。
他の人から藤田が切つたと云はれたのが氣になりました。
問、他の人とは、
答、名前は知りませんが警察署の人に云はれました。
問、詳細は警察署、檢察廳、原審公判廷で述べた通りか、
答、當時反感もあつて鷹揚に答えました」
「問、藤田であると云ふ事はどうして知つたか、
答、警察署で藤田に切られたと聞かされてその氣になつたのです。
問、警察署で證人は日本刀で切られて後を振り返つたと述べておるが、
答、警察署でそう云はれたからです」
とあるのでも明かである。
また望月ちえ子の證言を見るに
「問、柴朗は昨年十月十五日夜怪我をしたと謂うが何うか、
答、しました。
問、證人はそれをどうして知つたのか、

答、その夜は蒲の神明様のお祭りだつたので私は子供を連れて午後七時頃家を出夫は午後九時半頃に來たのです。
それで途中で市内天神町の望月政一と謂う甥と行会ひ私と同人と夫と子供の四人でお宮へ行く途中、知人の長谷川の家の前を通ると同人方へ寄つて御馳走を戴いたのです。
そうしている中に私は子供と戸澤さんと三人で一緒にお宮へ參りに行つて亦長谷川方へ歸へると長谷川さんの息子の正坊と謂う人が酒に醉つて表へ出て行つたのです。すると正坊のお父さんは息子は酒癖が悪いから誰か見て來て呉れと云つて話して居りましたが私の夫は正坊の樣子を見る爲に外へ出て行きました。その時には私は長谷川さんの家に居りましたが一時間位ひ經つても夫が歸らないので私も夫は常に酒癖が悪いから何かあつては困ると思つて直ぐ外へ出たのです。
暫く行つて火の見の前の道を行くと消防小屋があり其處で女の人に行き合つたので私は斯樣な人は見なかつたかとその女の人に聞くと、向うの方へ醉拂ひが二人程行つたと謂う返事でした。
私はその人達はきつと私の夫と長谷川と戸澤等ではないかと思つて行くと丁度藤田龜さんの家の筋向いの處の道端に醉拂ひが一人寢て居たのです。
その前に私はギヤツと謂う聲を耳にしましたがその醉拂ひは眞逆夫とは思ひませんでしたので一旦は其處を通り拔けたのです。
然し變だと思つて亦良く見ると靴が夫の物と良く似て居たのでその時私は夫が切られて居るとは思はなかつたので傍へ寄つて起こすと背中が切れて居り其處からは息がボンボン出て居たのです。
その爲私は夫を力付けて置いてから誰も附近を通る人がなかつた爲その時は藤田の家とは知らないで助けてくれと云つて行くと、そんなの知らないと云つたのです。

その時藤田さんの家では玄關口にバンツとシヤツを着た男の人と女の人が居て女の人は男の人の身体を洗つて居る樣子でした。
問、紫朗が倒れて居た處は何處か、
答、藤田龜さんの家の筋向いで藤田の家迄は約二、三間の處です。
問、何の樣に紫朗は寢て居たのか、
答、うつぷせになつて顏を道の眞中の方へ向けて居り、もう駄目だと云つて居りましたがそれでも私は背中の傷を兩手で押えて見ましたが傷の中へ手が入つて仕舞ひ其處から息が出て居つたのです。
それから私は藤田龜さんの家へ助けて呉れと云つたのですが、そんなの知らんと云つたのでひよつとすると此の家の人が紫朗を切つたのではないかとその時は思つたのです。それではと思つて直ぐ隣りの繊屋さんへ行つて電話を借り自動車で迎えに來て貰う樣に賴んだのです。

中略

問、どうして名前を知つたか、
答、その時私は紫朗の背中が切れて居つて肺も口が開いて居て其處から息が洩れるので直ぐ贊天堂醫院へ連れて行つたのです。
その時贊天堂では藤田龜太郎が頭を縫つて貰つて居り私もそれを見ましたが、その爲其處の醫者は夫の傷を手當する事が出來ないと謂う事でしたので亦飯倉病院へ連れて行つたのです。
その時望月政一からその頭を縫つてゐる人が藤田龜太郎と謂う人だと聞いたのです。

中略

問、證人が紫朗が倒れてゐるのを見た時間は何時頃か、

答、午後十一時ちよつと過頃と思ひます。

問、その際近所で起きて居る家があつたか、

答、ギヤッと謂う聲がした時にはその邊に居りませんでしたがその前にはちらほら居りました。
そしてギヤッと謂う聲がしたら皆な居なくなつたのです。
それで藤田龜の家と織屋とリヤカーを貸して呉れた金田さんの家では起きて居たと思ひます。

中略

問、ギヤッと謂う聲を聞いてから證人が藤田の家へ行く迄の間は何の位の時間があつたか、

答、大体二、三十分です」

と云ふにあつて加賀美が誰に切られたか少しも知らないのであり、却て加賀美も一緒に居た長谷川正義（正坊）も酒癖が悪いことが證明されてゐる。

原審は望月の證言中「其の時の返事の様子からひよつとすると此の家の人が加賀美を切つたのではないかと思つた」とあるのを引用し藤田が切つたといふ證據にしている。

これは

「それから私は藤田さんの家へ助けて呉れと云つたのですがそんなの知らんと言つたのでひよつとすると此の家の人が紫朗を切つたのではないかとその時思つたのです」

とあるのを指すのであらうが、この引用は證言と違ふ。

「其の時の返事の様子」と云へば返事だけではなく動作や其他の狀況をも含む言葉であるが左様な狀況はないこと右證言

の示すところである。

同證人は加賀美の内縁の妻であつて、夫が重傷を負つて倒れて居るので氣も顚倒し助けを求めたのであり、求められた藤田方がどんな事情にあつたかを考へるどころではなかつたことが推測される。卽ち同人も

「私は手を借りようと思つて助けてくれと云つたのです。するとそんなのは知らんと云つたのです。

私はこれで薄情な人だなと思ひ電話を掛けに行つたのです」

と云つてゐるように夫が傷を負つて倒れてゐるので助けを求めたところ、そんなの知らないと聞いたので薄情な人だと痛く感じうらみ心にこんな人がやつたのではないかとじや推したものに外ならない。

然し其の時藤田は加賀美から小刀を振り廻して頭を斬られ家へ逃げて歸つたが出血の爲め眼も見えない有様で早く血止めをして醫師の手當を受けなければならないと他の事情を考へる余裕はなかつたのであるから、妻と幼兒二人だけの家族で妻が夫の傷に驚いて血止めの手當をしてゐる際他人から助けを求められてもそれに注意を轉する余地はない。

藤田も、妻の藤田ときも、聲を掛けられたことは知らないと云つて居ること記錄に明かであり、知らないのが當然である。これを望月が夫加賀美のことだけを考へて薄情な人だこんな人が切つたのだらうと推測したからと云つて、藤田が斬つた證據とはならないのは實驗上明かである。

更らに原審は長谷川光男の證言を引用してゐるが同人も事件發生當時のことは全然知らないのであつて、これから判示のように藤田が斬つたとの事實は出て來ない。

卽ち光男の供述は

「答、蒲神明様のお祭りで加賀美とその妻と子供と望月政一と謂う人が參詣に來たと思ひますが、私の家へその望月政一が自轉車を預つてくれと言つて來たのです。

その時私の家ではお祭の爲一杯飲んで居りましたがその御馳走がその儘出て居りましたのでまあ一杯飲めと謂う事で望月も加賀美夫妻も私の家へ寄つたのです。

それから皆んなで一杯飲んだ譯です。

問、それから何うしたか、

答、それでは午後七時か七時半頃から十一時半頃迄も飲みましたが、その時一緒に飲んだ人は私と侔の正義と加賀美と望月でその間私の侔は座に居たり居なかつたりして居りました。

その中に侔が座を立ち續いて加賀美も立つて行きましたが三十分位ひ後に藤田と何かいさかいが起つて困つたと若い者が言つて來たので私と望月と二人で表へ出るとその中に藤田龜太郎が血だらけになつて來たのです。

そして藤田は私に對して君が知つてゐる人だか知らないがあすこに刺されてゐるから早く手當をしないと大事になるから早く手當しろと云つて行つたのです。

それで私も行くと近所の人が騒いで居りリヤカーを出してゐる時だつたのです。

それで私は金田といふ人と一緒にリヤカーの後へ付いて行くと一丁か一丁半位ひの處に加賀美が倒れて居り其處に加賀美の女房が一緒に居りました。

それから加賀美を抱く樣にしてリヤカーに乘せて贊天堂へ連れて行つたのです」

と云うにある。

此の光男の證言中「藤田は私に君の知つてゐる人だか知らないがあそこで刺されてゐるから早く手當をしないと大事になるぞと云つて走り去つた」との点を擧げたのは、藤田と加賀美とは當夜迄一面識もないし加賀美が長谷川の家と知り合であることも知らない筈であるのに左樣なことを云つたのは、藤田が加賀美の負傷に關係があるからであると推測したからに外ならない。

これは第一審裁判官の訊問に

「問、藤田は何うして刺された人が證人と關係がある人だと判つたのか、

答、それは判りません」

とあるのでも判る。

しかし當夜加賀美は藤田に因緣を付けて挑み掛かり毆つたりした際、長谷川光男の侔正義と戸澤定雄とが連れ立つていて何れも醉つており、正義は藤田に對し、これは自分の知り人で醉つて居るから勘弁してくれと云はれたことがあるので光男の知り人かと思つて云つたに過ぎない。

藤田は贊天堂醫院へ頭の切創を治療して貰ふ爲めの自轉車に乘つて家を出たのであるが、其の行き道には人が倒れて居り、最前自分を襲つた人のようであつたので途中光男がこちらへ向つて來るのに出会ひ一寸言葉を掛けたものである。光男に聲を掛けたのに不思議はない。これは長谷川正義の原審證言に

「その中に私がちよつと見たら加賀美と藤田が向ふで、何か向ふで云ひ合つてゐたので私と戸澤の二人でその仲裁に入つたのです。

そして藤田に此の人は知人だから賴むと云うと藤田は醉つても居るしお祭の事だから良いと云ひましたが、未だ加賀美は藤田に因念を付けて居りました」とあるのでも判る。

原審が第二審事實の認定について擧げた證據は加賀美を除き事件發生當時居合せない人々の供述であつて憶測の域を出でない、又加賀美の證言が藤田を加害者とするに足りないこと前述の通りである。當夜加賀美と一緒に居たのは長谷川正義と戸澤定雄であり、此の二人と加賀美が互に醉つてもつれ合い、其の內加賀美は藤田に因緣を付け毆つたり小刀を振り

廻し斬り付けたのである。そこでこの兩人の證言を見ると長谷川正義は

「問、來てからどうしたか、

答、その時はお祭りだつた爲一緒に來た加賀美とその妻と子供と望月政一と謂う人と一緒に酒を飲んだのです。

私はその前から酒を飲ん相當醉つてゐたので途中で父が接待して呉れたので私は外へ出たのです。その中に戸澤が來て私は仲屋の前で戸澤と一緒になりましたが私はその時醉つてゐたので相當大きな聲を出したのです。

その中に私がちよつと見たら加賀美と藤田が向うで何か言ひ合つてゐたので私と戸澤の二人でその仲裁に入つたのです。

そして藤田に此の人は知人だから賴むと云うと藤田は醉つても居るしお祭りのことだから良いと言ひましたが、未だ加賀美は藤田に因念を付けて居りました。

その中に藤田と加賀美は二人で南の方へ行つたので私もその後に隨いて行くと消防小屋の附近で二人は取組合をして居り、その中に藤田が私の方へ向つて來たので私は夢中で逃げたのです。

そうして氣がついた時には私は蓮田の中に寢て居り服も泥まみれの爲駐在所へ行つて着替を借りて親戚の家へ行つたのです。

問、加賀美と藤田とは何んなはずみに始めたのか、

答、私が行つた時にはもう始まつて居りましたからそれは判りません。

問、何んな事をしてゐたのか、

答、お互に兩腕を相手の肩へ遣つてゐたと思ひます。

問、何処でそう遣つてゐたのか、

答、木本と謂う菓子屋の前です。

問、それから何うしたのか、

答、それから藤田と加賀美は小路の方へ入つて行きましたが私もその後を隨けて行きましたら消防小屋の處で喧嘩を遣り出したのです。

その中に藤田だか誰かが私の方へ向つて來る樣子だつたので私は逃げたのです。

問、何の樣にその時喧嘩をしたのか、

答、先きに加賀美が藤田の頭を毆つて行つた樣子でした。

問、それは手で毆つたのかそれ共何か物を持つて毆つたのか、

答、それは全然判りません。

問、そうしたら藤田はどうしたか、

答、私も酒に醉つてゐたので良く判りません。

問、證人は何うして蓮田へ嵌つたのか、

答、おくかなくなつたので、ずつと鉄道の南の方へ逃げたのです。それで氣が付いた時には蓮田に居つたのです。

問、何が怖かつたのか、

答えず

問、何が怖かつたのか、

答、藤田や加賀美はおつかない人達だと思つてゐたので夢中で逃げたのです。

そして鉄道を越そうとした時後から背中を誰かに小突かれた樣な氣がしたので私は田甫の中を這ひづり廻つたので

す。

問、何うして怖かつたのか、

答、二人の中誰かが追ひかけて來る様な氣がしたのです。

問、誰が追かけて來る様な氣がしたか、

答、藤田と思ひました。

問、その藤田は何か持つて來たか、

答、何も持つて追掛けては來ませんでした。

問、何も持つて居ないといふことが判然言へるか、

答、言へません。

問、すると何か持つて居たのか、

答、何も持つて居ないと思ひます。

問、何うしてそう思つたのか、

答えず

問、證人を追掛けて來たのは加賀美ではなくて藤田だと謂うことは判然言へるか、

答、それは良く判りません。

多分藤田ではないかと思つたのです」

と述べている。卽ち

藤田は相手が醉つていることだし正義等の知り人だとのことであるから相手にならず逃げるようにして居たこと。

それでも加賀美はしつこく因念を付け藤田を追つて行つたこと（「その中に藤田と加賀美は二人で南の方へ行つた」とあるのは藤田が追つて行つたのではなく藤田が逃げると加賀美が隨いて來て因念を付けたことを指すものであること右證言並に加賀美の前示證言によつて明かである）

而して加賀美は藤田を殴り消防小屋の處で喧嘩になりその中に藤田か誰かが證人の方へ逃げて來たこと、

を示している。

これは藤田が殴られて逃げ消防小屋の方へ行くと加賀美はこれを追い小刀を出して振り廻し、藤田の頭を斬つたので藤田はぐずぐずしていては大変だと大急ぎで逃れたので正義から見ると自分の方へ向つて來たと感じたに外ならない。故に藤田の後からは加賀美が追つて小刀を振り廻し乍ら走つて來るのであり、正義も自分を追ひ掛けて來たのは「藤田だか誰だか」と云つたり「證人を追掛けて來たのは加賀美ではなくて藤田だといふことは良く判りません」と云つてゐる。これは藤田が逃げ加賀美がその後を追つて同證人に向つて走つて來たことを示すものと云はねばならない。

而して其の時藤田は何も持つていなかつたのである。

藤田は加賀美に頭を切られたので逃げ走つて家へ歸り出血が多量なので妻に一時の手當をして貰ひ贊天堂醫院へ治療を受けに行つたのであるから加賀美を斬るような狀況でないこと明かである。

次に戸澤定雄の證言を見ると

「問、それではその晩何んな事があつたか、

答、私は友達の処に居たので判然したことは判りませんが後で人に聞いて居る位ひなものです。

問、何んな事を知つてゐるか、

答、お祭りの歸りに長谷川の家へ寄つたところ長谷川の父から正義を連れて來て呉れと云はれたので、外へ出て二丁位

ひ東へ行つた附近で長谷川と会つたので二人で家へ入らうとしたが正義は酒に醉つてゐるので仲々家の中へ入らなくてその爲家の前で爭つてゐたのです。その中に加賀美も出て來て三人で入れようとしましたが仲々入らなかつたのです。

その中に長谷川はちよつと來いと云つて一間位向うへ行つたので私も行つて私と長谷川の二人でちよつと話をしたのです。

その中に藤田と加賀美の話し聲がしたので通りへ出て見ると二人が何か言ひ合つて居るので仲へ入つてやめて貰つたのです。

すると今度は藤田が先に南の方へ行き直ぐ加賀美がその後を隨けて行つたので私達も同人等から十間位後から一緒に隨いて行つたのです。

すると道の南側にお寺がある附近迄行つた時加賀美と藤田が何か遣つた様な殴り合をした様記憶がして居ります。それから藤田は自分の家の方へ先きに行き加賀美もその後を隨いて行きましたので私も後を隨いて行きました。そして私は藤田の家の少し手前に金田と謂う会社の友達の家があつて其処へは会社の友達も遊びに來て居たので私も同人方へ寄つて話をしてゐたのです。するとその中に加賀美の妻君の助けてくれとか誰か來てくれと云ふ聲が聞えたので私も外へ出て見ると加賀美が道の片側の方へ倒れてゐたのです」

とある。右證言に、加賀美が藤田に因縁を付け藤田が逃げると加賀美は後を追つて行き、「加賀美と藤田が何か遣つた様な殴り合いをした記憶がして居ります」とある際には加賀美が小刀を振つて藤田の頭を切つたのであり、そこで藤田はまた逃げ自分の家の方へ向つたところ加賀美が後から追かけたことが示されてゐる。

而して藤田は手に何も持つていなかつたこと明かであつて、自分の負傷の爲め血止めや治療に氣がとられ家へ歸つてから再び出て反撃する余裕など有り得ないのである。

當夜は祭りで人出も相當あつたから加賀美は誰かれの嫌なく暴れてゐたのであつて藤田が逃げてから後も他の人に挑んだことと察せられる。

現に望月ちえ子の第一審證言に

「ギヤッと謂う聲がした時にはその邊に居りませんでしたがその前にはちらほら居りました。そしてギヤッと謂う聲がしたら皆な居なくなつたのです」とあるし、原審においても

「問、人影を見たと云ふがどの様に見えたのか、

答、加賀美が倒れてゐる後の所に横道がありその邊で二人位居りました。もう一度よく見ようとしましたがその人等は横道を畑の方へ行つて仕舞ひました。私はその時その人等がやつたのでないかと思ひました」

とある。

故に藤田が家へ逃げ込んだ後にも人通りはあつたし、加賀美の倒れている後の所には二人位の人が居たが同人がよく見ようとすると横道を畑の方へ行つてしまつたことを示している。

加賀美は上告人藤田に遺恨があつたものではなく全然未知の人であつたが、酒癖が悪い上に、小刀を懐中にし、醉に紛らしてこれを振ふような人物であるから、上告人藤田に言掛りを付け殴つたり小刀を振り廻して斬つたりしたところ、藤田は逃げてしまつたので余憤を駈つて、誰れかれを問はずあたりの人に挑み掛つたであらうこと推測に難くない。同夜は夏祭りであつたから人の出も多く喧嘩を賣られて逃げる人だけではない。

素よりそれは上告人藤田が加賀美を避けて家に歸つた後のことであり、上告人藤田が加賀美を斬つたと斷定する證據はないと云はねばならない。

原判決が上告人藤田を傷害罪としたのは採證の法則に違背するものであり破棄を免かれない。

第四点

「原判決は「被告人藤田が原判示第二、の日場場所において加賀美柴朗を斬りつけたものとしても、被告人藤田の所爲は正當防禦が、又は過剰防禦であると主張するけれども、記錄を調査するに同被告人は原審公廷において、その趣旨の主張したことは認められないし、同被告人の原審弁護人も亦、かかる主張おした形跡は認められないのである。しかるに當審は事後審であつて、原判決言渡當時の狀況においてその當否を審査すべきもので、原審において主張されなかつた事實上の主張を當審において新たに主張することは許されない」と判示した。

しかし正當防衞又は過剰防衞行爲に該當するといふ控訴趣意書における主張は本件事實に對する法律上の意見を述べたものであるから、第一審においてこれを述べたと否とを問はない。被告人或は弁護人から述べなくとも刑法第三六條第一項を適用すべきものであればこれを適用しなければならない。同條第二項についても然りである。

刑事訴訟法第三三五條第二項は、これについて時に陳述があつたときはこれが判斷を判決に示すことを命しているだけであつて、陳述がなければ刑法第三六條第一項或は第二項を適用すべき場合においてもこれを適用しないでよいと云う趣旨ではない。從つて控訴裁判所はこれについて審理し判斷を與へなければならない。

本件において藤田は蒲神明宮の祭禮に參宮した歸途子供に菓子を買つて行こうと思つて、木本菓子店へ立寄つたところ、加賀美から醉余因緣を付けられたものである。

加賀美は平素より酒癖が悪いのであるが、上告人藤田と加賀美とはそれ迄一面識もないので、藤田としてはどうゆうわけで因緣を付けられるのか判らなかつた。しかし一緒に居た長谷川正義から自分の知人であり醉つているのだから勘弁してくれと云はれ、お祭りの酒の上のことであるからと思つて、相手にならなかつたところ、加賀美はしつこく追いすがり藤田を殴打したので逃げると猶も後を追つて小刀を振り廻し消防小屋の附近で頭頂部を切られた。そこで藤田は逃れて家に返つたが加賀美は小刀を振つて追ひ掛けて來たこと明白である。

故に藤田が此の儘では自分の生命も危險であるし、家には妻と幼兒二人が居るので、自分ご同しように生命身体に危害を加えられると感ずるのは當然であつて、上告人が加賀美に傷害をくる爲こ已むなくした反撃であると云はねばならない。

藤田は加賀美と一面識もなく、恨を受ける覺はないのであるから、その様な人から斯様な危害を加へられたのであり、頭頂部の傷から流れ落ちる血のため眼は、もうらうとする有様であり、反撃して死地に生を求めるのでなければ自分や妻子の危險を救ふ途がないと考へるのは自衞本能の然らしむるところであつて、仮りに藤田が加賀美を斬つたとすれば、此のような行爲であると考へねばならない。即ち藤田の行爲は正當防衞であり犯罪を構成しないのである。

若し又一旦家へ逃げ歸つてから出て反撃したのは正當防衞の程度を超えたものであるとしても、それは過剰防衞行爲と云はねばならない。

然るに原審が刑法第三六條第一項、然らずとするも同條第二項を適用しなかつたのは同條の解釋を誤つたものであつて破棄を免かれない。

第五点

原判決は上告人鈴木及藤田の控訴を理由ありとし刑事訴訟法第三九七條に依り原判決を破棄したに拘はらず「なお記錄並に原審において取調へた證據によると當裁判所において直ちに被告人鈴木、同藤田に對する被告事件について判決することができるものと認めるので同法第四百條但書に依り判決することにする」として被告事件について更に判

決をした。

しかし刑事訴訟法第四百條但書は「但し、控訴裁判所は訴訟記錄並びに原裁判所及び控訴裁判所において取り調べた證據によつて、直ちに判決することができるものと認めるときは、被告事件について更に判決することができる」と規定している。

故に控訴裁判所は「記錄並びに原審において取調べた證據だけでは自判してはならないこと法文上眞に明かである。これは同法第四一三條第二項但書に、「但し上告裁判所は訴訟記錄並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた證據によつて」云々と規定したのと對比すればいよいよ明かである。

然らば原判決が「記錄並に原審において取調へた證據」により被告事件について更に判決したのは刑事訴訟法第四百條但書に違反するものであり破棄を免かれない。

以　上

昭和二七年(あ)第六八〇九号

決　定

本籍並びに住居　福島県南会津郡旭田村大字音金字沖ノ原一四九八番地

農　業

湯　田　馬　三　郎

明治一四年五月二五日生

右の者に対する横領（旧罪名詐欺）被告事件について昭和二七年一〇月三一日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人吉田栄一の上告趣意第一点及び第二点はいずれも単なる訴訟法違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

（所論は畢竟本件は頭初詐欺罪として公訴の提起がなされたが、その後昭和二七年三月二四日検察官から訴因並びに罰条を横領罪に変更する旨の請求があり、裁判所はこれを許可して審理判決したが本件犯罪行為は昭和二二年三月一八日に終つたのであるから、右訴因罰条の変更のあつた昭和二七年三月二四日には既に横領罪としての五年の時効期間が経過し本件犯罪に対する公訴時効は完成したことを主張するに帰着する、しかしながら前記訴因罰条の変更によつて起訴状記載の公訴事

昭和二九年七月一四日決定　昭和二七年(あ)第六八〇九号

一

実の同一性に何等消長を来たすことのない本件において は、本件起訴の時を基準として公訴時効完成の有無を判断すべきであつて、所論の如く訴因罰条の変更の時を基準とすべきでないと解するのが相当である）また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年七月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜　山　精　一

裁判官　栗　山　茂

裁判官　小　谷　勝　重

裁判官　藤　田　八　郎

裁判官　谷　村　唯　一　郎

弁護人吉田榮一の上告趣意

第一点　前審判決は公訴時効の法律解釋を誤り不當の判決を爲したるものである。

原審判決は公訴時効は公訴の提起に依つて其の進行を停止せられ公訴事實の同一性を害しない限り訴因並に罰條の変更を許す場合は當初提起せられた公訴は其後訴因並に罰條の変更あるも右変更せられた事實に對し潜在的効力を有するが故に本件に於て被告人に對し最初詐欺罪として公訴を提起し後訴因並罰條変更の申立により横領罪となるも詐欺罪としての公訴は変更の横領罪に付ても公訴提起の効力を有し該横領罪に對する公訴時効は詐欺罪として公訴提起により即ち昭和二十六年七月十九日に停止せられたものと認むべく、被告人の横領行爲は昭和二十二年三月下旬終了したものであるから五ヶ年の期間の經過なき故公訴時効は完成しないと判示したるも、

本件事案は最初詐欺罪として公訴を提起し昭和二十七年三月二十四日訴因並に罰條変更の許可により横領罪となりたるものにして原審判決は詐欺罪と横領罪は共に財産罪にして公訴事實の同一性を害ふものに非ざる故最初起訴した公訴は変更せられた犯罪に對しても潜在的効力を有すると解釋せるも犯罪事實の同一性とは單に財産罪なる点のみが同一性にして手段及方法等犯罪構成要件は全然別個のものと云ふべきである。

従つて本件に於ては最初詐欺罪として公訴を提起後に訴因並に罰條変更の許可により横領罪となりたるときは其の横領罪に關しては其の訴因変更迄は何等の手續も取られず公訴の時効は進行中にして其の時に至りて初めて公訴時効の進行は停止せられたるものにして詐欺罪の公訴提起が將來公訴提起すべき横領罪の上迄効力を及ぼして時効を停止せしむるが如きは時効の遡及力を認め時効制度を設けたる趣旨即不安定なる事實の一定期間經過により社會の秩序を回復する爲めのも

被告人　湯　田　馬　三　郎

のにも反して此の解釋は極めて嚴格に狹義に解すべく、被告人に不利益を及ぼすが如き法の適用は誤りたるものと云はざるを得ない。故に本件に於ては橫領罪として訴因並に罰條變更の時即ち昭和二十七年三月二十四日に公訴提起せられたるものと云ふべく、訴訟手續に於てのみ潛在的效力は有するも橫領罪の公訴時效は其の日迄は進行しおるものにして被告人の橫領の行爲は昭和二十二年三月十八日書留內容證明郵便を以て山林賣買契約に對する盡力の報酬金請求の時に終結したるものなれば、滿五年を經過し公訴は時效により消滅したるものなれば原審に於ては免訴の判決を言渡すべきに拘はらず有罪の判決を宣告したるは法律を不當に適用したる違法のものにして當然破毀すべきものと信ずる。

第二点　原判決は犯罪事實の同一性の判斷と法律適用を誤りたる違法のものである。

公訴の提起は特定の被告人に特定の罪名を以て爲すを原則とするものである。

本件に於ては最初被告人を詐欺として公訴を提起し後に檢察官に於て訴因並罰條變更申立により橫領罪として許可せられたるも詐欺罪と橫領罪は等しく他人の物を不法に領得する財產罪たる事は疑ひなきものなれ共、其の犯罪の態樣及手段方法は全く異なり犯罪行爲の構成を異にし刑法罰條も輕重あり其の各條を罪名に應じて適用すべきものなるは言を俟たない。因つて訴因變更は我刑事訴訟法に於ては特に法律に規定し同一性を害しない樣な場合は其の手續を改めてなさず便宜的に手續を繫屬進行すると云ふ意味に於て訴因變更を認めるに止まり、將來他の罪名に變更したる場合迄豫見して最初の公訴が效力を有するものに非ず。故に公訴時效の法條の適用も其の訴因變更の時を以て爲すべく其れ以前に遡及する場合は特に法令に明かに規定すべきものにし濫に擴張解釋して潛在的效力ありとして他の罪名にて公訴提起せられたる場合に於ても遡及せしむるは犯罪事實の同一性と潛在的效力の解釋を誤り被告人は不利益を蒙り判決に影響を及ぼすべき違法のものにして此の点に於ても原判決は破毀すべきものと信ずる。

以　上

昭和二八年(あ)第一〇一二号

決　定

本　籍　三重県度会郡滝原町字野後一五〇四番地の二

住　居　大阪府中河内郡天美町字畑七番地

会社員　植村武次　大正二年一〇月七日生

右詐欺被告事件について昭和二七年一二月八日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人野村清美の上告趣意第一点について。

論旨は憲法違反をいうが、その実質は訴訟法違反の主張に帰し刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（記録によれば所論司法警察員に対する供述調書はいずれも被告人が第一審公判で証拠とすることに同意したものであるからその後弁護人の申請により右供述者等を公判において証人として取り調べたとしても、このために右供述調書が所論のように当然証拠能力を失つたということはできない）

昭和二九年七月一四日決定　昭和二八年(あ)第一〇一二号

同第二点について。

被告人の本件犯罪行為が共謀によるものであることは、所論被告人の自白の外に第一審判決が挙示した証拠中各被害者の陳述並びに司法巡査に対する供述調書及び第一審相被告人浅田好彦の検察官に対する供述調書により窺うことができるから所論違憲の主張はその前提を欠くものである。

同第三点について。

論旨は違憲をいうがその実質は法令違反の主張を出でず刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（所論検察官が被告人の前科調書の取調を請求し裁判所がこれを認めたとしても右は単なる量刑の資料としたに止まり所論のように右前科の事実を更に改めて審判したものでないことは記録に徴し明らかである）

弁護人吉弘基彦の上告趣意について。

論旨は、量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

その他記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年七月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

弁護人野村清美の上告趣意

第一点　原審判決は憲法第三十七条の刑事被告人の権利擁護規定に違背して為された判決であるから破毀を免れない。

被告人原審控訴趣意第一点中において第一審判決が「被告人両名は第一、中島某久保治三と共謀の上昭和二六年八月七日頃大阪市南区御蔵跡町二十一番地鶴澤義忠方において中島平太郎名義の不渡小切手を有効に支拂を受け得る小切手の如く装い同人をしてその旨誤信せしめ因つて即時同所において該小切手と引換に下駄一一〇足を交付せしめて騙取し」と判示し第二の㈠乃至㈣において右同様手段による犯罪事実を認定したが、右の事実認定は審理不盡による事実誤認であるとして被害者等の司法警察員に対する供述調書を基としてその事実認定を説示している。

而して右第一審判決は右の如き罪となるべき事実認定の証拠として証人鶴澤義忠、藤原政雄、高木豊政、山口千賀子、三谷千代、東脇正二の各第一審公廷の供述及び鶴澤清、藤原政雄、高木豊政、東脇正二の各司法巡査に対する供述調書並に山口千賀子、上田敏男、三谷竹千代の各司法警察員に対する供述調書を挙げている。

右挙示証拠の中、鶴澤清、藤原政雄、高木豊政、東脇正二の各司法巡査の面前における供述調書並に山口千賀子、上田敏男、三谷竹千代の各司法警察員の面前における供述調書については第一審公判廷において検察官からその証拠調の請求があつたのに対し被告人か証拠とすることに同意したので之等凡ての供述調書の取調を終り右取調べに引続き弁護人から当該供述者を証人として取調べを請求したので次回公判期日の公廷で夫々尋問しその結果たる証言を得た上はその証人の司法警察員又は司法巡査の面前における供述調書は当然証拠能力を失い爾後事実認定の証拠となし得ないものである。即ち憲法第三七条第二項は「刑事被告人はすべての証人に対して審問する機会を充分に與へられ又公費で自己のために強制

的手続により証人を求める権利を有する」と規定され、すべての刑事被告人は請求すればすべての証人を公判期日に喚問する権利を有し、被告人の審問を経た証人の証言を証拠としてのみ裁判を受け得る権利を有する。

換言すれば被告人の審問を経ない証人の証言又は供述等によつて裁判を受けることのない権利を憲法が保障している。斯くてこそ刑事訴訟法第三二一条も証人の直接審理を原則とし例外として裁判官の面前における供述を録取した書面及び検察官の面前における供述を録取した書面に限り特定の場合に証拠能力を認めんとするに過ぎず、右の例外以外は総て直接審理に基くものに対してのみ証拠能力を認めるを原則としている。

しかして刑事訴訟法第三二六条の検察官及び被告人が証拠とすることに同意した書面又は供述が証拠能力を有するとの規定はその供述者を証人として取調の請求を為さずして終つた場合に証拠能力を認めんとする規定にして被告人から取調の請求がありその取調を終つた上は前記直接審理の原則に基き斯る書面及び供述に証拠能力を認めることが出来ないことは極めて明である。

仮に斯る書面又は供述、特に裁判官又は検察官の前面における供述に証拠能力を認めることは憲法第三七条第二項の被告人の審問を経ない書面又は供述によつて被告人が裁判を受けることとなり右の憲法の規定に違反し被告人の権利を侵害して裁判を為すこととなる。斯る違背が認められる理由は毫もない。

然るに第一審判決は前記の如く鶴澤清、藤原政雄、高木豊政、東脇正二の各司法巡査の面前における供述調書並に山口千賀子、上田敏男、三谷竹千代の各司法警察員の面前における供述調書を当該供述者の公判廷における証言従つて被告人の審問を経た証言と併而挙示していることは既に証拠能力を失つた証拠によつて被告人に対する裁判を為したことを示す以外の何ものでもない。

右の第一審判決及びこれを正当として認容した原審判決は明に憲法に違背し被告人の権利保護の規定に違背して為した裁判であるから破毀を免れない。

第二点　原審判決は憲法第三十八条の刑事被告人の自白を唯一の証拠として有罪としてはならない規定に違背して為された判決であるから破毀を免れない。

第一審判決は「被告人両名は第一、中島某、久保治三と共謀の上昭和二十六年八月七日頃大阪市南区御藏跡町二十一番地鶴澤義忠、方において中島平太郎名義の不渡小切手を有効に支拂を受け得る小切手の如く装い同人をしてその旨誤認せしめ因つて即時同所において該小切手と引換に下駄一一〇足を交付せしめて騙取し」と判示しその証拠上の理由として前記鶴澤外五名の第一審公廷における陳述、鶴澤清外六名の司法警察員又は司法巡査に対する供述調書及び被告人両名の検事に対する各供述調書を擧示している。

右の第一審判決に従へば被告人は第一の事実は中島某、久保治三と第二の事実は久保治三と共謀の上犯行を犯すに至つたものであり被告人はこれ等の者と共同正犯の関係にあると謂ふにある。

然れども前示擧示証拠中被告人の検察官に対する供述調書の一部を除き（第一審公廷において被告人は犯意を否認して居り相被告人淺田は終始否認しているところである）被告人と淺田、中島某、久保治三等と共謀の事実を認定するに足る証拠は全く見当らない。従つて本件犯行が被告人の共同正犯であるこの点は右被告人の検事に対する一部の供述が唯一の証拠となつている。

而して憲法第三十八条第三項は何人も自己に不利な唯一の証拠が本人の自白である場合には有罪とされ又は刑罰を科せられないと規定され、自白を唯一の証拠とする裁判を禁止しているに際し被告人の不利益な供述を唯一の証拠としてこれを認定して然るに第一審判決は被告人を共同正犯として認定するに際し

居る。この認定を正当と認めた原審判決も同様憲法第三十八条第三項の規定に違背して為された不法な裁判であるから破毀を免れない。

第三点　原審判決は憲法第三十九条後段の同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問はれない、との規定に違背して為された裁判であるから破毀を免れない。

第一審公判期日において検察官は被告人に対する前科調書の取調を請求し当時被告人が執行猶予中の身であり（右の執行猶予の判決は昭和二十七年十月の経過と共に消滅している）本件犯行が執行猶予中の犯行であることを立証したが、右執行猶予の言渡を受けた犯罪事実については既に刑事上の責任を問はれ重ねて処罰を受くべき理由毫も存せず、憲法第三十九条後段も右の一事不再理の原則を保障している。然るに第一審判決は本件犯行に加え被告人が当時執行猶予中の身であるに抱らず斯る犯行を犯すに至つたと懲役一年の実刑の言渡をなした。

右は明に被告人に執行猶予の前歴があつたこと、換言すれば被告人に斯る前歴がありせば右の如き刑の言渡を受けなかつたことゝなり既に刑事上のしたものと解せられる。斯くては被告人に斯る前歴なかりせば右の如き刑の言渡を受けなかつたことゝなり既に刑事上の責任を問はれた前の犯罪によつて実質上再び責任を問はれた結果となつた。二重起訴等形式的な一事不再理に反する行為がなき場合においても斯る方法を以て被告人に責任を問ふことは憲法第三十九条後段の同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問はれた場合に該当する。従つて第一審判決並にこれを正当と認めた原審判決は明かに憲法第三十九条の規定に違背して為された裁判であり破毀を免れない。

以　上

昭和二八年(あ)第一〇一二号

弁護人吉弘基彦の上告趣意

原判決は量刑重きに過ぎると言ひ度いから刑事訴訟法第四百十一条を適用され救済され度い。

被告人植村武次

即原判決で維持された第一審判決認定の事実は被告人は中島某、久保治三、淺田好彦等と共謀の上昭和二十六年八月七日頃より同月十七日頃迄の間に大阪市南区御藏跡町二一番地鶴沢義忠外五名から不渡小切手を以て下駄其他價格合計十一万八千四百五十円のものを騙取したと云ふに在るが本件の主犯者は逃亡中の中島某、久保治三であつて被告人は單に僅少の小使錢を貰へる為め、之に加担して使走りをしたに過ぎない。之は原判決擧示の証拠によつて明かである。仮令へ前に執行猶予があつてまだその期間中の犯行とは云へ、此程度のものならせいぜい懲役六ヶ月位が一般の例であろう。

以　上

昭和二八年(あ)第一二二〇号

決定

本籍　福島県大沼郡高田町字高田三二九五番地
住居　仙台市北四番丁四七番地
靴修理業
仲島金助
大正九年八月一八日生

右賍物故買被告事件について昭和二八年二月一六日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人菊地養之輔上告趣意書第一点について。

所論被告人に対する昭和二七年三月二七日附起訴状記載の事件は当初仙台簡易裁判所に繋属審理中のところ、同裁判所は刑訴三三二条により右事件を仙台地方裁判所に移送し、同地方裁判所はこれを受理して既に繋属中の所論昭和二七年六月二五日附起訴状記載の事件外一件と併合審理する決定をしたうえ、右移送を受けた事件については、裁判官の更迭による公判手続の更新をしたことが記録により明らかであるから、右更新により移送前の公判においてなされた公判手続もまた同一の手続が行はれたものと認むべきである、されば更新前の公判調書並びに証拠書類、証拠物等を所論のように更新をした際の

昭和二九年七月一四日決定　昭和二八年(あ)第一二二〇号

公判調書に証拠の標目、その取調の順序として再び記載する必要はないのである、所論は、本件と事実を異にする判例を引用し、独自の見解に立つて判例違反を主張するものであつてその前提を欠くものである。

同第二点は量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年七月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二八年(あ)第一二二〇号

弁護人菊地養之輔の上告趣意

被告人仲島金助

第一点　原判決は、適法に証據調をしない証據を他の証據と綜合して犯罪事実を認定しえないとする最高裁判所の判例（昭和二三年(れ)第七一一号同年一一月六日第二小法廷判決、判例集第二巻一二号一四八九ページ）に違反する違法のものである。

原審裁判所は弁護人の控訴趣意第二点の主張に対し、「所論は要するに原判示第六の(一)(二)の事実を認定しその証據として被告人女鹿秀雄、同小林信、同仲島金助の原審公判廷における各供述を引用しているが右はいずれも昭和二十七年六月二十五日附記訴状記載の事実についての供述であつては同年三月二十七日附起訴状記載の事実についての供述ではないから原判決は証據によらないで事実を認定した違法があるというのである。しかしながら本件記録を調査するに右(イ)昭和二十七年三月二十七日附起訴状記載の公訴事実については仙台簡易裁判所裁判官手石清彦係で審理が進められていたが、その後右事件と(ロ)昭和二十七年六月二十五日附起訴状記載の公訴事実とを併合審理する旨決定し仙台地方裁判所判事齊藤勝雄係で審判されたのであるが、原審第六回公判に於て右(イ)事件の裁判官更迭により公判手続の更新が行われたことは当公判調書の記載により明らかである。しかして刑事訴訟規則第四十四条第一項第三十一号によれば公判手続の更新をしたときはその旨及び被告事件につき被告人並びに弁護人が前と異る陳述をしたときその陳述、取調べない旨の決定をした書面及び物を公判調書に記載すれば足るのであつて更新した旨の記載ある以上それ以外の事項は総て前の公判に於てなされた公判手続と同一の手続が履踐され被告人の公訴事実に対する陳述等も亦前同一の陳述がなされたこととなるのである」と判示し「そこで前記(イ)の事件の第一回公判調書の記載によると被告人は「右被告人小林から衣類等を買受けた、その品物は怪

しいものと思つた」旨供述したことが認められるので結局右の陳述は更新後の公判において同一の供述をしたことになるのであるから原判決には所論のような証據によらずして事実を認定した違法や訴訟手続に法令の違反等は存しない。論旨は理由がない」と斷じている。

しかしながら刑事訴訟規則第四十四条第一項第二十二号によれば、公判調書には取調べた証據の標目およびその取調の順序を記載しなければならないのであつて、この原則は公判手続が更新され、その結果、更新前の公判調書、供述調書、その他の証據物の証據調が行われた場合にもなんら右条項を除外する規定は存しないのである。もつとも原審裁判所が援用する刑事訴訟規則第四十四条第一項第三十一号には、公判手続の更新をしたときはその旨および被告事件について被告人及び弁護人が前と異る陳述をしたときはその陳述および取調べない旨の決定をした書面および物を記載すれば足ることになつているが、右規定は刑事訴訟法第二百十三条の二を受けたものであつて同法条の第一号から第五号までを網羅して前記規則第四十四条第一項第三十一号の公判手続の更新がなされた旨の中に包含せられるものとも考えられるのであるが、これと前掲の規則同条同項第二十二号とを比較検討して、右規則同条同項第三十一号と第二十二号とを統一的に解釋するならば、刑事訴訟法の直接審理主義の精神上右第二十二号は右三十一号に包含されず、公判手続更新のさいにも、証據調のなされた証據の標目およびその取調べの順序を公判調書に記載しなければならないものと解するのが合理的と信ずる。してみると、原審裁判所が指示している被告人女鹿秀雄、同小林信、同仲島金助の第一審公判廷における供述なるものは、公判手続更新後なんら正当なる証據調の行われた形跡のない以上違法のものであり、原審裁判所は前記法条の解釋をあやまり、違法なる証據を他の証據と綜合して被告人の犯罪事実を認定した原判決は、冒頭掲示の最高裁判所の判例に抵觸する違法あるものというべきである。よつて原判決は破棄を免れない。

第二点　原判決の被告人に対する刑の量定は甚だしく不当であつて、かつ、著しく正義に反するものである。

第一審裁判所は被告人に対し懲役二年および罰金一万円に処し、原審裁判所は右量刑は重きに過ぎる不当のものではないとして右量刑を維持した。

被告人には罰金の前科があるけれども、悪質なる犯罪者と認定さるべきものではない。一般社会通念上正常な過去を歩んできたものであるというべきである。本件犯行の動機も全くの生活苦からであつて、被告人に犯罪的性癖があるとは断じていいえないことは本件記錄一切を通じて明白なところである。悔悟の情深く再犯のおそれない被告人に対する量刑は無情冷酷ともいうべく、著しく正義に反するものと斷せざるをえない。

以　上

昭和二九年(あ)第四三六号

決　定

本　籍　静岡県田方郡韮山村山木七三三番地の一
住　居　熱海市西山六一四番地
元大湯産業株式会社支配人
渡　辺　尚　雄
明治三〇年四月一〇日生

本籍並びに住居　静岡県田方郡韮山村山木七三三番地
洋裁業
渡　辺　英　雄
明治二七年八月二八日生

本籍並びに住居　同所七八一番地
農業
柴　山　精　吾
明治三一年三月二六日生

本籍並びに住居　同県同郡同村多田七六八番地
農業
遠　藤　啓　一　郎

昭和二九年七月一四日決定　昭和二九年(あ)第四三六号

一

本籍並びに住居　同県富士郡吉永村間門三〇四番地
農業　崔田定四郎　明治二六年三月一五日生

右公職選挙法違反被告事件について昭和二八年一一月二四日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

各被告人の弁護人樫田忠美、同八広伍一の上告趣意第一点について。

所論は憲法違反をいうけれども、その実質は単なる法令違反の主張に帰するから、適法な上告理由とならない（なお、選挙運動につき、その報酬と費用との割合が明確にされず従つて右両者を区別することなく包括して供与された金員は、その金額が没収又は追徴の対象となることは当裁判所の判例の趣旨から明らかなところである。昭和二八年(あ)第四九五〇号、同二九年六月一九日第二小法廷決定参照）。

同第二点について。

所論は判例違反を主張するけれども、原判決は所論引用の四及び五の判例の趣旨に添いこそすれ少しもそれに反するものではなく、またその余の引用判例はすべて本件に適切のものではないから、論旨は採用できない。

同第三点第四点について。

所論第三点は違憲をいうけれども、その実質は事実誤認乃至単なる法令違反を理由とする主張であり、第四点は量刑不当の主張であつて、何れも刑訴四〇五条の適法な上告理由に当らない。

各被告人の弁護人乙竹仲太の上告趣意について（上告趣意は被告人渡辺尚雄に関する部分と、その他の四被告人に関する部分との二つに別れてあるが、各同旨のものであるから、一括して判断する）。

所論第一点は単なる法令違反と事実誤認、第二点は事実誤認、第三点は量刑不当の主張であつて、何れも適法な上告理由に当らない。

なお記録を調べても、本件につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年七月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

被告人　渡邊尚雄
同　渡辺英雄
同　柴山精吾
同　遠藤啓一郎
同　窪田貞四郎

弁護人樫田忠美、同八廣悟一の上告趣意

公職選擧法違反

右頭書被告事件に付き昭和二十八年十一月二十四日東京高等裁判所第四刑事部が言渡したる有罪の判決に對し被告人等より上告の申立を為したので茲に趣意書をしたためて提出する。

第一点　原判決中被告人渡辺英雄、同柴山精吾、同遠藤啓一郎、同窪田貞四郎より追徴を言渡した部分は憲法第二十九条、同第三十一条に違反したる違法があるから破棄を免れない。

原判決は

「被告人渡辺尚雄が被告人渡辺英雄等に交付した各金額は何れも被告人渡辺英雄等が山田候補の為にする戸別訪問又は選擧状勢の報告等の選擧運動の費用及び報酬としてのものであつたことは所論のとおりであるが右金員授受に当つては費用及び割合は示されなかつたのであるからその全部に付き一括して報酬たる性質を有するの外はない」

と断じておるがこの解釋は古くより警察国家封建制機構の下に培かわれた官僚獨善の思想の影響を受けて苟しくも犯罪が成立すると認められる以上は報酬と実費との割合等についてまで詮索するの要なく便宜上授受された全部が報酬であると

看做して収受者より全部の金額について没収若しくは追徴することを当然の処置であるかの如く理由付けて民衆に臨み非違なからしめんと期待した考方と同一轍に出でたものである。かかる解釋は日本国憲法の下においてはこれを支持する根基を失つた解釋であるものと云わねばならない。

今日、選擧の際には帳簿に記載せず運動者に交通費、弁当代その他の実費等を含めた報酬金を概算渡しする慣習が存することは裁判所に顯著な事実である。かかる場合一々実費を精算せしめその殘額を報酬として確定することは煩瑣であるには相違ないが不可能なことではなく、且又それは刑の量定に著しく影響する重要なる事項であるに拘らず審理の簡易化乃至労力の節約化にのみ囚われ、両者の区別の如きは事案の全体から見れば枝葉末節に過ぎない事柄であるとして、授受された金額中にも正当なる実費として使用され報酬として収受し得ざりし金額が相当にあることをも知りながらその限界を明示せざりし限り、その全部を報酬として認定し去り、これが全部につき没収乃至追徴することは如何に亂暴な解釋であろうか。

民法その他特別法の何処を見ても、

「報酬及び実費が混和合体されているときにはその割合が示されておらぬ限り全部報酬金と看做す」

というが如き規定はないのに拘らず、獨り刑事訴訟適用の面においてのみ被告人等に對して不利益なる推定を為し行き過ぎの裁判を行つておる傾向があるが、これは恐らく左記第一及び第二の古き判例の範に習い日本国憲法との抵觸にも氣付かず、漫然と舊慣の跡を追つておる弊に堕しておるものと信ずる。

左記

(第一) 衆議院議員選擧罰則(大正十三年(れ)第一六九二号 同年十一月十四日第一刑事部判決棄却)

選擧運動者ヵ選擧ニ関シ其ノ運動実費及報酬トシテ包括的ニ一定ノ金額ノ供與ヲ受ケタル場合ニ於テ両者ノ割合ノ定

ナカリシトキハ受領金額全部ヲ没収又ハ追徴スヘキモノトス。

(第二) 衆議院議員選擧罰則違反(大正十四年(れ)第一四三号、同年三月二十四日第六刑事部判決)

(判決要旨) 選擧運動者ヵ議員候補者ノ為ニ投票ヲ得ル目的ヲ以テ他ノ選擧運動者ニ對シ実費ト報酬トヲ区別スルコトナク包括シテ金銭ヲ供與シタル場合ニ於テ裁判所カ其ノ罪ヲ斷ズルニ当リ実費トシテ現ニ支出シタル額ヲ確定セサルモ不法ニ非ス。

(理由) (前略) 該金員中実費トシテ現ニ支出セラレタル金額ハ果シテ幾何ナルヘキヤノ如キハ本件犯罪成立後ノ事情ニ属シ犯罪ノ成否ニ何等影響ヲ及ホスモノニ非サルヲ以テカカル事情ニ付キ審判スルノ要ナキハ勿論判示金員中ニハ実費ヲ包含スルコト所論ノ如シトスルモ敍上ノ如クソノ金員カ不可分的ニ授受セラレ犯罪成立シタル以上ソノ全部カ不法性ヲ帶フヘキモノナレハ原判決カコレヲ没収スルコト能ハサルノ故ヲ以テ被告常藏ヨリソノ全部ノ追徴ヲナシタルハ正当ナリ」

しかしながらその後右の判例と正反對なる左記大審院判例が公示され、実務家中にも何れに従うべきか去就に迷うておるものも少くない。

左記

(第三) 大審院判例集第二一巻(昭和十七年)一六九五頁、

「没収又ハ追徴ハ不法ニ収受シタルモノニツイテノミ之ヲナスヘキモノナレハ或拘ノ中ニ斯ノ如キ性質ヲ有スル部分ト然ラサル部分トヲ包含スルコト明カニシテ而モ両者ヲ分別スルコト能ハサル場合ニ於テハ全然没収又ハ追徴ヲ為シ得ヘカラサルモノトス。」

而して報酬契約をなすに当つてその中から実費を支出し余剰を生じたるときにそれを本人に渡してやるという暗默の意

思表示で約束することは社会慣習上繰返されておる公知の事実である。その報酬が多量であるときは刑の量定に際してこれを被告人の不利益に斟酌するであろうし、又実費が殆ど全部に近く余剰を生ずること僅少である場合には刑を軽く量定することもあろうし、その限度が審理不盡の為不明確であるときは前掲第三の判例の通り没収すべからざるものと解すべきである。

刑事訴訟法第三百十七条は「事実の認定は証據による」ことを命じておるが、記錄の何れを見ても全部が報酬であると認むべき証據は一として存在しない。被告人渡辺尚雄より供與された金員のうちには実費も含まれておることは原審判決も認めている通りであるに拘らずそれを全部利益の供與であると認定することは論理の飛躍でありこれでは証據に依ることなく裁判官の漫然たる想像に依り判斷をなしたことに帰するから違法である。

而して刑事訴訟法第三百十八条には「証據の証明力は裁判官の自由な判斷に委ねる」とあるもこれは勝手に実驗則を無視して専斷をなしても差支えないという意味に解すべきでなく証明力は疑を容れる余地がない。一部は実費の供與であり他の一部は法の禁ずる利益の供與である以上はその限界が明かならざる限り全部を利益の供與（報酬）と認定することは憲法第三十一条の「法律の定める手続によらずして刑罰を課する」ことになる。

而してかかる行き過ぎの認定を為し実費の供與である部分にまで違法性を認めこれを追徴する裁判を為すことは、憲法第二十九条第一項に規定された、「財産權不可侵の原則」を蹂躙すること明かであるから原判決はこの点において当然に破棄せられべきである。

第二点　原判決は左記大審院判例及び最高裁判所判例に反するから破棄を免れない。

左記

衆議院議員選舉法違反（昭和五年(れ)第一一〇九号
同年九月二十六日大審院第四刑事部判決）

○同一の選舉人等に對する個々面接と饗応とが同時に同所で行われたときは一個の行為にして数個の罪名に觸れるものとす。

町会議員選舉罰則（昭和五年(れ)第一〇九一号
同年九月九日第四刑事部判決棄却）

○同一意思発動の下に戸別訪問と個々面接とを反覆累行したる場合は連續犯に非ずして單純一罪なりとす。

県会議員選舉罰則違反（昭和七年(れ)第八九号
同年四月十四日第一刑事部判決棄却）

○議員候補者が投票を得る為金品供與の目的を以て選舉人数名の居宅を歴訪し立候補の挨拶を為し且その訪問先に於て投票並に投票買収方を依頼しその報酬及び買収費として金円を供與したる場合には戸別訪問行為と金円供與行為とは法律上一個の行為として觀察すべきものとす。

町会議員選舉罰則違反（昭和八年(れ)第一二四五号
同年十一月六日第一刑事部判決棄却）

○投票を得る目的を以つて多数の選舉人方を歴訪するに於いては包括的に選舉罰則に所謂戸別訪問の罪を構成すべきものにしてこの場合選舉人方を歴訪したる個々の行為が連續せるの故を以つて連續犯を組成するものというを得ず。

衆議院議員選舉法違反（昭和二十四年(れ)第一五九四号
同年九月二十七日最高裁判所第三小法廷判決）

○衆議院議員選舉法第九十八条に規定する戸別訪問の罪は二人以上の選舉人の住居を訪問した事実を包括して一罪が成立するものと解すべきものである。

最高裁判所判例（昭和二十四年(れ)第二九七号
同年七月二十三日第二小法廷判決破棄差戻）

○僅か二時間余の短時間内に同一機会を利用して前後数回にわたり同一の倉庫から米俵合計九俵を窃取した場合には單一の窃盗罪が成立する。

公職選舉法第百三十八条第一項及び同第二百三十九条第三号に所謂「戸別訪問」は舊法であつた衆議院議員選舉法第九十

八条第一項の「戸別訪問」と全く同一意義でありこれに関し従来我が大審院及び最高裁判所が示した法律解釋は前掲判例要旨にある如く刑法第五十五条の削除されない当時においても又削除された今日においても、包括一罪であることについては論議の余地がない。

而して檢察官作成の昭和二十七年十一月十二日附被告人渡辺尙雄に對する起訴状に依れば、

「昭和二十七年九月五日、六日の両日に亘り淺倉喜作他四十六名の選擧人居宅を順次に訪問して同様に同候補えの投票方を依頼し云々」

との旨記載あるも、本件事案は右両日の外引續いて戸別訪問を為したものであることは第一審援用の渡辺尙雄の檢察官に對する第二回供述調書によつて明かであり、その第六項には左の如く記載されておる。

「九月八日に私は渡辺英雄、遠藤啓一郎の二人と一緒に韮山方面を戸別訪問に自動車にて歩きその日は長岡驛より韮山を戸別訪問して三島へ帰つて来た。

九月十日には五日、六日に逢えなかつた三島近在の人の家を二度訪問し中郷村の長伏方面まで足を延ばした、（柴山精吾、遠藤啓一郎と共に行つた）。

九月十一日には三島市内及び函南方面を廻つた。

九月十三日には沼津、内浦、江間、土狩方面を戸別訪問して廻つた。

九月十四日は三島、土狩、函南、清水村方面を戸別訪問して廻つた。」

又、渡辺尙雄の檢察官に對する第三回供述調書中には、

「九月十五日兒渡辺英雄、柴山精吾、遠藤啓一郎の三人が韮山方面の選擧状勢の報告に見えたが、その結果を綜合すると山田彌一は評判倒れで下部に殆んど滲透していないから下部に滲透するように運動して呉れと注意し　その後から窪

田貞四郎が富士地区の選擧運動の報告に来たが渡辺英雄、柴山精吾、遠藤啓一郎の三人が帰ると言うので、私はこれから先は一緒に歩かないから韮山方面はあなた方だけで廻つて貰い度い。まだ運動期間は十五日もあり、これだけでは晝飯代にもならないが三千円づつ渡すから足代にでもして呉れと云つてこの三人に戸別訪問を依頼した。窪田はその晩私の家に泊りそして富士方面が心細いから是非もう一度廻つて呉れとのことでありましたので、翌日から一緒に富士方面を廻ることにした。翌十六日私と窪田とは北山村の元助役の家に行き上井出村の吉野屋旅館に立ち寄り主人望月某に会い山田候補に投票して呉れるよう依頼した。

十七日にも窪田と共に富士宮を廻つて大和養鱒場に行つて尾中某を訪ね投票を依頼し、白糸瀧附近の茶屋に寄つて投票方を依頼した。

十八日には吉原市の松葉樓の主人仲井某方を訪ね、富士宮市に廻り中村屋旅館の主人に会つて投票を依頼し、鹿島館の連絡会議に參りたる際に窪田を二階の別室に呼び出し富士郡は君一人でやつて呉れ足代や弁当代にも相当かかるだろうからこれをその費用に当てて呉れと千円札十五枚を出して渡した。富士郡は相当廣範囲でありその為に交通費や弁当代も相当かかるだろうと思い韮山方面に渡した金よりも多額の金を渡した譯です。」

との記載がある。

以上が事実であつて被告人渡辺尙雄の意思は恩人山田彌一の当選を得しむる目的で起訴状にある如く、昭和二十七年九月五日、六日の両日に亘り淺倉喜作他四十六名の選擧人に對し戸別訪問をしたばかりでなく、更に進んで同月二十日頃までに亘り各所に戸別訪問をなし又自己の代りに山田候補の為め、戸別訪問を為さしむる意思において渡邊英雄、柴山精吾、遠藤啓一郎、窪田貞四郎等に実費並に運動報酬として金円を供與したものである。

被告人渡邊尙雄は恩人である候補者山田彌一に当選を得しむる為め、自費を投じて手広く各方面に戸別訪問を為さんこ

とを企図しこれを着々と実行に移したのであつて起訴状及び第一審が認定し原審が認容した戸別訪問の事実はすべて包括一罪として認められべきであり、又山田候補に投票を得しむる目的を以て自己が戸別訪問をする代りに前記の人々等をして戸別訪問を為さしむる意思において自己所有の金円を交付したる行為も亦右と同一目的に向い生起展開されてゆく一連の行為とみるべきであるから被告人渡辺尚雄の立場からすれば併合罪を構成せず刑法第五十五条の削除された今日においては公職選挙法第二百二十一条第一号罰金等臨時措置法第二条の包括的一罪と認むべきであり、而して判示第一の包括的一罪の所為と判示第二の㈠乃至㈣の包括一罪とは刑法第五十四条第一項前段の想像上の俱発として重きに従い、第二の一連の包括的一罪の供與罪の所為によつて処断されべきものであることは前掲諸判例の趣旨に照すも毫も疑いなきところであるに拘らず第一審は判示第一の戸別訪問の所為と判示第二の㈠乃至㈣の所為について各自獨立の所為と認め以上は刑法第四十五条前段の併合罪の関係に立つものと曲解し同法第四十七条、同第九条に則り最も重き判示第二の㈡の事実について併合加重をなし、原審亦当弁護人の控訴趣意書において主張したる「右は一所為数法である」(刑法第五十四条第一項前段)との主張を排斥し去つた違法がある。

若しかくの如き解釋が許されると仮定すれば被告人の公職選挙法違反の惡性の分量は包括的に見て同一なるに、その挙動方法が外観的に区切られたる為めその中を一貫して流れておる惡性の分量は同一なることを無視して單なる挙動の個数により併合加重をなすことになるから不必要に重き刑を科することになる。而して主観主義刑法理論の展開において右の如く曲解することは不当なる行過の見解であり前掲最高裁判所判例の公示する通りである。

恰も無錢飲食の詐欺犯人が代金支拂をなすが如く装い料理店より飲食物を騙取し藝者を挙げてその遊興代金の支拂を免れる行為ありたる場合に第一の所為を刑法第二百四十六条第一項に、第二の所為を同法第二百四十六条第二項に各該当する二個の併合罪として併合加重を為すべきではない。大審院の見解によればこれは包括的に観察して一個の所為として処

罰されてきた。

又或る犯人が生命保険会社と保険契約を締結するに当り、替玉を使い保険契約証書の交付を受け財産上不法の利益を得、その後被保険者が死亡したる後に保険契約金を受け取りたるときは二個の詐欺罪の併合罪と見るべきでなく包括的に見て一個の詐欺罪を組成するものと認めなければならないと同一の法理である。外形の所為の跡を追うて行くと二個の所為の如く見えるが、犯人の惡性の分量には終始増減がない。最初の所為は最後の所為を窮極の目的として順次展開されて行くのであるから、これを二個の犯罪行為として分割し併合加重を為すことは犯人を不当に重く罰することになり基本的人權を侵害すること甚だしい。

又、窃盗犯人が他に買却する目的を以て他人の財物を窃取し然る後これを第三者に對し自己の正当所有物の如く申し欺き他人に買却したるとき窃盗と詐欺との二個の併合罪として処罰すれば不当過重に刑を負うことになる行過があるから従来の判例は後の詐欺は窃盗罪の当然の結果として処罰しておらないのと同様である。

これらの諸点から見ても本件は包括一罪と認めるのが相当であると信ずるが故に第一審及び原審が認めたる法律解釋は前掲判例に反するから当然に破棄せられなければならない。』

若し右第二点が容れられないとしても、

第三点　原判決の憲法第三十九条、同第七十六条第三項に違背する被告人渡辺尚雄に関する部分は違法あるにつき破棄を免れない。

第一審が認め原審が認容した事実は右第二点において論述した如く当弁護人の「右は一所為数法である」との主張を排斥し去つてこれを二個の併合罪として併合加重を行つておることは元来一所為として処断せらるべき行為を二個の行為として殊更に切断し併合加重の方程式にかけ惡性の量は同一であり挙動が外観上別個に分れて存するかに見えるだけである

を捉えて、強いて併合罪として処斷したことは憲法第三十九条後段に規定する、

「（前略）同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問う」

ことに帰する。この条文は同一事件を再び起訴してはならないとするに当つて強いて二個に分け併合罪と看做し二重に処斷することを禁ずる法則（二重処罰の禁止）をも含んでおることは明白である。従つて元来一個若しくは一個の行為として評価せらるべき行為を、法解釋の錯誤により二個の行為の併合罪と評価し以て併合加重を為し不必要に重く処斷することは憲法第三十九条後段にある、

「二重処罰の禁止」の法則

に違背する結果になる。

本件において被告人渡辺尚雄は山田候補に投票を得しむる目的で自己が戸別訪問を為し又、自己に代つて前記の人々等をして戸別訪問を為さしめる同一意思において行動したることは右第二点において論述した通り全く疑なきところである に拘らず、原判決は、

「数個の報酬供與が供與者に代つて戸別訪問を為さしむる為めのものであるからとてこれを包括して一罪とすべきであるとか又はかかる報酬供與と供與者の戸別訪問とが想像上の数罪の関係にあるとは到底考えられない」

として排斥し去つたことは検察官が戸別訪問の集中した日に起訴し、その後を起訴の技術上切り落した為め、元来処斷上の一罪たるべき事案がその実体を見ずして形式の影を追い別個の現象として漫然観察をしたところに間違を生じたのである。検察官が如何に一部分を切り離して起訴の埒外においたとしても、その包括一罪たる性質は何等害されるものではない。若し然らずとせば検察官は活殺自在であり検察官の処致如何においては被告人に重大な不利益を及ぼすことになる。

審理を担当する裁判官は常にこの実体を証據に基き見通し不当に重い刑を科せられないように処置すべき義務があることは、憲法第七十六条第三項の教えるところである。かかる法則を無視した原判決は当然に破棄せられねばならない。

第四点　以上第一乃至第三の論旨が容れられないとしても、

原判決は刑の量定が不当であつてこれを破棄しなければ著しく正義に反すること認められますから、御職権を発動せられ左記事実調査の上、原判決を破棄し被告人渡辺尚雄に對して選舉權、被選舉權を停止せずとの宣言を附加せられ度い。

㈠　被告人渡辺尚雄は善良なる人格者であり熱海市政に挺身盡粹し、民間各種の公共事業に関與顯著なる功績をあげ

㈡　本件犯行の動機は恩人山田候補の恩義に報いんとする情熱のほとばしりが知らず識らずの内に同人をして本件違反の渦中に投せしめたものであり、

㈢　被告人自ら選舉運動の費用を山田候補の為め調達し支出し失うところ多くして何等の利益を得ざりしこと、

㈣　熱海市民四千百五十六名より寛大なる御処致あらんことを裁判官に嘆願する書面を作成提出せられておることは被告人渡辺尚雄が市会議員を初め同市の各種の委員会の委員長等の要職にあり熱海市民から同市政に欠く可からざる要人として敬愛せられていることを了知することができる。

㈤　被告人渡辺英雄、同柴山精吾、同遠藤啓一郎、同窪田貞四郎等について何れも犯情憫察すべき事情あり、被告人渡辺尚雄と同様選舉權、被選舉權を停止せずとの御宣言を附加せられ度い。

㈥　相弁護人乙竹仲太の上告趣意書を茲に援用する。

以　上

昭和二九年(あ)第四三六号

被告人　渡邊英雄
同　柴山精吾
同　遠藤啓一郎
同　窪田定四郎

弁護人乙竹仲太の上告趣意

公職選擧法違反

右頭書被告事件につき昭和二十八年十一月十日東京高等裁判所第四刑事部において言渡された有罪の判決に對し被告より上告の申立を為したのでここにその趣意書を認めて提出致します。

第一点　第二審判決は其の理由第一点において被告人渡邊尚雄等が訪問した淺倉喜作外四十六名はいづれも同被告人等とは平素より懇意の間柄の者ばかりであるが、改正公職選擧法は被訪問者が訪問者と密接な間柄にある場合を戸別訪問罪から除外していないから、所論は採用し難いと斷ぜられましたが、被告等が昭和二十七年九月五日及び同月六日の両日に亘り相被告渡邊尚雄が雇い上げた自動車に同乗して馳驅した区域は靜岡県下の沼津市、三島市及び駿東郡の二市一郡に亘り、地積実に十数方里、其の戸数数万に及ぶ中において前記四十六名を嚴選択出して訪問したのであるから其の実体は戸別と か連續とかと稱し得べきものではなく遙かにそれを超越して居る。即ち甲と乙との間甚だしい間隔内に点在するのであるからあるから若し動力車を得難かりせば其の及ぶ処漸く一日数戸に止まつたであろう、かるが故に改正選擧法実施の今日に於ても以上の事実に對し公職選擧法第百三十八条第一項に問擬したのは錯誤でなければ重大なる事実の誤認であり判決に影響を及ぼすものであるから破棄を免かれない。

一

第二点　被告等は相被告人渡邊尚雄より交付を受けた金員はいずれも山田彌一候補の為め選舉狀況の連絡又は報告をなすにつきその足代として供與されたものであつて、原判示の如く投票又は投票取纏めの謝礼等として授受されたものでないのに第二審判決は原判決擧示の証據を綜合すれば原判決認定の事実は優に之れを認めることができ、記錄を精査檢討しても原判決に事実誤認の点は存しないと斷せられたのは承服し難い。即ち

一、被告人中窪田定四郎を除く他の三名が相被告渡邊尚雄より交付を受けた選舉に関する費用は居村である韮山村に関するものであることは、第一審第二審を通じて御認定の一致する処であるが、本村は労農党の候補者である久保豊が村長として令名高かつた其の村長を辞職して立候補した所在村であつたから舉村団結して同氏を推戴後援したのは当然で、たとえ被告等が親戚其の他縁故関係を辿りて割り込みを策するも全然無効の策動であることは全被告の熟知する処で其の事情は渡邊尚雄の上告趣意書に詳記する通りである。かるが故に選舉狀況に関する連絡報告については同被告より頼はあつたが投票又は投票の取纏めについては曾て話頭にさえ登つたことがなかつた。而して被告等は同被告とは夫々近親、遠縁、又は兄弟同様の関係にあるし、山田彌一候補も亦居村韮山中学校の出身であるから之れに関し応分の後援を為すべきは当然で其の依頼せられた選舉の狀況については克明に報告する考であつたから、同被告から之れに要する旅費、弁当代の実費であるから受取つて貰いたいと熱心に申込まれ、前記の如き間柄であるから受領したのであつたが（若し謝礼を含み居れば拒絶するは勿論である）其の後選舉期日前に事発覺し同被告は家宅捜査を受け、其の身は拘束せられて一大頓挫を来たし前記実費として交付せられた金額も亦消費し盡くすには至らなかつた次第である。（第一審に於ける第一回公判調書、被告渡邊英雄に對する檢察官の第一回及第二回供述調書、被告柴山精吾に對する檢察官の第一回供述調書、被告遠藤啓一郎に對する檢察官の第一回供述調書）以上の事実であるから原審判決には重大なる事実の誤認ありと思料する。

二、相被告渡邊尚雄が被告窪田定四郎に對し、金一万五千円を交付した意図は恐らく投票又は投票取纏めの為めの足代、慰労費、饗応費を含んだ選舉費用に充当する為めのものと推察し、被告窪田は当時内田檢事の訊問に對して其の旨供述したのは事実であるがそれは全く被告の推測より生じた誤りで、相被告渡邊の交付の趣旨は選舉狀況の連絡又は報告するにつきその足代として交付されたものであつたのである。その上此の金錢は被告に於いて大切に保管し、最も有効である終盤時に使用せんと考え居りしに不幸同年九月二十六日被告渡邊は家宅捜査を受け身柄をも収容され、全然それを使用すべき機会を失い同年十月一日其の儘檢察当局に提出した次第で以上の事実は被告窪田定四郎、同渡邊尚雄が第一審公判廷に於ける供述並に同年十月九日内田檢事に對する第一回供述調書により明瞭であつて、原審判決は以上の事実を以て直ちに公職選舉法の金錢の供與と認定したのは重大なる事実の誤認である。

第三点　第二審判決は被告等に對する刑の量定が甚だしく不当であるから破棄を免れない。それは以下の情狀により明かである。

一、各被告等は過去において前科もないし亦選舉違反の事実もない。

二、各被告等は何れも山田彌一候補を知り其の人格を尊敬して居つたから之れを後援すべく心に期して居つたので被告渡邊尚雄に對し其の費用につき壹錢の要求さえ為したことはない。

三、被告渡邊英雄、同柴山精吾、同遠藤啓一郎は被告渡邊尚雄とは親族の関係若しくは兄弟同様の間柄であるし被告窪田定四郎は外地において共に公職に従事せし間柄であつて被告渡邊尚雄の提供する金錢に對し眞向うより拒絶することは為し難き事情にあつたこと

四、其の他渡邊尚雄の人物性行については第一審公判における証人岩田勇治の証言、被告窪田定四郎の人物性行については同公判における証人、靜岡県富士郡吉永村長、齋藤八重藏の証言等御参照の上、以上四被告人に對する刑の量定につ

き御酌量を與えられたい

五、特に被告窪田定四郎は居村において村会議員、助役、並に曾て最高点を以て村長に当選したが次点者の請を容れて之れに譲りたる等の経歴を有し、信望厚く義俠に富み事を執るに熱心であり、地方行政には極めて必要の人物であること は前記富士郡吉永村長の証言により明瞭であるから公職選挙法第二百五十二条第一項の選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定は適用しないとの御判決を與えられたい。

以　上

昭和二九年(あ)第四三六号

弁護人乙竹仲太の上告趣意

公職選挙法違反

右頭書被告事件につき昭和二十八年十一月十日東京高等裁判所第四刑事部において言渡された有罪の判決に對し被告より上告の申立をなしたのでここにその趣意書を認めて提出致します。

被告人渡邊尚雄

第一点　第二審判決は其の理由第一点において被告人渡邊尚雄等が訪問した淺倉喜作外四十六名はいづれも同被告人等とは平素より懇意の間柄の者ばかりであるが、改正公職選挙法は被訪問者が訪問者と密接な間柄にある場合を戸別訪問罪から除外していないから所論は採用し難いと断せられましたが、被告等が昭和二十七年九月五日及び同月六日の両日に亘り雇上げ自動車に同乗して馳驅した區域は静岡県下の沼津市、三島市及び駿東郡の二市一郡に亘り、地積実に十数方里、其戸数数万に及ぶ中において、前記四十六名を嚴選択出して訪問したのは其の実体において戸別とかと連續とかと稱し得べきものではなく遙かに之れを超越して居る、即ち甲と乙との間甚だしい間隔内に点在するのであるから若し動力車を得難かりせば其の及ぶ処漸く一日数戸に止まつたであろう。かゝるが故に改正選挙法実施後の今日においても以上の事実に對し、公職選挙法第百三十八条第一項に問擬したのは錯誤でなければ重大なる事実の誤認であり、判決に影響を及ぼすものであるから破毀を免れない。

第二点　被告人渡邊尚雄が相被告人渡邊英雄外五名に交附した各金員にはいづれも被告人渡邊英雄等が山田彌一候補の為め、選挙状況の連絡又は報告をするにつき、その足代として供與されたものであつて、原判示の如く投票又は投票取纏めの謝禮等として授受されたものでないのに、第二審判決は原判決挙示の証據を綜合すれば原判決認定の事実は優に之れを

認めることができ、記錄を精査檢討しても原判決に事實誤認の疑は存しないと斷せられたのは承服し難い。即ち

一、被告人渡邊尙雄が相被告人渡邊英雄外五名に交付した選擧に關する費用は、被告人等の居村である韮山村に關するものであることは第一審、第二審を通じて御認定の一致する処であるが、本村は勞農黨の候補者である久保田豊が村長として令名高かつた其の村長を辭職して立候補した所在村であつたから、擧村團結して同氏を推戴後援したのは當然で、たとえ被告等が親戚其他緣故關係を辿りて割り込みを策するも全然無效の企であるのみならず、村民として何の面目ありて此の團結を破り得んやである。現に同村における選擧の結果は同村選擧管理委員會の証明書によれば（一件記錄に編綴せらる）投票總數約五千票中四千票は實に久保田候補の占むる処となりたる事實によりて証明せらるゝと同時に同村在住の被告等においても十分に予知した処であるから、投票日より僅か十五日を隔つに過ぎない九月十五日において此の如き依頼を為し、或は依頼を受くることは推測だに為し得ざる処で関係各被告が第一審において檢察官の取調に對して陳述した事實は眞實であり疑う余地はない。故に若しこの堅城を突破せんとすれば勢ひ巨額の財力を以て臨む外なきに被告尙雄の之れに對処せし態度は如何、自ら体驗せし自動車賃、中食代一日間の失費合計約七千円に對し僅々一日二百円の割合を以て英雄以下の各被告に交付し、各被告も亦唯々として之れを受けたのは單に選擧に関する連絡、報導に関する用務に止まる点において十分の了解あると共に、其の金額が実費を超えるとか精算して殘余を返戻せしめるとかの余地あるべき筈なく、又日常多忙にして斯事に馴れざる農村労働者に詳細なる支出計算を行はしめる煩累と迷惑を免れしめたる事情に基くのである。証の証據は第一回乃至第五回公判調書並に被告等の宮崎檢察官に對する供述調書、被告尙雄の田上檢察官に對する第一回供述調書以下、並に証第一号証據書類のメモ並に宮崎檢察官に對する第二回供述調書等により十分に御認斷を得べく、原審判決は重大なる事実の誤認あると思料する。

二、被告が相被告窪田定四郎に對し昭和二十七年九月十八日靜岡県富士郡富士町本町一丁目七番地旅館加島館において

「是れは少ないが選擧の費用に使つて呉れと申して金壹万五千円を交付した」とは被告が内田檢事に對し第一回供述調書に答えている処で、稍包括的ではあるが富士郡一円は其の區域拡大で数人の補助者を要するし山田候補者の姓名さえも聞えていない境域であつたから其の額に斟酌を加えたに過ぎないので同郡に限り選擧運動の内容を拡大した様なことは絶對にない。従つて右金額中に慰労費饗応費等を含むとのことは全く被告窪田定四郎の誤解に過ぎないのである。又被告は被告窪田に對し前記金額を交付したのに相違はないが、窪田は後に記す如く後日其の使用金額、費途を精算して殘額を返還する意図を有せしこと明らかであるから未だ被告の行為は公職選擧法第二百二十一条第一項第一号の財産上の利益の供與には到つて居ない。然るに第一審判決は直ちにこれを候補者山田彌一への投票依頼の為めの戸別訪問並に投票取纏めの為めの足代、慰労費、饗応費を含んだ選擧費用として供與したものであると認定し、第二審判決も亦之れを肯定せられたのは共に重大なる事実の誤認である。

因みに相被告窪田は本文交付金を精算して殘額を返還する考えを以て交付を受けたと第一審の公判廷において申立てゝ居り、其の受けた現金は手鞄に入れたり或は封筒に入れて我が身を離さず保管をなし、選擧に関する失費は総て自己の嚢中より支出して居たが、一週間後の同年九月二十六日には被告が家宅捜査を受け身柄をも収容され茲に該交付金額の使途を失うに至つたから遂に被告窪田は十月一日投票当日該金額を其儘檢察当局に提出した次第で一銭たりとも被告より公職選擧法に所謂財産上の利益の供與は受けて居ないのである。

第三点　第二審判決は被告事件に對する刑の量定が甚しく不当である。

一、被告は山田彌一候補より頼まれたものでも何でもなく同氏より過去に受けた異常の恩顧に感奮し自ら買つて出でた運動員であり、その動機は報恩と義俠で物事に処する熱心と徹底せねば措かぬ性格が之れを助けた。従つてそこには背徳

とか不潔とかは絶体にない。

二、本件韮山村に於ける選擧戦の相手方は労農黨の久保田豊代議士であり富士郡においては社会党左派に属する勝又清一代議士である。而して労農党代議士及び社会党左派の代議士候補に比し自由党代議士候補が選擧に失費を要するは全く選擧人の持てる多年の風習であるから自由党に属する山田候補を援助せんとする被告において心中に斯る事情の往来すべきは数の免れざる処で酌量を受くべき事情の一と思料する。

三、被告が本件において語つた人々は親族又は之に準ずる特別悃懇の間柄に在る者で外地よりの引揚者か又は中流以下の貧農である。此内にありて獨り被告のみが山田候補の引立を受けて不自由のない境涯となつたのであるから、たとえ是等語つた人々が大なり小なり山田候補を知つて居る人々であつても選擧に関する情報の蒐集や運動に要する車馬賃弁当代を自弁せよとは不能のことで、被告の懐中より支出したのは被告の為めに赦さるべき情状の一と信ずる。

四、被告は自ら進み出でて選擧運動をなし費用一切を負担し山田候補の為めに小別働隊様のものを組織したのは行き過ぎた行為ではあるが、是等関係者は極めて小人数小區域であり又当時被告の意中には恩人山田の為めに計るに他に方法なかりしのであり、而も本件は山田候補の選擧に関しては何等の影響と効果とを齎らさなかつたのである。以上の次第で本件は悪質的容疑は毫もなく、又被告には前科もないし過去において選擧違反の事実もない。

五、被告が熱海市における市会議員としての重要性、其の活動の状況、其の他身に帯ぶる公職に對して盡瘁しつゝある状況自由党副幹事長として党務を執掌しつゝある状況、住所附近における評判徳望等については熱海市長山形文雄、同市市議会議長多田秀の第一審公判廷における証言、第一審である静岡地方裁判所沼津支部に對する熱海市民四千百五十六人が署名捺印せる歎願書によりて証明し得る処であるから、被告に對しては特に公職選擧法第二百五十二条第一項の選擧権及び被選擧権を有しない旨の規定を適用しないとの御判決を與えられたい。

六、熱海市は近年相踵いで災厄に遭遇し市政の運營は実に容易でありませぬ。当弁護人は多年同市の法律顧問を託せられて事情を詳知して居るので此の非常時において同市の市政を円滑に運營せしめる為めには被告は極めて重要なる存在であり、眞に欠くべからざる一人であるから被告をして将来引續き市政に貢献せしめ得る様特に判官各位の御考慮を仰ぎたい。

七、尚以上の情状については被告、並に相被告渡邊英雄同柴山精吾同遠藤啓一郎同窪田定四郎同鈴木音次郎同川口治作の第一審判公廷における供述、檢察官、檢察事務官に對する供述調書により明かであるから御参照を願いたい。

以　上

昭和二九年(あ)第一二八七号

決定

本籍　朝鮮慶尚南道居昌郡熊陽村老安里
住居　松本市四谷町一五二八番地
日雇　慎判根　当五五年

本籍　朝鮮慶尚北道金泉郡大徳面館基里
住居　長野県東筑摩郡里山辺村字西小松
無職　鄭順伊　当三〇年

右被告人慎判根に対する公文書毀棄、同鄭順伊に対する公務執行妨害、器物損壊各被告事件について昭和二八年一一月一〇日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

弁護人関原勇の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは

昭和二九年七月一四日決定　昭和二九年(あ)第一二八七号　二

認められない。（所論告訴状名義者はいずれも本件器物の管理者であつて、告訴権を有するものであることは裁判所会計事務に関する規定上明らかである）。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年七月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二九年(あ)第一二八七号

弁護人関原勇の上告趣意

右頭記被告事件の上告の趣意を左の通り述べる。

第一点

原判決は被告人鄭順伊に対して器物損壊としての事実を認めた第一審判決を認容している。しかし、本件公訴が果して適法であつたか否かについて考えねはならぬ。親告罪であることの本件においては、適法な告訴があることを前提とし、適法な告訴と称するには、告訴権を有するものゝ告訴でなければならないこと明瞭である。

処で、本件の器物損壊罪の対象になつた椅子は果して誰の所有であるか、第一審判決自体が必ずしも明瞭ではない。

（この点は別の論点でも検討する）

しかし記録に現われたところによれば、昭和二十七年六月十日附にて、長野地方裁判所松本支部裁判官沢村直、及び、物品会計官吏伊藤明夫名義の告訴状が一通、更に長野地方裁判所長坂井改造名義の告訴が一通記録に編綴されている。

告訴権者は、刑事訴訟法第三三〇条の規定の趣意により、犯罪によつて害を被つたものであるという原則からみると、右告訴者の複数という存在は一体何を意味するのか不明である。

椅子が、他の論旨をしばらくおくとして、その所有者は誰であるかを考えた場合、それは当然国でなければならない。そうだとすれば告訴権のないものが、告訴をしたことになるのであり、又右の二通の告訴状の存在によつては、趣旨必ずしも明確でないが、国を代表するとも、何とも明示していない。

被告人　鄭順伊

同　根伊

結局本件は、無効の告訴に基くものであり、公訴提記の要件を欠くものであつて公訴を棄却しなければならないのにかゝわらず、判決した違法が存在するものであり、憲法第三十一条に違反する原判決は破棄を免れない。

第二点

原判決は被告人鄭順伊に対して、判示第二の事実として、被告人が、「その際右椅子を（右椅子とは、前に在つた椅子である）コンクリートの床に叩きつけて……器物を損壊した」と認定した第一審判決と同内容で認定している。しかして右事実につき刑法第二百六十一条のいわゆる「物」とは、同法第二百六十二条との関連において理解する限り、他人の物でなければ、その意味がない。処が、原判決と同内容である第一審判決の判示記載を幾ら検討しても、右の物（椅子）の所有者が誰であるかは、全然判明していない。又右物の告訴権者が誰であるかについては前示論旨第一点に述べた通りであるが、とも角、器物損壊罪として、原判決の判示第二の如き記載では、器物損壊罪の内容を特定判示し得たものとは云えない。原判決はこの点に関し、訴訟手続に法令の違背があり、更に、判決に影響を及ぼすことが明かであるから破棄を免れない。

第三点

原判決は、第一審裁判所の裁判が果して裁判権あるものであるか、どうかについて全然考えていない。本件は、被告人両名とも、いずれも長野地方裁判所松本支部法廷内において行われた行為であることは認めている。そうすると、いわば同一裁判所構内に行われた本件を同一裁判官が、しかも、告訴をしたと称するものは同裁判所の裁判官でもある。このような事実は、いわば、被害者的立場に立つ裁判所が自ら裁判をしたということであり、裁判の公平は期せられないものであるし、管轄権があるか、否かについても全く疑わしいものである。

原判決は憲法第三十七条に違反する第一審判決を認容したことにつき、違法があるから破棄を免れない。

第四点

被告人鄭順伊に対して第一審判決の懲役三月を、更に、慎判根に対して、同懲役三月をいずれも執行猶予を付さないという立場を原判決はとつた。

しかし、本件は、第一審判決が執行猶予にしたのを検察官が控訴した結果、その理由があるということになつたのであるが、原判決が、かくも、実刑に付する判決において、その理由とする処は極めてあいまいである。

本件の検察官の控訴の理由が如何に偏見予断に基き、証拠に基かざる論旨を使用したかということについては、弁護人の答弁書（但し鄭順伊について）及び、控訴趣意書の記載により明かである。

本件が、一時的には社会の耳目をひいた事件であることは明かであるか、それかと云つて、本件被告人等の行為は、全く自然的偶発的のものであつて、全く、被告人等の感情を無視した原判決の量刑であると云わざるを得ない。

原判決は量刑不当であること、著しく正義に反しているものであること明瞭であるから破棄を免れない。

以上

昭和二九年(あ)第一〇一号

決定

本籍並住居　愛知県西春日井郡春日村大字下之郷四九〇一番地
職業不明
服部一徳
大正一三年七月四日生

右に対する公務執行妨害傷害被告事件について、昭和二八年一二月七日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人桜井紀の上告趣意第一点は事実誤認の主張に帰し、同第二点は原審の認定に副わない事実を前提とする違憲の主張で前提を欠き、同第三点は単なる法令違反の主張であつて（原判決の認定した事実関係の下においては、原判決の判示は正当であつて、所論の違法は認められない。）、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年七月一五日

最高裁判所第一小法廷

昭和二九年七月一五日決定　昭和二九年(あ)第一〇一号

昭和二九年七月一五日決定　　昭和二九年(あ)第一〇一号

裁判長裁判官　入江俊郎
裁判官　真野毅
裁判官　斎藤悠輔
裁判官　岩松三郎

二

昭和二九年(あ)第一〇一号

被告人服部一徳

弁護人桜井紀

右の者に対する公務執行妨害被告事件につき左記の通り上告の趣旨を申立てる。

第一点　原判決は刑事訴訟法第四百十一条第三号に該当している、即ち原判決が認めた罪となるへき事実中、広瀬真男巡査が被告人に『追つき背後から「何うして逃けるのか」と言ひながら、被告人の腕に手をかけた刹那被告人は後に振向くや否や矢庭に同巡査の顔面等を手拳を以て殴打し、又は足蹴にして暴行を加へ格斗するに至つたため、因て同巡査の右前腕及膝関節部に打撲擦過傷等治約七日間を要する傷害を負はせ』たとの判示は判決に影響を及ぼすへき重大な事実の誤認があるといふべきてある。

(1)広瀬巡査か被告人を追跡し、同人の腕に手をかけた刹那被告人は後に振向くや否や、矢庭に同巡査の顔面等を手拳を以て殴打し又は足蹴にすることか科学的に可能てあらうか、何人にも疾走中に追跡者から腕を摑まれ、振り向いて追跡者の顔面等を手拳て殴打し又は足蹴にすることが、疾走と言ふ運動を考慮に容れて考へた場合不可能といふことは、明かてある、(1)第一審の証人村瀬元雄は被告人か広瀬巡査を足て蹴つたのを十米位の距離て認めたと公判廷て述へているが、第一審裁判所の現場検証に依り十米の間隔にては、被告人の行為は暗くて識別出来ないことか明確にされているのである、(3)第一審証入山田一太の供述に依れは、広瀬巡査の右膝の擦過傷はゴム靴ならは余程ひどく蹴らねは斯様な傷にはならない旨を述へている、又広瀬巡査は被告人に迫いついて腕を摑んて、どうして逃けるのたと二回言ふと被告人は手拳をあけて殴つて来ると同時に足て蹴たほした旨を、第一審公判廷に於て述へている、然し右(1)に於て述へた如く被告人の疾走と

云ふ運動を考慮に容れゝば手拳て殴ることも足蹴にすることも不可能てあり、又右山田証言の如く余程ひどく蹴ること

も不可能てある。

以上(1)(2)(3)に述へた如く原審の罪となるへき事実の認定は、合理性を欠き真偽の程の疑はしい証言に依つてのみ之を認めたもので承服し難い。

第二点　原判決は本件被告人の罪となるへき事実に於て認めた、広瀬真男巡査の被告人を追跡し、同人の背後より「何うして逃けるのか」と言ひながら被告人の腕に手をかけた行為を、或は公共の福祉の名を藉り、或は警察官の真にやむを得ない行為てありとして警察官等職務執行法第二条第一項の範囲内の行為てあり、逮捕行為と目すへきてなく、適法の行為てあると判示し原審弁護人の被告人の本件所為を以て正当防衛てあるとの主張を斥けているが、右原審判示は憲法第三十一条、同第三十三条、同第三十四条、同第三十五条に違反した判断てあり不服てある、即ち

一、原判決は公共の福祉の名を藉りて警察官の真にやむを得ない行為てあるとして、右広瀬巡査の行為を職務質問の範疇に入るものと解釈しているが、憲法第三十一条、同第三十三条、同第三十四条、同第三十五条に依り国民の基本的人権を保障されるに至つたのは、日本国憲法の成立前に於ては、特に今次戦争中又はその前夜に於て国民の権利か無視され警察国家の典型てあつた、我国の実情に照し憲法て規定されたと云ふ歴史的事実を顧みて見るならば、原審の如く警察官等職務執行法第二条第一項を解釈することは、右憲法諸条項に違反する。

二、原判決の右の如き判示は、刑事訴訟法第一九八条、警察官等職務執行法第二条第三項を無視する結果となり前記憲法諸条項に違反することか明かてある。

三、刑事訴訟法に於て逮捕状無くして、逮捕出来ることは同法第二一〇条、同第二一二条の場合に限る、このことを見る限り原審判決か前記憲法の諸条項に違反することか明かてある。

四、原判決の前記判示の如き解釈は、警察官等職務執行法第四条第一項、同第五条、同第六条、同第七条の詳細な規定は不必要てあり、警察官は公共の福祉の名に依り又真にやむを得ない、職務行為として右警察官等職務執行法の諸条文は蛇足としか考へ得られないのに、右条文を必要とするは基本的人権を守る為にこそ制定されたものと解すへきてあり、然るに於ては原判決の解釈か不当不法てあることか明かてあり、従つて前記憲法の諸条項に違反するものと断せさるを得ない。

第三点　原判決は警察官等職務執行法第二条第一項の解釈を誤り、従つて刑事訴訟法第四百十一条一号に該当する、即ち原審判決は、

広瀬巡査の被告人を追跡し同人に追つき背后から「何うして逃けるのか」と言ひながら被告人の腕に手をかける行為を警察官等職務執行法第二条第一項に定められた権限内の行為てあると解釈しているが、右解釈は同法第二条第三項を無視している何となれは被告人は右事実前に駐在所に連行され答弁を強要されたものてあり、被告人の駐在所より走り出したことは、警察官等職務執行法第二条第三項により、刑事訴訟法に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され又はその意に反して駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されないことを被告人か要求していることを明かてあり、斯様な事実を原判決は無視して職務質問を不法不当に拡張解釈しているのには承服出来ない。

以　上

昭和二七年(あ)第五九四六号

判　決

本籍並びに住居　甲府市伊勢町二七一七番地
呉服店員
北　村　誠
大正一一年一〇月一五日生

本籍並びに住居　同市同町二七一八番地
土　工
植　松　要　造
昭和五年一二月八日生

右各傷害被告事件について昭和二七年七月八日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

当審において被告人北村誠のために付した国選弁護に関する訴訟費用は同被告人の負担とする。

理　由

被告人植松要造の弁護人古明地為重の上告趣意第一は憲法違反を主張するが憲法三七条二項は被告人又は弁護人から申請した証人は裁判所において不必要と思われる者まで悉く尋問しなければならないという趣旨ではなく、従つて裁判所が被告

人からした証人尋問の申請を必要ないものと認めて却下しても同条項に違反しないことは既に当裁判所の判例とするところであるから所論は理由がなく（昭和二三年(れ)第二三〇号同年七月二九日大法廷判決、同年(れ)第二九九号同年七月一七日第二小法廷判決各参照）、同第二は量刑不当、事実誤認の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

被告人北村誠の弁護人環直彌の上告趣意は原審において主張も判断もない事項について本件第一審判決に対する判例違反を主張するものであつて、論旨自体不適法であるばかりでなく、所論の共犯であるか否かの点は結局本件については判決に影響を及ぼさないことが明らかであるから所論は採用に値しない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条（なお被告人北村誠に対し同一八一条を適用する）により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二九年七月一六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

弁護人古明地為重の上告趣意

東京高等裁判所が本件に付き為したる裁判には左の如き憲法違反若くは刑事訴訟法第四百十一条第二号第三号該当の事実がある。

第一、憲法違反の事実

憲法第三十七条第二項には刑事被告人はすべての証人に対し審問する機会を充分に与へられ又公費で自己の為に強制的手続に依り証人を求める権利を有すると規定されているが本件に付いては此被告人の権利を毫も認められず原審判決はなされている。

本条の趣旨は被告人に有利なりとして証人審問を求めた以上其結果の如何を問はず之を採用すべしとの一大法則が打立てられたものと解すべきであり旧憲法と旧刑事訴訟法下に於いてなされた如く自由心証の下に証人の採否も自由なりと云ふ解釈は許されないのである勿論重複したり引延ばし目的等の為め申請したと見られる場合は之を却下すべきであるが然らざる場合には被告人が此憲法に依り保証された証人審問を求めた以上は独り無罪の場合は勿論刑の軽重に関する事実に付いてもこれを証人に依り審査しなくてはならぬ。

然るに第一審裁判所に於いては当弁護人は被告人植松は本件犯行時飲酒酩酊して心神耗弱状態であつたと主張しその事実を明かにするため証人として植松ことを申請したるに第一審裁判官は必然的に被告人に不利益な証言をすべき立場にあつた証人平川政一のみ審問し植松ことの審問を却下し独断で心神耗弱の抗弁を排斥して被告人へ実刑を科した而して第二審に於いて当弁護人は控訴趣意書全般に亘り此非を指摘抗争したるに第二審裁判所に於いても此争点を不問にして控訴棄

昭和二七年(あ)第五九四六号

被告人　植松　要　造

却を言渡した。

右第一、第二審共に憲法第三十七条第二項の被告人の唯一の権利を無視した。

或は右両裁判所に於て植松ことの証言では被告人の当夜の酩酊状態は不明なりとして採用しなかつたのかも知れないが斯る予断は公平なる裁判を為す上に於いて絶対禁物である諺に「子を知る者は其親にしかず」の格言を打忘れたものと云ふべきである。

尚弁護人が申請した植松こと証人に依つて被告人の家庭に於ける素行仕事振りを本件犯行後の改悛の情等も十分調査して貰ひたかつたのである然るにこれらの諸点に付き何の調べも為さず実刑を科した裁判官こそ非民主的も甚しく斯る憲法違反の事実は断じて看過すべきでない宜しく原判決を破棄し差戻の上証人植松ことを審問さすべきである。

第二、刑事訴訟法第四百十一条第二、第三号該当の量刑過重及重大なる事実誤認の事実もある。

即ち被告人に有利となるべき証拠を排斥して不利認定をして実刑を科した事は証拠の調べが足りないためであり過重であつてはならない事案に対し事実を見誤つた事になりその結果罰金で目的を達し得る被告人へ実刑を科したものと云ふべきであり公平を欠き常識的裁判でない事になる。

以上

昭和二七年(あ)第五九四六号

弁護人環直彌の上告趣意

本件第一審判決は刑事訴訟法第四百五条第三号に該当するものである。

本件の第一審判決は被告人と相被告人との別個の傷害の事実を認定し、たゞ傷害の軽重、傷害を加えたものが不明であると認定した上刑法第二百七条を擬律した。

然し乍ら該判決列挙の証拠を綜合すると、被告人と相被告人植松要造とが本件犯罪を犯すに当り両名が夫々自己の友人の暴行に加担し乃至は自己の暴行に対する援助を受ける意志を以て相協力したものであることは明らかであつて、刑法上意思の連絡、共謀の事実が有すると云わねばならない。然るに前記のような事実認定をなしたのは事実を誤認したものであり、然りとすれば本件に対しては刑法第二百四条、同法第六十条を適用処断すべきであつて、右は大審院判例大正三年(れ)第一五五七号同年七月一四日刑三部判決、昭和一一年(れ)一四七六号同年一一月七日刑三部判決の二大審院判例の明示するところである。従つて判示事実に対し刑法第二百七条を適用したのは正当であるとするも、右判示事実が事実誤認の違法である限り本件につき同条を適用したのは右二判例と相反する判断をしたものと云わねばならない。

東京高等裁判所のなした第二審判決は控訴申立の理由である量刑不当の点についてのみ判断し右法律の適用違反の点には触れていないので刑事訴訟法第四百五条の解釈上前記の点が適法な上告理由にならないとの疑がある。然し同条が単に「高等裁判所がした……判決に対しては……上告の申立ができる」としていることのみからの文字解釈として高等裁判所の判決自体につき同条第一号乃至第三号の事由がある場合のみ適法の上告理由となるとの見解は不当である。第一審の訴訟手続、判決、第二審の訴訟手続につき同条第一号乃至第三号の事由がある場合も包含するというべきである。何となれば第二審の

被告人　北村　誠